

平成17年度 大規模駐留軍用地跡地等利用推進費

普天間飛行場跡地利用基本方針策定調査報告書

平成18年3月

沖 縄 県
宜 野 湾 市

はじめに

普天間飛行場の跡地利用については、国、沖縄県及び宜野湾市の連携により、跡地利用計画の策定に向けた取り組みが進められてきており、それらの成果にもとづき、平成18年2月に、跡地利用計画の基礎となる「普天間飛行場跡地利用基本方針」が策定されたところである。

本調査は、基本方針の策定に資することを目的として、平成15年度から3ヶ年度にわたって実施したものであり、関連調査等の成果、県民の意向、これまでの提言・提案等、跡地利用にかかる広範な情報収集にもとづき、総合的な見地からの論点・課題の整理等に取り組んできている。

本報告書は平成17年度調査の成果を取りまとめたものであり、第Ⅰ章は、宜野湾市及び沖縄県による基本方針案づくりの指針として取りまとめられた「基本方針の策定にかかる指針」の全文であり、第Ⅱ章では、「基本方針」の要旨とあわせて、本調査における3ヶ年度の検討成果を集大成し、「方針策定の背景・ねらい」として取りまとめている。また、付属資料には、本調査が実施した業務の記録として、会議録、県民・地域フォーラムの概要、県民意向調査の結果等を取りまとめている。

なお、本調査の実施にあたっては、学識経験者、地権者代表、関係行政機関の参画を得て「普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会」を設け、多角的な視点からの提言や意見交換をいただきながら検討を行ってきており、「基本方針の策定にかかる指針」は検討委員会からの提言として取りまとめたものである。調査成果の報告にあたり、検討委員会に参画いただいた関係各位に厚く御礼申し上げる次第である。

平成18年3月

沖 縄 県
宜 野 湾 市

目 次

I 基本方針の策定にかかる指針

- 1. 跡地利用の基本方向に関する提言 1
- 2. 跡地利用の具体的な内容に関する提言 5
- 3. 今後の取り組みに関する提言 11

II 基本方針の要旨及び方針策定の背景・ねらい

- 1. 基本方針策定の趣旨 15
- 2. 跡地利用の基本方向 27
- 3. 跡地利用に関する分野別の方針 37
- 4. 今後の取り組みに関する方針 55

付属資料

- 資料－1 本調査において実施した業務の概要 63
- 資料－2 基本方針策定審議調査会の記録 68
- 資料－3 基本方針検討委員会の記録 87
- 資料－4 ワーキング部会の記録 98
- 資料－5 県民レポート 123
- 資料－6 基本方針パンフレット 129
- 資料－7 県民フォーラム、地域フォーラムの実施 133
- 資料－8 県民意向調査の結果 157

I 基本方針の策定にかかる指針

本章は、宜野湾市及び沖縄県による基本方針案づくりの指針として、普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会において取りまとめられたものであり、下記の三つの提言で構成されている。

1. 跡地利用の基本方向に関する提言

跡地利用にかかる計画づくりの柱とすべき基本的な考え方を示すものであり、跡地利用の目標、跡地利用の基本姿勢及び跡地利用の促進に向けた取組にかかる指針を取りまとめている。

2. 跡地利用の具体的な内容に関する提言

跡地利用の基本方向を実現する上で必要な跡地利用の具体的な内容について、これまでの検討成果等にもとづき、現段階における指針として取りまとめている。

3. 今後の取組に関する提言

跡地利用にかかる計画づくりを進める上で、今後、必要とされる取組の方向を示したものであり、基本方針に盛り込むべきことを指針として取りまとめている。

1. 跡地利用の基本方向に関する提言

1) 跡地利用の目標

① 地権者の土地活用の促進

地権者の意向にもとづく土地活用を早期に実現する。

- ・ 普天間飛行場はほとんどが私有地であり、接收後60年が経過しているため、地権者の高齢化が進んでいる。返還後速やかに、接收前の居住地への復帰や新たな土地活用を実現し、生活再建に向けた地権者の期待に応える必要がある。
- ・ 最近の地権者意向からみると、市街地としての土地活用や地権者の自己利用による土地活用が期待されており、跡地利用の目標として重視する必要がある。

② 宜野湾市の将来都市像の実現

宜野湾市が目指す将来都市像の実現に向けて、跡地においては新しい都市拠点の形成や幹線道路網の再編整備等に取り組む。

- ・ これまでの提案や提言においては、基地によって歪められてきた宜野湾市の都市構造や都市環境の改善につながる跡地利用に対する期待が大きい。
- ・ 「宜野湾市都市計画マスタープラン」（平成16年10月 宜野湾市）においては、跡地と既成市街地の一体的な将来都市像が目標とされており、跡地における新しい都市拠点形成や跡地と既成市街地にまたがる幹線道路整備等が方針として示されている。

③ 沖縄県や中南部都市圏の振興

沖縄県や中南部都市圏の振興を目標として、跡地利用による産業・機能の導入や広域的な都市基盤整備等に取り組む。

- ・ 広大な規模を有し、中南部都市圏の中央に位置する跡地の特性を活用し、沖縄県や中南部都市圏の振興につながる拠点の形成が期待されるとともに、跡地利用による幹線道路整備や大規模公園整備等が計画されている。
- ・ 「沖縄振興計画」（平成14年7月 内閣府）においては、「普天間飛行場の跡地利用は沖縄全体の振興に影響が及ぶため、沖縄の振興をリードする高次都市機能の導入や基幹道路の整備等を総合的かつ計画的に進める」ことを方針としている。

2) 跡地利用の基本姿勢

① 関係者の参加と協働

地権者、市民・県民及び市・県・国の参加と協働による取組を促進する。

- 地権者の意向を反映させるためには、地権者の主体性を尊重し、積極的な参加を促進する必要がある。
- 跡地利用は、宜野湾市や沖縄県の振興拠点を目標としており、市民・県民の意向の反映に努める必要がある。
- 跡地利用の目標や跡地の広大な規模からみて、跡地の有効利用を実現するためには、市・県・国の協働による取組を促進する必要がある。

② 環境資源に対する配慮

跡地の自然資源や文化資源に配慮し、環境との共生による跡地利用に努める。

- 普天間飛行場には琉球石灰岩台地特有の洞穴や地下水脈が発達し、埋蔵文化財、希少な生物の棲息地等も数多く分布しており、跡地利用に当たっては十分な配慮が必要である。
- 特に、地下水脈は、普天間飛行場の外で湧水となり、文化財を形成する要素や農業用水として利用されているため、跡地利用による水量の減少や水質の低下をまねかないようにする必要がある。
- また、地盤条件等との適合性に配慮することにより、跡地利用の安全性を確保する必要がある。

③ 周辺整備との連携

跡地利用に必要な周辺整備や跡地利用と連携した既成市街地の環境改善を促進するために、跡地と周辺市街地の一体的な整備に取り組む。

- 普天間飛行場は接收前は農地や集落地であり、周辺市街地と結ぶ幹線道路等が未整備なため、このままでは市街地としての土地利用に必要な条件が整わない。
- 市街地とするためには、跡地の内外における大規模な都市基盤整備が必要であり、特に、周辺市街地における幹線道路整備は、跡地利用にとって不可欠である。
- また、普天間飛行場の周辺においては、跡地利用とあわせた既成市街地の環境改善が期待されており、跡地利用の目標の一つとして取り組む必要がある。

④ 社会経済動向の反映

今後の社会経済動向を見守り、状況の変化に柔軟に対応し、目標の実現に努める。

- 国内外の情勢の変化や国際化、情報化等の新たな潮流に対応するために、沖縄県における自立型経済の構築に向けた柔軟な舵取りが必要であり、跡地利用においても、それらの取組との連携を図る必要がある。
- 振興の拠点に期待される具体的な役割も変化していくものと予想されるため、柔軟な対応や持続的な取組により、目標の実現に努める必要がある。

⑤ 段階的な跡地利用の実現

土地需要見通しを踏まえつつ、段階的な跡地利用を計画的に誘導し、それぞれの段階において、効果的な跡地利用が実現されるように努める。

- 戦後、急増を続けてきた中南部都市圏の人口もやがてピークを迎え、住宅需要も縮小に向かうことが予想されているため、普天間飛行場の跡地においては、旺盛な住宅需要の中で進められてきたこれまでの跡地利用とは異なり、時間をかけて土地需要が発生していく可能性が高いと見られる。
- そのため、跡地の有効利用の実現には、長期にわたる持続的な取組が必要であり、土地需要の時間的な見通しにもとづき、段階的な跡地利用を計画的に誘導することにより、まちづくりの中間的な段階においても、跡地利用の効果が十分に発揮されるように努める必要がある。

3) 跡地利用の促進に向けた取組

① 広域的な施策の導入による土地活用の促進

地権者との協働により広域的な施策を導入し、その効果を活用して跡地における土地利用の可能性を広げることにより、地権者による新たな土地活用を促進する。

- ・ 沖縄県の振興や宜野湾市の振興に寄与する広域的な施策を導入するためには、用地の確保や受け皿の整備等に、地権者との協働が不可欠である。
- ・ 一方、地権者による新たな土地活用を促進するためには、跡地における土地利用の可能性を広げる必要があり、大規模公園によるイメージアップ、幹線道路による交通条件の向上、新しい都市拠点形成による集客の拡大等、広域的な施策の導入に対する期待が大きい。

② 優れた環境づくりによる跡地利用の促進

優れた環境づくりにより、生産や生活の場としての魅力を高め、振興の拠点としての産業・機能の導入や滞在・来住の拡大により、跡地利用を促進する。

- ・ 跡地を拠点として沖縄らしい空間の再生に取り組むことにより、これからの時代におけるゆとりある住宅地づくりや魅力的な振興拠点形成をリードし、国際的な評価にも耐えるまちづくりを実現することにより、跡地利用を促進する。
- ・ 「環境共生」、「ゼロエミッション」、「地球温暖化防止」に率先して取り組み、持続的な発展の基礎を築くとともに、その成果を国内外に発信することにより、国際協力や産業振興に向けたポテンシャルを高め、振興の拠点としての跡地利用を促進する。

③ 持続的、段階的な取組による跡地利用の目標の実現

長期にわたるまちづくりに対応するために、持続的な体制づくりや段階的な計画づくり等に取り組み、跡地利用の目標を実現する。

- ・ 広域的な位置づけに定める跡地利用を実現するためには、沖縄県や中南部都市圏の発展と歩調をあわせ、かつ、リードするような長期にわたる取組が必要である。
- ・ 長期にわたる取組を推進するためには、地権者との協働、県民・市民意向の反映、市・県・国の連携等に向けた持続的な体制づくりに取り組む必要がある。
- ・ また、その間の状況の変化に柔軟に対応するためには、段階的な計画づくり等に取り組み、跡地の有効利用を促進する必要がある。

2. 跡地利用の具体的な内容に関する提言

1) 土地利用及び機能導入について

① 振興の拠点としての産業・機能の導入

普天間飛行場の跡地においては、長寿健康産業、観光リゾート産業、環境産業等を中心とし、国際交流、人材育成、既存の県内産業や機能との連携・活用を軸とした産業・機能の導入により、沖縄県の振興の拠点を形成する。

具体的な拠点形成の方向としては、周辺の大学等との連携による産業創造拠点形成を目標とし、緑につつまれた「産学住遊創」の空間づくりを推進することが望まれる。

- ・ 跡地においては、中南部都市圏の中央に位置するという地理的特性を活かし、県内の既存の産業集積地や大学、研究機関等との連携の拠点としての位置づけに応える産業・機能の導入を促進することが望まれる。
- ・ また、日本の南の玄関口に位置し、東南アジア諸国と隣接するという沖縄の地の利を生かして、国際交流や国際協力の促進をも視野に入れた産業・機能の導入を促進することが望まれる。
- ・ 産業創造拠点は、優れた環境の中で複合的な機能集積を図り、人、物、情報の交流を活発にすることにより、新たな価値を創造しようとするものであり、これからの有力な産業振興策として世界の潮流となりつつある。普天間飛行場の跡地は、産業創造拠点を形成する上で、優れた立地条件を備えている。

② これからの時代にふさわしい住宅地づくり

普天間飛行場の跡地においては、特色ある自然環境を活用し、風土に根ざした新たな沖縄らしい住宅地づくりを推進する。

新しい住宅地の暮らしを支える生活関連サービス機能を確保するために、既存施設の活用にも配慮しつつ、公共・公益施設等の整備にかかる計画づくりを進める。

住宅地における暮らしの質を高め、持続させていくためのしくみとして、コミュニティづくりを推進する。

- 普天間飛行場の跡地においては、戦後の人口急増期に喪失してきた沖縄らしさの原型を踏まえ、新たな沖縄らしい住宅地づくりを進めること等により、住宅地としての魅力を高め、新たな需要を誘発していく必要があり、地権者による土地活用の促進にもつながる。
- 生活関連サービス機能を確保するために、住宅地計画の具体化とあわせて、世帯数や世帯構成、既存施設利用の可能性等に配慮して計画づくりを行うこととし、行財政需要の増大を抑制しつつ、効率的なサービスを実現するために、施設の利用圏に配慮したまとまりある住宅地づくりや既存施設の有効利用に配慮した住宅地の配置等に努める。
- コミュニティは、高齢化社会における暮らしの拠り所として、あるいは住宅地や公益施設等の管理・運営にあたる母体として期待され、優れたコミュニティの存在は住宅地の魅力の一つとして評価される。跡地においては、従前の居住地への復帰等、自己利用のための住宅整備を希望している地権者が多く、早期整備の可能性も高いと考えられるため、コミュニティづくりに向けた地権者の積極的な取組を促進する。

③ 宜野湾市の新しい都市拠点としての機能導入

宜野湾市の中央に位置する地の利を活かして、市民生活の拠り所となる新しい都市拠点形成を目指し、行政機能や市民サービス機能等を導入する。

- 「宜野湾市都市計画マスタープラン」においては、跡地の中央に「新ねたての交流拠点」が計画されており、市民サービスの中心としての位置づけも与えられており、長期的には、市庁舎の移転も視野に入れた展望が行われている。
- また、広域的な商業拠点としての機能導入等により、より広域的な圏域を対象とする交流の場としてのまちづくりに取り組むことも可能である。

2) 都市基盤整備について

① 幹線道路の整備

跡地においては、自然の地形や自然環境等との調和を図りつつ、広域的な幹線道路として計画されている（仮）中部縦貫道路と（仮）宜野湾横断道路、宜野湾市の幹線道路網を再編するための幹線道路の整備に取り組む。

- ・ 「沖縄県総合交通体系基本計画」（平成 14 年 3 月 沖縄県）においては、沖縄本島のラダー型骨格道路網として、跡地利用による（仮）中部縦貫道路と（仮）宜野湾横断道路が計画されている。
- ・ 「宜野湾市都市計画マスタープラン」においては、跡地利用による幹線道路網の再編計画として、上記の2本の道路を含め、東西3本、南北2本の幹線道路が計画されている。
- ・ これらの幹線道路は、広域的な要請に応えるとともに、跡地利用に必要な条件を整える上で不可欠である。

②（仮）普天間公園の整備

跡地においては、広域における防災性や公園の整備水準を高めるとともに、優れた環境づくりを促進するために、（仮）普天間公園の整備に取り組む。

- ・ 「沖縄県広域緑地計画」（平成 14 年 3 月 沖縄県）においては、（仮）普天間公園は交流と文化をテーマとする広域防災公園で、自然回復の拠点ともなり、大規模軍用地の返還記念公園として実現を図るとされている。
- ・ （仮）普天間公園は、跡地のイメージアップに向けた優れた環境づくりの中核となり、跡地利用を促進するためのまちづくり戦略としても期待される。

③ 公共交通システムの導入

多くの県民や観光客等を集め、沖縄の振興の拠点としてのまちづくりや（仮）普天間公園等の利用を促進するために、広域的な公共交通システムの導入に向けた検討を進める。

また、自動車利用による環境負荷を軽減しつつ、跡地内の移動性を高め、多様な機能が複合する効果を楽しむための先進的な取組として、ローカルな公共交通システムの導入に向けた検討を進める。

- 「沖縄県総合交通体系基本計画」においては、普天間飛行場を経由する東西、南北の公共交通軸が位置づけられ、短中期的には基幹バスシステムや新たな高速バスシステムの導入促進、中長期的にはモノレールの延伸や南北軸を形成する軌道系交通システムを検討することとされている。また、魅力的な交通環境の形成を目指した短距離移動システムとして、新たな開発エリアである普天間飛行場跡地において、先進的な交通システムに取り組むこととされている。
- 「宜野湾市都市計画マスタープラン」においては、公共交通の利用促進に向けた取組の一環として、モノレールと連絡する軌道系交通システムの導入について検討を進めるとされている。

④ 供給処理施設や情報通信基盤の整備

跡地においては、跡地利用計画の具体化とあわせて、環境に配慮した供給処理施設を整備する。

また、振興拠点における活動を支えるとともに、通信手段を活用した新しい勤務形態や新しい生活利便の実現に向けた情報通信基盤を整備する。

- 下水道整備に際しては、湧水の量・質への影響等を軽減するために、地下浸透方式の導入等に取り組む必要がある。
- 廃棄物の処理等については、ゼロエミッションに配慮した施設整備に取り組む必要がある。
- 沖縄県の優れたブロードバンド通信基盤、通信サービス環境を活用して、振興拠点にふさわしい情報交流を促進するとともに、通勤せずに仕事ができる在宅勤務やサテライトオフィス等の新しい勤務形態の実現、遠隔診療、インターネットショッピング等による生活利便の向上を図り、生活の場としての魅力を高める必要がある。

3) 環境づくりについて

① 自然環境や文化財の保全

跡地においては、自然環境や文化財等の現況調査にもとづき、保全の必要性等について評価を行い、計画づくりに反映させる。

- これまでの調査によると、跡地には貴重な生物の棲息地や埋蔵文化財包蔵地等が多く分布しており、学術的な価値の保全や特色ある地域文化の形成に配慮して、計画づくりに際しての対応指針を明らかにする必要がある。
- また、跡地には石灰岩台地に特有の洞穴が数多く分布し、地下水系を発達させている可能性が高いと見られるので、跡地利用による陥没の危険性や地下水系への影響等について確認し、計画づくりに際しての対応指針を明らかにする必要がある。

② 魅力的な環境づくり

跡地に特有の自然資源や文化資源を活用して、沖縄らしい街並みや景観の形成に向けて、個性的かつ先進的な環境づくりに取り組む。

また、これからのまちづくりの共通の課題として、「環境共生」、「ゼロエミッション」、「地球温暖化防止」に向けた取組の導入にかかる検討を進め、計画づくりに反映させる。

- 跡地の特性を活かした、国際的な評価にもたえる環境づくりは、跡地の魅力を高め、跡地への機能立地を促進していく上で効果的であり、まちづくり戦略として重視し、計画づくりに幅広く反映させる必要がある。今後、旧並松街道や旧集落等の再生、石灰岩台地特有の細かな起伏や既存樹林の活用、周辺地域との連携等にかかる検討を進め、沖縄らしい街並みや景観の形成に向けたデザイン方針を確立し、計画づくりに反映させる。
- 跡地においては、沖縄の特性である「亜熱帯海洋性気候」や「島嶼性」に着目して、持続的な発展に向けた先進的な取組を導入する必要がある。また、これらの先進的な取組を通じて得られた経験や技術的蓄積を活かして、国際協力や新しい産業の振興等に結びつけることを考慮しながら、計画の具体化に取り組む必要がある。

4) 周辺市街地整備との連携について

① 跡地利用とあわせた周辺市街地の整備

宜野湾市においては、跡地利用とあわせた新しい都市像の形成を目標としており、跡地と周辺市街地の連携によるまちづくりの具体化に向けた計画づくりを促進する。

- ・ 「宜野湾市都市計画マスタープラン」においては、跡地利用と周辺市街地の連携により、幹線道路網の再編、新しい都市拠点形成、既成市街地の環境改善等による新しい都市像の形成が目標とされている。
- ・ そのため、跡地利用とタイミングをあわせて取り組むべき周辺市街地整備にかかる検討を急ぎ、跡地利用計画に反映させる必要がある。

② 周辺市街地における幹線道路整備

跡地と結ぶ幹線道路は、跡地と周辺市街地にまたがって計画されており、跡地利用に必要な条件整備のために、周辺市街地における早期の幹線道路整備に取り組む。

- ・ 普天間飛行場と既存幹線道路とのつながりが弱いため、都市的土地利用による跡地利用を進めるためには、周辺市街地において、跡地と既存幹線道路を結ぶ幹線道路の整備が不可欠である。
- ・ また、周辺市街地における幹線道路整備は、周辺市街地の再開発の契機となり、都市構造の改善や土地の高度利用化につながることを期待されるので、そのような観点をも踏まえた計画づくりに取り組む必要がある。

③ 周辺市街地の都市機能の活用

周辺市街地の生活関連サービス機能等を活用した住宅地づくりは、跡地における住宅立地を促進するための方策の一つとして期待されるため、跡地と周辺市街地にまたがる生活圈形成に取り組む。

- ・ 跡地利用による住宅立地が一定の規模に達するまでは、跡地において新規の生活関連サービス機能（小・中学校、近隣店舗等）等を整備し、生活利便を確保することが困難と考えられるため、早期の住宅立地を促進するためには、周辺市街地の都市機能を活用した住宅地づくりが効果的である。
- ・ そのため、周辺市街地との近接性等に配慮した住宅地づくりや周辺市街地と跡地にまたがる新たな生活圈の形成に取り組む必要がある。

3. 今後の取組に関する提言

1) 計画の具体化に向けた取組

① 土地利用や機能導入にかかる計画づくりの促進

沖縄の振興の拠点としての産業・機能の導入については、引き続き、長期にわたる持続的な取組体制を整え、振興プロジェクトの具体化等に取り組む。

- 産業・機能の導入にかかる見通しは、今後の誘致活動等を通じて、時間をかけて、段階的に具体化されていくものであり、県を中心として、長期にわたる持続的な取組のための体制を整え、立地需要にかかる情報収集や国内外への情報発信等を通じて、振興プロジェクトの具体化を促進する必要がある。
- 産業創造拠点形成のためには、中核となる産業・機能の受け皿整備、優れた環境づくり、広域的な連携に必要なネットワークの形成、人材育成等に向けた計画づくりに取り組む必要があり、産業・機能導入の可能性を長期にわたって担保するための実現方策の推進を図る必要がある。

住宅地づくりについては、今後の住宅需要動向を踏まえつつ、新たな需要の誘致による跡地利用の促進に向けて、跡地に期待される住宅地の計画づくりに取り組む。

- 住宅地は、地権者による土地活用の主要な対象となるものであることから、今後の住宅需要にかかる見通し等を踏まえつつ、中南部都市圏からの新たな需要の誘致や県外からの来住の促進につながる住宅地づくりに取り組み、跡地利用を促進する必要がある。
- そのため、自然環境や景観に配慮したゆとりある住環境づくりや新しいライフスタイルへの対応等を目標として、魅力的な住宅地の計画づくりに取り組む必要がある。

宜野湾市の新しい都市拠点形成については、宜野湾市を中心として、導入機能の具体化や受け皿の確保等にかかる検討を促進する。

- 宜野湾市の新しい都市拠点形成にかかる具体的な計画づくりには、市民利用施設整備にかかる市民意向や広域的な商業機能の立地動向等を踏まえつつ、時間をかけて取り組む必要がある。
- とくに公的施設については、長期にわたる取組が必要であり、拠点形成の可能性を長期的に担保するための方策の導入等にかかる検討を促進する。

② 広域的な都市基盤整備にかかる計画づくりの促進

幹線道路整備については、関係機関による検討体制を整え、跡地利用にかかる全体の計画づくりと歩調をあわせて、計画の具体化に向けた検討を促進する。

- 幹線道路整備は、跡地におけるまちづくりの骨格として重要であることから、自然環境や景観に十分配慮を払うとともに土地利用計画や地盤条件等との整合を図るために、全体計画とのフィードバックを図りながら、計画づくりを進める必要がある。
- また、周辺市街地における幹線道路整備は、跡地利用の条件整備として不可欠であり、早期の整備に向けた計画づくりに取り組む必要がある。

（仮）普天間公園の計画は、跡地の都市構造や環境づくりに向けた具体的な取組に大きな影響を及ぼすことになるので、引き続き、地権者の意向、優れた環境づくり等に配慮して、計画策定に向けた取組を促進する。

- （仮）普天間公園については、返還の記念、沖縄の振興、公園緑地整備水準の向上等、公園整備の多様な意義に配慮し、市・県・国が連携して計画づくりに取り組む必要がある。
- また、計画の具体化に際しては、跡地のイメージアップ効果や自然条件の活用、広域からのアクセス等に配慮する必要がある。

③ 自然環境や文化財にかかる計画づくりの促進

返還後速やかな跡地利用を実現するために、引き続き、自然環境や文化財にかかる現況調査を促進する。また、原状回復措置後の現況調査も必要となるため、段階的な現況調査と並行して計画づくりを進めるためのしくみづくり等に取り組む。

- 自然環境や文化財にかかる情報収集は、跡地利用の前提条件として不可欠であることから、早期の計画づくりに向けて、引き続き、自然環境や文化財にかかる現況調査を促進する必要がある。
- しかしながら、滑走路の地下部分等にかかる現況調査は原状回復措置後となるため、返還後速やかな跡地利用を実現するためには、現況調査の一部を保留した状態で計画づくりを進める必要があり、計画の一部見直しも視野に入れた段階的な計画づくり等に取り組む必要がある。

2) 県民・市民及び地権者の意向の反映に向けた取組

① 県民・市民の参加による計画づくりの促進

振興拠点の形成や都市基盤整備等の広域的な施策にかかる計画づくりについては、引き続き、県民との情報の共有化や意見交換を通じて、県民の意向を反映する。

- ・ 振興拠点を形成するためには、特に、初期の段階では、県内の既存の産業・機能との連携による取組が期待されるため、県民、とりわけ産業界との協働の取組を促進する必要がある。
- ・ また、(仮) 普天間公園は、県民のオアシスとして期待されており、県民意向の反映による計画づくりに取り組む必要がある。

宜野湾市の将来都市像の実現に向けた新しい都市拠点形成や幹線道路網の再編等にかかる計画づくりについては、引き続き、市民との情報の共有化や意見交換を促進し、市民の合意を形成する。

とくに、周辺市街地における幹線道路整備は、跡地利用の条件整備として不可欠であり、早期の取組に向け、沿道地域の住民や地権者との合意形成を促進する。

- ・ 新しい都市拠点形成は、市民生活の魅力を高めるとともに、都市構造の変革につながるものであり、具体的な機能導入の方向や目標とするまちの姿等について、市民の参加と合意にもとづく計画づくりに取り組む必要がある。
- ・ 周辺市街地における幹線道路整備は、跡地利用の条件整備として不可欠であり、また、周辺市街地に及ぼす影響も大きいいため、幹線道路整備と連携した市街地の再編等を視野に入れつつ、沿道地域の住民や地権者との意見交換を促進し、跡地利用に先行する早期の取組を開始する必要がある。

② 地権者の意向醸成と合意形成による計画づくりの促進

地権者の土地活用意向の反映と地権者の協力による計画づくりに向けて、引き続き、跡地利用にかかる情報提供や意見交換に取り組み、地権者の意向醸成や合意形成を促進する。

- ・ 地権者の土地活用意向を実現するためには、引き続き、土地活用にかかる情報提供や意見交換等を通じて、地権者の意向醸成を促進し、今後の意向の変化や新たな動向等をふまえ、計画づくりに反映させる必要がある。

- また、広域的な施策の導入にかかる地権者の理解と合意形成を促進するためには、引き続き、地権者参加による計画づくりに取り組む必要がある。
- とくに、(仮) 普天間公園整備等のための用地の確保には、地権者の多大な協力が不可欠であり、広域的な施策の必要性や土地活用を促進する効果等にかかる情報提供や意見交換を通じて、地権者との合意形成を促進する必要がある。

跡地利用の可能性や魅力を高め、土地活用を促進するためには、十分な規模の受け皿の供給、優れた街並み形成に向けた土地の共同利用や共同開発等が効果的であり、地権者の協働によるまちづくりに向けた情報提供や意見交換を促進する。

- 住宅地としての新しい魅力をアピールするためには、土地の共同利用や地権者の協調・共同により、大きな区域で一体的な住宅地づくりに取り組むことが効果的であり、地権者の参加による住宅地づくりを支援する必要がある。
- また、県の振興の拠点や宜野湾市の新しい都市拠点としてのまちづくりの担い手として、地権者の協働による取組が期待されるので、計画の具体化と並行して、地権者に対する情報提供や意見交換を促進する必要がある。

Ⅱ 基本方針の要旨及び方針策定の背景・ねらい

本章は、3ヶ年度にわたる本調査の成果を集大成し、基本方針の要旨及び方針策定の背景・ねらいについて、基本方針の構成に対応させて取りまとめたものであり、基本方針に対する関係者の理解を促進し、計画の具体化に向けた今後の取り組みに資することを目的としている。

本章中、実線の枠内が基本方針の原文であり、本調査においてとりまとめた基本方針の要旨には●印、背景・ねらいには○印を付して区分している。

1 基本方針策定の趣旨

- この章では、基本方針策定の背景、目的等を示しており、「普天間飛行場の概要」「基本方針策定の経緯」「基本方針策定の意義と目的」の三つの項で構成されている。

(1) 普天間飛行場の概要

普天間飛行場は、沖縄戦があった昭和20年に、農地や集落地を米軍が接収して建設したものであり、以来60年にわたり2,800m(当初2,400m)の滑走路を備えた米軍飛行場として使用されている。

今日では、中南部都市圏の中央に位置し、周辺を人口の密集した既成市街地に囲まれ、宜野湾市の都市構造を歪なものにしている一方、都市的ポテンシャルの高い地域となっている。

普天間飛行場の面積は約481haで、そのほとんどが民有地である。平成15年度の調査によると地権者の人数は約2,800人であるが、今後、相続等による地権者の更なる増加が見込まれる。

また、同飛行場は、琉球石灰岩台地に位置し、地下には洞穴や地下水脈が発達しているとともに、埋蔵文化財包蔵地や貴重な生物の生息地も多く分布していることが明らかになってきた。

【本節全体の要旨】

- 普天間飛行場の歴史的経緯、位置・規模、地権者の概要、自然・文化資源の現況等が、基本方針策定の前提条件の一つとして示されている。

図1-1 普天間飛行場の位置



図1-2 普天間飛行場の全景



図1-3 地権者の概要

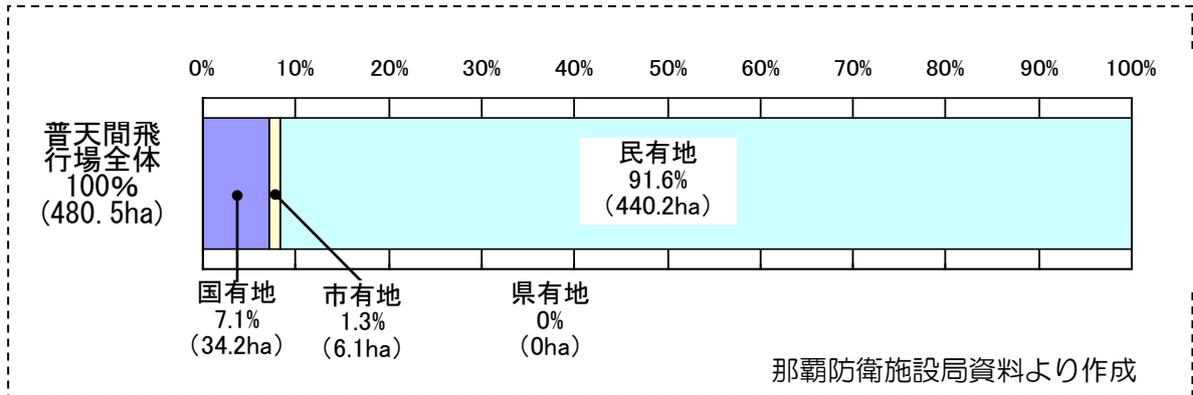


図1-4 自然・文化資源の分布

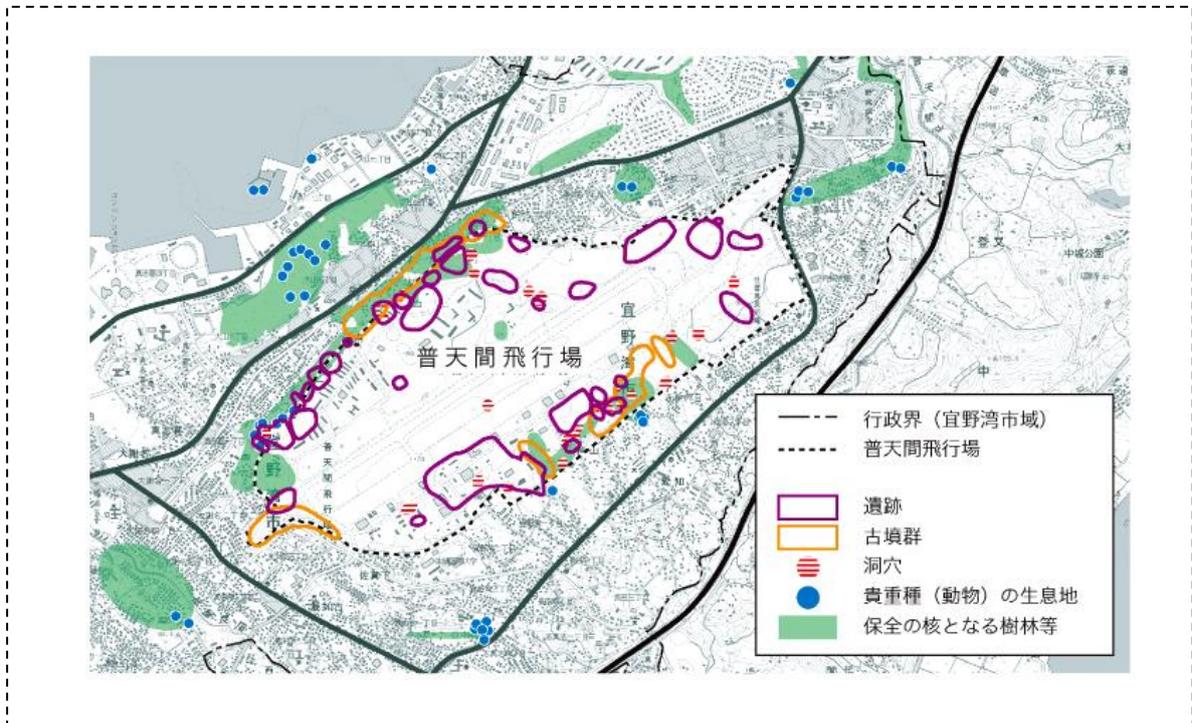
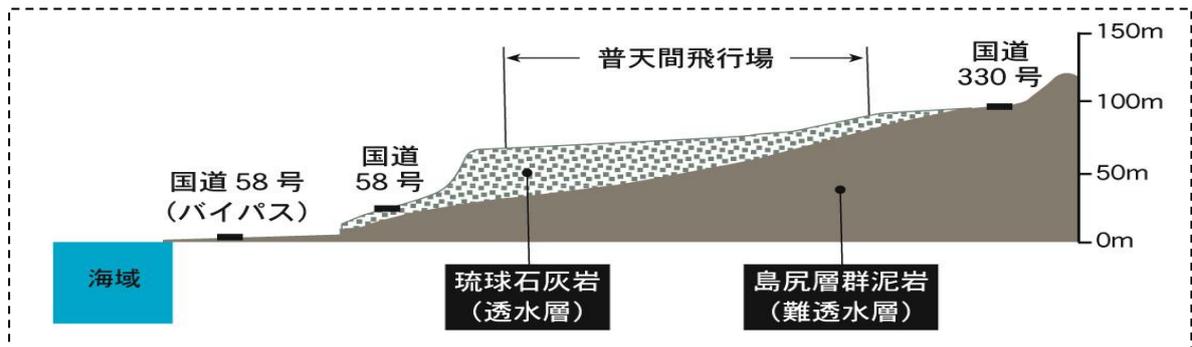


図1-5 普天間飛行場周辺の地盤環境 (東西断面の模式図)



(2) 基本方針策定の経緯

平成8年12月の「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)の最終報告において、普天間飛行場の全面返還が合意された。これを受け、平成11年に閣議決定された「普天間飛行場の移設に係る政府方針」の中に、「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」が示され、今後、この方針により、確実な実施を図ることとされた。

国は、閣議決定に基づき、跡地利用の促進及び円滑化等の確実な実施を図るため、「跡地対策準備協議会」を設置した。

平成13年12月に開催された第6回「跡地対策準備協議会」において、9分野106項目にわたる「普天間飛行場跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応の方針の取りまとめ」が示された。

上記の対応方針では、「国、県、市が連携・協力して、普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に取り組む」ことが謳われており、市及び県は跡地利用計画の策定に向けた具体的な取り組みに着手し、3～4年後を目途に具体的な跡地利用計画策定の基礎となる跡地利用の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定することが示された。

その後、沖縄振興計画(平成14年7月)においては、普天間飛行場の跡地利用について、「沖縄県全体の振興に影響が及ぶと考えられていることから、国、県、宜野湾市が連携して、跡地利用の基本方針及び跡地利用計画の策定に向けて取り組む」と定められた。

宜野湾市及び沖縄県は、基本方針の策定にあたって「普天間飛行場跡地利用基本方針策定審議調査会」(以下「審議調査会」という。)を設置し、同審議調査会において、基本方針の策定に関する重要事項について審議調査が行われた。

それと並行し、自然環境や文化財に関する調査、関係地権者等の意向醸成に関する調査、都市計画に関する調査、産業・機能の導入に関する調査など、広範な調査を実施するとともに、「普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会」(以下「検討委員会」という。)において、これら調査の成果などを踏まえ、基本方針策定に向けた総合的な検討が行われ、「普天間飛行場跡地利用基本方針の策定にかかる指針」(以下「指針」という。)が提言された。

また、地主会の代表者に審議調査会及び検討委員会の委員として参加を頂き、地権者意向の反映に努めたほか、市が地権者への情報提供や地権者との意見交換を精力的に進めてきた。

さらに、県民意向調査を実施するとともに、県民フォーラムや地域フォーラムを開催し、地権者や県民の意向把握に努めた。

基本方針は、広範な調査、指針、地権者や県民の意向を踏まえ、関係機関との調整、審議調査会における審議調査、県民意見公募手続(パブリックコメント)を経て策定されたものである。

【本節全体の要旨】

- 前半では、国の方針にもとづき普天間飛行場の跡地利用基本方針が策定されることとなった経緯、後半では、宜野湾市と沖縄県による基本方針策定にかかる具体的な取り組みの内容が示されている（資料 1-1）。

【第 5 段までの要旨】

- 「沖縄に関する特別行動委員会」（SACO）の最終報告において、普天間飛行場の全面返還が合意された後、「普天間飛行場の移設にかかる政府方針」（資料 1-2）の閣議決定、「跡地対策準備協議会」による「普天間飛行場跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応の方針についての取りまとめ」（資料 1-3）を経て、「沖縄振興計画」（資料 1-4）において、「国・県・市が連携して、跡地利用の基本方針及び跡地利用計画の策定に向けて取り組む」と定められた経緯が示されている。
- 平成 14 年 9 月に「跡地対策準備協議会」は「跡地対策協議会」に改組され、「跡地対策協議会」を中心とした国・県・市の連携による駐留軍用地跡地対策に係る体制（資料 1-5）が整備され、今日にいたっている。

【第 6 段以降の要旨】

- 宜野湾市及び沖縄県による、基本方針策定に向けた具体的な取り組みの内容と手順が示されており、最後の段は、それらを取りまとめたものである。
- 「地権者への情報提供や地権者との意見交換」のために、「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査」（平成 13~17 年度 宜野湾市）の一環として、地権者懇談会などが開催されている（資料 1-6）。
- 「県民意向調査」は、平成 16、17 年度に実施されている（資料 1-7）。
- 「県民フォーラム」は、平成 16、17 年度に、「地域フォーラム」は平成 17 年度に実施されている（資料 1-8）。
- 「広範な調査」としては、大規模駐留軍用地跡地等利用推進費を活用して、平成 13~17 年度に、普天間飛行場の跡地利用に関連する数多くの調査が実施されている（資料 1-9）。
- 「県民意見公募手続（パブリックコメント）」は、基本方針（案）に対する意見聴取を目的として、平成 17 年 11 月から 12 月にかけて実施されており、寄せられた意見は基本方針に反映されている。具体的には、基本方針の 4、（3）、②に「若手地権者等の活動を促進する」という方針が追加されている。

資料 1－1 普天間飛行場跡地利用基本方針策定の経緯



資料 1－2 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成11年12月28日閣議決定)

<駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針(別紙3)の抜粋>

(1) 調整機関の設置

国、沖縄県、関係市町村の協力のもとで、跡地利用の計画の策定及びその具体化に向けた国、沖縄県及び関係市町村間の総合調整等の機能を果たす調整機関を新たに設置する。

(2) 共通措置

調整機関の設置に加え、駐留軍用地跡地全体に共通する跡地利用の促進のための施策として次の措置をとる。

- ① 「調査・測量」の早期実施への対応
- ② 「国有財産の活用」の措置
- ③ 「返還実施計画に定める事項」の明示

(3) 大規模駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特例措置

必要となる再開発に相当の困難が予想される大規模な駐留軍用地の跡地にあっては、次の措置を講ずる。

① 国の取組に係る方針の策定

大規模駐留軍用地跡地にあっては、新たな根拠法令に基づき、行財政上の措置を含めた国の取組に関する具体的方針を定める。

② 事業執行主体に係る業務の特例等

迅速かつ的確に跡地再開発を推進するために、跡地利用計画を踏まえて、沖縄県と協議し、大規模駐留軍用地跡地にかかる跡地整備事業等を担当する事業実施主体を早急に明確にし、併せて事業の迅速化及び円滑化等のための業務の特例、人材や事業資金などの資源の優先配分、資金ソースの工夫等の措置を講じることができるとなるような制度を整備する。

資料 1 - 3 「普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等にかかる取り組み分野ごとの課題と対応の方針についてのとりまとめ」（平成 13 年 12 月 27 日 跡地対策準備協議会）

＜跡地利用計画策定関係にかかる部分の抜粋＞

(1) 普天間飛行場の跡地利用計画策定に係る基本的な取組の方向

- 普天間飛行場の返還後の跡地利用の促進および円滑化に資するため、市及び県は平成 13 年度から跡地利用計画の策定に向けた具体的取組みに着手し、3～4年後を目途に、具体的な跡地利用計画策定の基礎となる跡地利用の基本方針を策定することを目標に検討を進める。
- 跡地利用の基本方針策定に当っては、広域的観点からの検討、基本データの整理、地権者等関係者の円滑な合意形成、機能導入についての基礎的諸条件の整理等が不可欠であるため、これらを着実に進める。
- その際には、現在検討が進んでいる新たな沖縄振興計画等との連携・調整を十分図る。
- また、整備、開発及び保全の方針の検討など都市計画への反映を図る。
- 跡地利用はまちづくり、地域づくりに直結することから、その計画策定については、関係地方公共団体の主体的取組みが不可欠であるが、普天間飛行場の跡地利用については、沖縄全体の振興にも影響が及ぶものとなっていることを踏まえ、地元の自主性を尊重しつつ、市、県、国の強力な連携のもと取り組む。

(2) 普天間飛行場の跡地利用計画策定に係る具体的な取組（要約）

- 県は中南部都市圏の将来像を検討し土地利用や交通体系などの基本構想を検討
- 市は跡地利用と周辺市街地の関係を整理し土地利用、市街地の将来像等を検討
- 地形・地質、動植物、文化財等について実施している国、県、市の担当部局による既存資料の整理に加え、今後もデータの追加等を進める。
- 自然環境等のデータ整理については、市において調査の全体計画を策定
- 埋蔵文化財についてのデータ整理については、県の実施計画に基づき、県が中心となり、市も共同し、詳細分布調査を実施し、3年後を目途に概略の遺跡地図を作成
- 市において地権者意向把握の全体計画を策定し、順次、意向調査を実施
- 機能導入については、賑わいのある地域づくり、潤いとゆとりのある生活空間の形成という観点を踏まえて基礎的な諸条件を整理
- 計画策定段階から環境に配慮した取組
- 国は、大規模駐留軍用地跡地等利用推進費等により支援
- 関係者間で定期的に取組状況を報告・調整するなど、跡地利用計画を円滑・的確に策定するための取組

＜跡地利用にかかるとの部分の抜粋＞

第2章 振興の基本方向

- ・ 駐留軍用地跡地の有効利用については、円滑かつ迅速な対応が求められており、広域的な視点に立って、県土構造の再編も視野に入れた幅広い検討が求められる。
- ・ SACO最終報告等で返還が合意された施設・区域については、計画的、段階的な返還及び跡地利用計画を策定することにより、…、21世紀のまちづくり、田園づくり等のモデルとなるよう整備を進める。特に、普天間飛行場跡地については、中南部都市圏の枢要な位置にあることから、整備に当っては、その役割・機能を明確にした跡地利用計画を策定し、今後の地域開発のモデルとなるよう取り組んでいく。

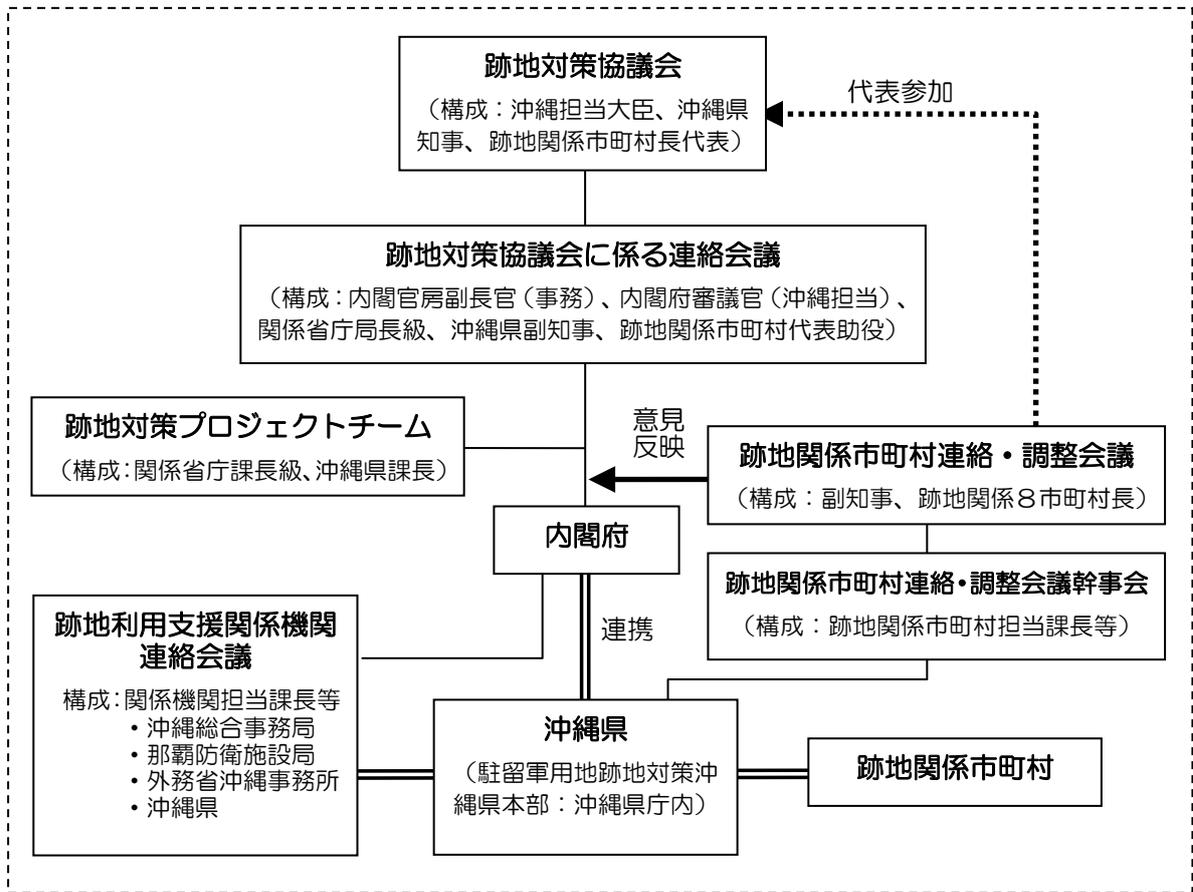
第3章 振興施策の展開（駐留軍用地跡地の利用の促進）

- ・ 調整機関の設置
 - 一駐留軍用地跡地利用に関する基本原則に基づく具体的な枠組みとして、調整機関（「跡地対策協議会」（仮称）、以下「協議会」という。）を新たに設置し、駐留軍用地跡地利用の推進体制を整備・強化する。
 - 一協議会は、個々の跡地の課題に応じて、跡地利用計画の策定・具体化の促進に向けた国、県及び跡地関係市町村間の所要の協議、調整を行い、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進する。
 - 一あわせて、県及び跡地関係市町村で構成する「跡地関係市町村連絡・調整会議」（仮称）を新たに設置し、跡地利用の促進に関し県と跡地関係市町村との連携を図るとともに、協議会へ跡地関係市町村の意見の反映に関して連絡調整を図る。
- ・ 駐留軍用地跡地の利用の促進に関する取組
 - 一駐留軍用地の跡地利用を迅速かつ円滑に進めるため、早期の跡地利用計画の策定、速やかな計画関連手続きの着手、返還後の速やかな事業着手、迅速な原状回復措置、公共公益施設の整備のための用地取得などに取り組む。
 - 一跡地利用の促進に当っては、返還前から文化財や自然環境に配慮した取組を進めると共に、跡地利用計画や事業計画等に対する地権者や地域住民との合意形成を図る。
 - 一また、駐留軍の使用に起因する土壌等の汚染の除去や建物の撤去などの原状回復措置を返還後迅速に実施するため、国は、日米合同委員会の返還合意後の早い段階から取組を進める。
 - 一特に、普天間飛行場の跡地利用については、大規模性及び地理的位置などから、沖縄全体の振興に影響が及ぶものと考えられることから、国、県、宜野湾市が連携して、跡地利用の基本方針及び跡地利用計画の策定に向けて取り組む。また、跡地利用計画を踏まえ、開発を迅速かつ的確に推進するため、事業実施主体、事業手法、機能導入等についてより具体的な措置について、検討を進める。

第4章 圏域別振興の方向—中部圏域

- ・ 普天間飛行場等駐留軍用地跡地の利用促進
 - 一普天間飛行場については、約480haという広大な面積を有し、人口の集中する中南部の中央に位置するとともに、周辺都市地域と近接していることから、その開発が沖縄の振興に与える影響は大きい。
 - 一このため、跡地利用に当っては、中南部都市圏における位置づけや、周辺市街地整備などに留意し、沖縄の振興をリードする高次都市機能の導入や基幹道路の整備等、総合的かつ計画的に進める。

資料 1 - 5 駐留軍用地跡地対策に係る体制



資料 1 - 6 地権者との意見交換の経緯

<地権者懇談会（平成14年度～）>

- ・目的：普天間飛行場の返還後の跡地利用を円滑に進めるため、地権者に対してこれまでの取り組み状況の説明及び意見交換を実施。
- ・開催回数：2回
- ・延べ参加人数：1,252人

<地権者勉強会（平成17年度）>

- ・目的：（仮）普天間公園や幹線道路などの都市基盤整備に係る不安を解消し、その必要性等についての理解を深めるとともに、跡地利用への関心を高め跡地利用計画づくりへの積極的参加を促す。
- ・開催回数：2回
- ・延べ参加人数：50人

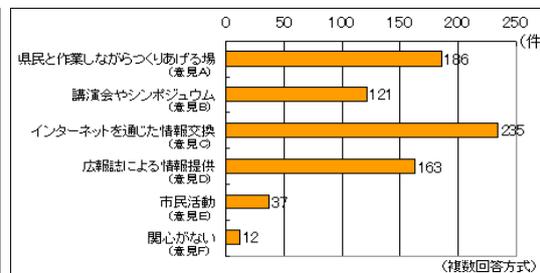
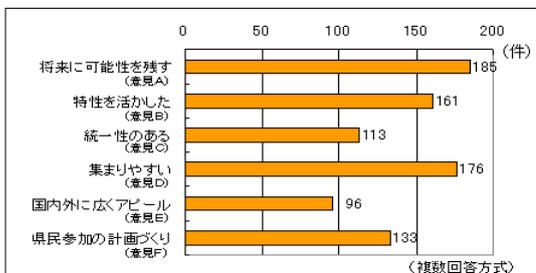
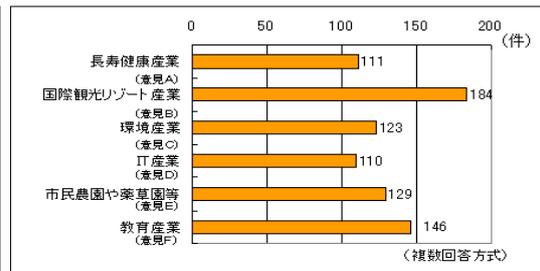
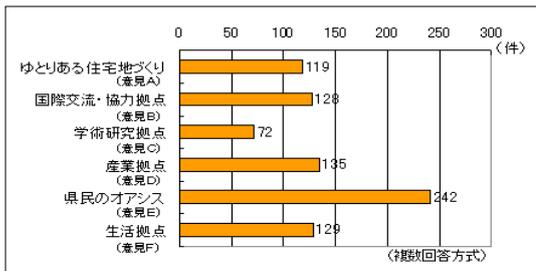
<普天間飛行場の跡地を考える若手の会（平成14年度～）>

- ・目的：返還後の跡地開発は相当の期間を要すると想定されるため、跡地利用等に対する若手の立場からの検討や将来の人材育成を目的として若手地権者を対象として実施。
- ・開催回数：36回
- ・延べ参加人数：283人

資料 1-7 県民意向調査の概要

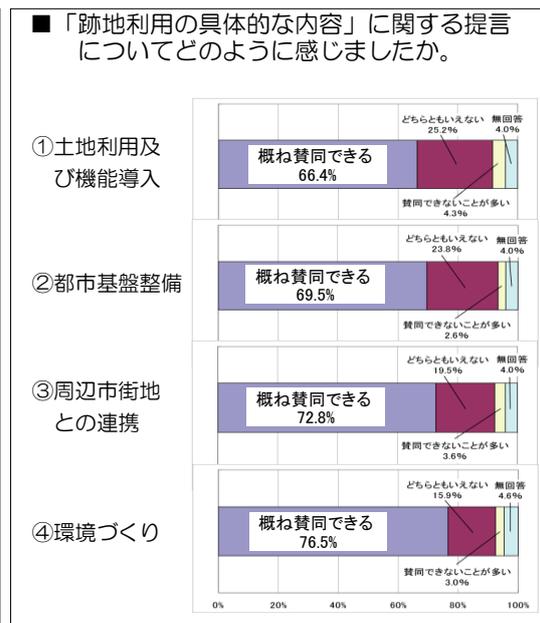
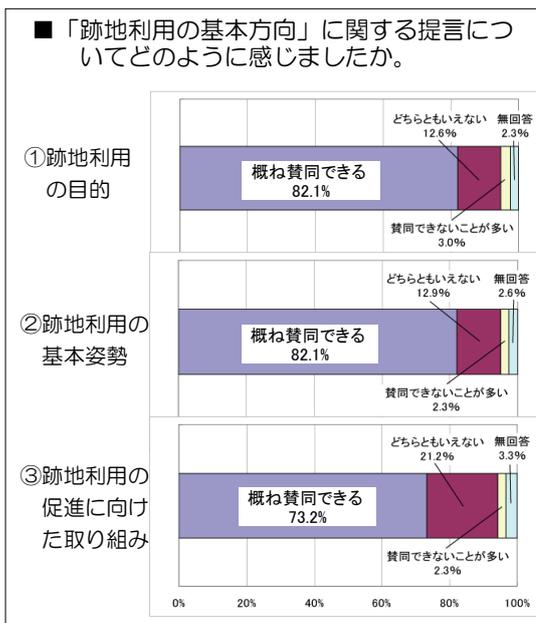
<第 1 回県民意向調査>

- ・実施時期 : 平成 16 年 10 月 15 日~11 月 15 日
- ・回答総数 : 501 件
- ・調査結果の概要



<第 2 回県民意向調査>

- ・実施時期 : 平成 17 年 8 月 1 日~8 月 31 日
- ・回答総数 : 302 件
- ・調査結果の概要



資料1-8 県民フォーラム、地域フォーラムの概要

<平成16年度県民フォーラム>

- 平成16年11月1日(月) 沖縄コンベンションセンター会議場A
- テーマ:「みんなで考えよう普天間飛行場の跡地の将来」
- 基調報告
 - ・講師:福島 駿介氏(琉球大学工学部教授、基本方針検討委員会委員長)
 - ・報告テーマ:普天間飛行場跡地利用のあり方ー跡地利用計画づくりの視点とこれからの進め方ー
- パネルディスカッション
 - ・討議テーマ:普天間飛行場跡地の将来を考える
 - ・コーディネーター:福島 駿介氏
 - ・パネリスト:
 - 稲垣 純一氏(国際電子ビジネス専門学校校長)
 - 岩佐 吉郎氏(名桜大学大学院教授)
 - 花城 清善氏(宜野湾市軍用土地等地主会会長)
 - 備瀬ヒロ子氏(都市科学政策研究所代表取締役)
 - 真野 博司氏(機産業立地研究所代表取締役社長)

<平成17年度県民フォーラム>

- 平成17年8月9日(火) 沖縄コンベンションセンター会議場A
- テーマ:「普天間飛行場跡地利用基本方針の策定に向けて」
- まちづくりに関する講演
 - ①講師:小野 啓子氏(沖縄大学法経学部助教授)
 - ・講演テーマ:まちづくりは百年の計で
 - ②講師:岸井 隆幸氏(日本大学理工学部教授、基本方針検討委員会副委員長)
 - ・講演テーマ:普天間飛行場跡地利用について

<平成17年度地域フォーラム>

- 平成17年8月24日(水) 南部地区・那覇市会場
- 平成17年8月25日(木) 中部地区・沖縄市会場
- 平成17年8月26日(金) 北部地区・名護市会場
- 県民からの意見発表
 - ・各会場2名が基本方針の策定に向けた意見や跡地利用の意見を発表

資料 1-9 普天間飛行場跡地利用に関連する調査*の一覧

調査年度	調査名	調査機関	調査内容
平成 15 ～17 年度	普天間飛行場跡地利用基本方針 策定調査	宜野湾市 沖縄県	・基本方針策定にかかる指針づくり ・県民意向聴取の反映
平成 13 年度	中南部都市圏将来展望調査	沖縄県	・中南部都市圏の将来像検討
平成 14 年度	中南部都市圏基本構想・機能導入 調査	沖縄県	・基本構想の検討 ・導入機能の検討
平成 15 ～16 年度	中南部都市圏産業・機能プロジェ クト実現可能性調査	沖縄県	・機能導入可能性の検討 ・機能導入戦略の検討
平成 15 ～16 年度	中南部都市圏住宅関連調査	沖縄県	・宅地需給推計 ・住宅の将来像
平成 16 ～17 年度	中南部都市圏ゼロエミッション 計画策定基礎調査	沖縄県	・「ゼロエミッション・アイランド沖縄」 構想の実現化検討
平成 17 年度	返還予定駐留軍用地に係る計画的 用地確保のための検討基礎調査	沖縄県	・計画的用地確保にかかる課題・手法 の整理及び方策の検討
平成 13 ～15 年度	宜野湾市都市マスタープラン策 定調査	宜野湾市	・宜野湾市都市計画マスタープランの 策定
平成 13 年度	地権者意向全体計画調査	宜野湾市	・意向醸成の手順の構築
平成 13 ～17 年度	関係地権者等の意向醸成・活動推 進調査	宜野湾市	・地権者に対する情報提供 ・地権者との意見交換 ・地権者活動の支援
平成 13 ～17 年度	宜野湾市自然環境調査	宜野湾市	・手法検討調査 ・環境基盤調査 ・生活環境調査 ・生態系調査（陸域、海域）
平成 13 年度	埋蔵文化財既存資料検討調査	宜野湾市	・既存資料の整理
平成 13 年度	普天間飛行場周辺（内外）基準点 設置業務	沖縄県	・埋蔵文化財の位置確定のための基準 点等の設置
平成 13 ～15 年度	宜野湾市埋蔵文化財情報管理シ ステム導入調査業務	宜野湾市	・埋蔵文化財調査の効率化に向けた G I S の導入とシステム構築
平成 14 年度	埋蔵文化財地測システム導入調 査	宜野湾市	・埋蔵文化財調査の効率化に向けた G P S の導入
平成 14 ～16 年度	埋蔵文化財自然科学分析導入調 査	宜野湾市	・埋蔵文化財調査の効率的実施に向 けた自然科学分析手法の検討
平成 15 ～17 年度	埋蔵文化財保護基本マニュアル 導入調査	宜野湾市	・重要遺跡保存整備基本構想の作成
平成 16 ～17 年度	普天間飛行場旧土地利用再現調 査	宜野湾市	・埋蔵文化財調査の効率的実施に向 けた戦前の地形と土地利用の再現
平成 13 ～15 年度	埋蔵文化財広域発掘手法検討調 査	文化庁	・調査期間の短縮に向けた調査手法の 検討
平成 13 ～16 年度	大規模駐留軍用地跡地に関する 都市計画調査	沖縄県	・土地利用 ・幹線道路 ・広域緑地機能 ・沖縄らしいまちづくり
平成 13 ～14 年度	環境共生・創造型再開発事業の枠 組みに関する調査	国土交通省	・環境に着目したまちづくり方策の検 討
平成 15 ～16 年度	総合的、段階的なまちづくり事業 の枠組みに関する調査	国土交通省	・大規模開発にかかる課題とまちづ くり方策の検討
平成 17 年度	地権者の協調・共同によるまちづ くり事業の枠組みに関する調査	国土交通省	・都市基盤整備、土地活用に向けた地 権者との協働方策にかかる検討

*大規模跡地駐留軍用地跡地等利用推進費による調査（普天間飛行場跡地利用関連分）

(3) 基本方針策定の意義と目的

本基本方針では、普天間飛行場の跡地利用に関する基本方向、分野別の方針及び今後の取り組み方針を示している。

基本方針は、具体的な跡地利用計画策定の基礎となるものであり、跡地利用計画策定に向けた地権者、市民及び県民並びに市、県及び国の参加と協働による今後の取り組みの拠り所とすることにより、跡地利用の促進及び円滑化に資することを目的としている。

- 前段では、普天間飛行場跡地利用基本方針が「跡地利用の基本方向」、「跡地利用に関する分野別の方針」、「今後の取り組みに関する方針」の三つで構成されていること、後段では、基本方針策定の意義と目的が示されている。
- 「今後の取り組みに関する方針」を定めているのは、普天間飛行場の返還時期が不明確で具体的な跡地利用計画策定のスケジュールを明らかにできない中で、基本方針策定以降の取り組みを円滑に進めていくためには、関係者が具体的な取り組みの方向を共有しておくことが重要と考えられていることによる。

2 跡地利用の基本方向

- この章では、跡地利用に関する計画づくりの「柱」とすべき基本的な考え方が示されており、「跡地利用の目標」、「跡地利用の基本姿勢」及び「跡地利用の促進に向けた戦略的な取り組み」の三つで構成されている。

(1) 跡地利用の目標

- ① 沖縄県や中南部都市圏の振興
広大な規模を有し、中南部都市圏の中央に位置する跡地の特性を活用して、高次都市機能の導入や都市基盤施設の整備を総合的かつ計画的に進め、新たな振興の拠点を形成し、沖縄県や中南部都市圏の振興に寄与する。
- ② 宜野湾市の将来都市像の実現
基地により歪められてきた都市構造を再構築するとともに、既成市街地と連携した新たな都市拠点を形成し、宜野湾市が目指す将来都市像を実現する。
- ③ 地権者意向の実現
地権者の意向を重視した跡地利用の実現に努め、地権者の土地活用を促進する。

【本節全体の要旨】

- 跡地利用により達成すべき三つの目標が示されている。
- ① **沖縄県や中南部都市圏の振興**
 - 普天間飛行場の規模や位置に着目して、沖縄県や中南部都市圏の振興につながる多様な可能性が期待されており、跡地利用の目標の一つとされている。
 - 上位計画である「沖縄振興計画」（資料 1－4）においては、普天間飛行場の跡地は沖縄県の振興の拠点として位置づけられており、国や県が、宜野湾市と連携して普天間飛行場の跡地利用に取り組む根拠の一つとなっている。
 - 「振興の拠点」としては、振興につながる高次都市機能の導入、広域的な都市基盤施設の整備とあわせて、総合的、計画的なまちづくりに取り組み、これからの新しいまちづくりを先導していくことが期待されている。
 - 普天間飛行場の跡地を沖縄県や中南部都市圏の振興の拠点とすることについては、これまでも、数多くの提言、提案が見られ、近年においては、中南部都市圏の将来像にかかる関連調査が実施され、沖縄県や中南部都市圏の振興の拠点としての跡地利用の方向が検討されてきている（詳細には第3章参照）

- 「高次都市機能」とは、日常生活圏域を越えた広範な地域を対象として、高度な都市的サービスを提供する機能（例えば、教育・研究分野では大学や国立の研究所、医療分野では高度救命救急センター等の地域拠点医療施設、国際交流分野では国際会議場や国際機関等）を指し、普天間飛行場の跡地においては、中南部都市圏、全県、全国を対象とする機能や国際的な機能の導入が期待されている。

② 宜野湾市の将来都市像の実現

- 基地により歪められてきた都市構造の再構築は宜野湾市民の悲願であり、幹線道路網の再編や新しい都市拠点形成等により将来都市像を実現していく必要があるため、跡地利用の目標の一つとされている。
- 宜野湾市では、普天間飛行場を中心としたドーナツ状の市街地形成を余儀なくされてきたため、市内の移動は迂回を強いられていること、市の中央に位置する便利な場所が利用できないことなどにより、市民生活の利便性が大きく損なわれている。
- 宜野湾市都市計画マスタープラン（資料 2-1）においては、跡地と既成市街地の一体的な将来都市像が目標とされている。
- なお、「既成市街地と連携した新たな都市拠点を形成」とされているのは、新しい都市拠点の形成に際しては、既成市街地の中心商店街等への影響に配慮し、適切な役割分担が必要と考えられていることによる。

③ 地権者意向の実現

- 普天間飛行場はほとんどが私有地であり、接收後60年が経過しており、地権者の意向を尊重し、返還後速やかな生活再建を実現する必要があるため、跡地利用の目標の一つとされている。
- 最近の地権者意向（資料 2-2）からみると、地権者の高齢化が進んでおり、軍用地料が家計の多くを占めている地権者も少なくない。また、大部分は市街地としての土地活用を希望しており、中でも、地権者の自己利用による土地活用を希望する地権者が多い。
- 今後は、地権者意向の変化にも対応しつつ、地権者意向の実現に向けた計画づくりに努める必要がある。

資料2-1 「宜野湾市都市計画マスタープラン」（平成16年10月 宜野湾市）の抜粋—「まちづくりのテーマ」、「跡地利用の意義と役割」

＜課題の整理＞

- ・ 都市構造を再構築
- ・ 本市の発展に資する基地跡地の利用を推進
- ・ 交通体系の整備
- ・ 多様化する社会に対応したまちづくり
- ・ 交流を推進するまちづくり

＜具体的なまちづくりのテーマ＞

- ・ 基地跡地利用を契機としたまちづくり
- ・ 快適な都市空間づくり
- ・ ねたての都市づくり
- ・ 新たな産業・経済の振興
- ・ 新しい時代の環境配慮型まちづくり

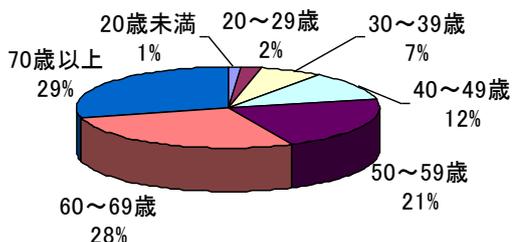
＜基地跡地利用の必要性と期待される役割＞

- ・ 沖縄県振興の一翼を担う
- ・ 中南部都市圏発展のための役割を担う
- ・ 強制接収により形成された既成市街地等の更新のための種地
- ・ 基地の存在で形成された脆弱な都市構造を改善
- ・ 自立できる経済構造を確立する拠点
- ・ 県、市の様々な都市的機能を担うための計画的な開発整備

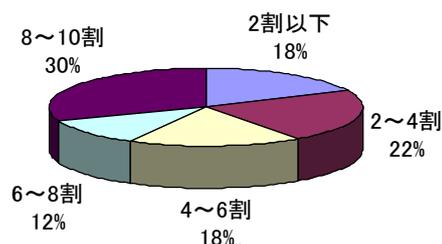
資料2-2 普天間飛行場跡地利用に関する意向調査集計結果報告書（平成16年1月 宜野湾市）の抜粋

○ 地権者の年齢構成

（意向調査の回答者の平均年齢は約60歳）

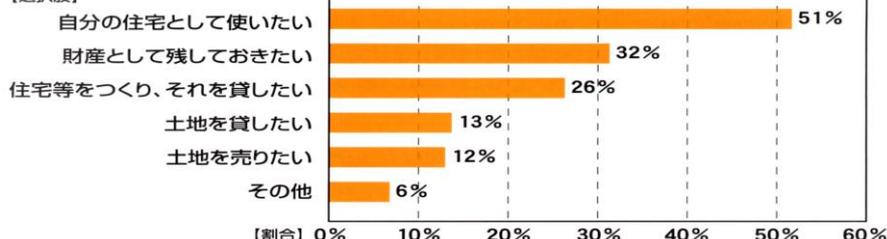


○ 家計に占める軍用地料



○ 土地活用意向

【選択肢】



【割合】 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60%

(2) 跡地利用の基本姿勢

① 関係者の参加と協働

跡地利用の三つの目標を実現するために、地権者、市民及び県民の意向の反映や市、県及び国の密接な連携などに努め、関係者の参加と協働による取り組みを促進する。

② 環境に対する配慮

跡地利用にあたっては、発達した洞穴や地下水脈、数多く分布している文化財、希少生物の棲息地等の自然資源や文化資源の保全に配慮するとともに、地盤条件との整合による安全の確保に努める。

また、環境との共生やゼロエミッションに取り組み、環境負荷の低減を目指した跡地の都市基盤整備や地域社会の構築に努め、循環型社会のモデル地域を形成する。

③ 周辺整備との連携

跡地の周辺においては、跡地利用を進める上で不可欠である周辺市街地と結ぶ幹線道路網の整備など、跡地と一体的な都市基盤整備や、跡地利用とあわせた既成市街地の環境改善に取り組む必要があり、周辺整備との連携による跡地利用に努める。

④ 社会経済動向の反映

跡地利用にあたっては、今後の社会経済動向を見守り、国内外の情勢の変化や国際化、情報化等の新たな時代潮流へ柔軟に対応するための持続的な取り組みにより目標の実現に努める。

また、少子化の進展等ともなう中南部都市圏の土地需要動向などを踏まえつつ、段階的な跡地利用を計画的に誘導し、まちづくりの中間的な段階においても着実に目標が実現されるように努める。

【本節全体の要旨】

- 跡地利用にあたって、特に配慮して取り組むべきことが示されており、「関係者の参加と協働」、「環境に対する配慮」、「周辺整備との連携」、「社会経済動向の反映」の4つが跡地利用の基本姿勢として示されている。

① 関係者の参加と協働

- 跡地利用には多くの人々や機関がかかわるため、これらの関係者の参加と協働が不可欠となるため、基本姿勢の一つとされている。
- 「参加」と「協働」は、どちらも「同じ目的に向かって行動を共にする」意味があるが、「協働」の場合は、役割を分担し合うという、より踏み込んだ協力関係を意味する言葉として用いられている。

- 「地権者意向の実現」はもとより、他の二つの目標の実現に必要な広域計画を導入するための用地の確保や地権者による受け皿の供給などについて、地権者の意向の反映に向けた参加と協働が不可欠である。
- 「沖縄県や中南部都市圏の振興」、「宜野湾市の将来都市像の実現」は県民、市民の将来に深く関わるテーマであり、県民、市民の意向の反映に向けた参加と協働が必要である。
- また、跡地利用の目標が広域的な広がりを持っていることや跡地の広大な規模からみて、再開発には広域的な視点からの検討や多大な資金と人員を要すると考えられることから、市、県及び国の協働による取り組みが必要である。

② 環境に対する配慮

【前段】

- 跡地に特有の自然資源や文化資源の保全や地盤条件との整合による安全の確保等、環境に対する配慮が必要であり、基本姿勢の一つとされている。
- 特に、「地下水脈」は、普天間飛行場の外で湧水となり、文化財を形成する要素や農業用水として利用されているため、跡地利用による水量の減少や水質の低下をまねかないようにする必要がある。
- 「地盤条件との整合」とは、跡地には陥没のおそれがある洞穴が分布している可能性があるため、地盤条件に適合した跡地利用を行うことにより、安全を確保することを指している。

【後段】

- 跡地においては、循環型社会のモデル地域形成に向けた取り組みが必要とされているため、基本姿勢の一つとされている。
- 「ゼロエミッション・アイランド沖縄」構想（資料2-4）においては、「環境負荷の少ない循環型社会システムの構築」等が構想推進の基本方針とされている。
- 「環境との共生」は環境への影響に配慮した都市活動を進めようとする考え方、「ゼロエミッション」はリユース（再使用）やりサイクル（再生利用）などにより、産業廃棄物をゼロに近づける考え方を指している。
- 「環境負荷の低減に向けた都市基盤整備や地域社会の構築」とは、自動車利用を抑制するための公共交通システムの導入、地下水涵養のための浸透性舗装の採用、廃棄物を減らす生活スタイル、太陽光や風力を利用したクリーンエネルギーの活用等により環境負荷を低減することを指している。

- 「循環型社会」は、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月公布）において、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」と定義されており、「モデル地域を形成」とは、跡地において、環境との共生やゼロエミッションに率先して取り組み、「ゼロエミッション・アイランド沖縄」構想が目標とする「循環型社会」のモデル（手本）となる地域を形成することを指している。

③ 周辺整備との連携

- 跡地利用と周辺整備との連携は双方にとって必要であり、基本姿勢の一つとされている。
- 普天間飛行場は、接收前は農地や集落地であり、周辺市街地と結ぶ幹線道路等が未整備なため、市街地として利用するためには、周辺市街地において、「跡地と一体的な都市基盤整備」が必要であり、特に、周辺市街地における幹線道路整備は、跡地利用にとって不可欠であるとともに、跡地内の幹線道路整備とあわせて、宜野湾市の都市構造の歪みを解消する役割を担っている。
- 普天間飛行場の周りは、既成市街地で埋めつくされ、多くは都市基盤が未整備の市街地であり、「跡地利用とあわせた環境改善」が期待されている。
- 「跡地と一体的な都市基盤整備」は、跡地の整備や周辺市街地の幹線道路整備と一体的に既成市街地の都市基盤整備に取り組むこと、「跡地利用とあわせた既成市街地の環境改善」は、既成市街地の過密の緩和のために必要となる移転先用地を跡地内に確保することなどにより、環境改善を促進することを指しており、この両方をあわせて「周辺整備との連携」と表わされている。

④ 社会経済動向の反映

【前段】

- 跡地利用の目標を実現するためには、「社会経済動向」に柔軟に対応するための持続的な取り組みが必要であり、基本姿勢の一つとされている。
- 「国内外の情勢の変化や国際化、情報化等の新たな潮流」により、振興の拠点としての跡地に期待される具体的な役割も変化していくことが予想されるので、それらの動向に柔軟に対応しつつ、期待される立地環境の整備や受け皿となる用地の供給等に努めることが重要である。

【後段】

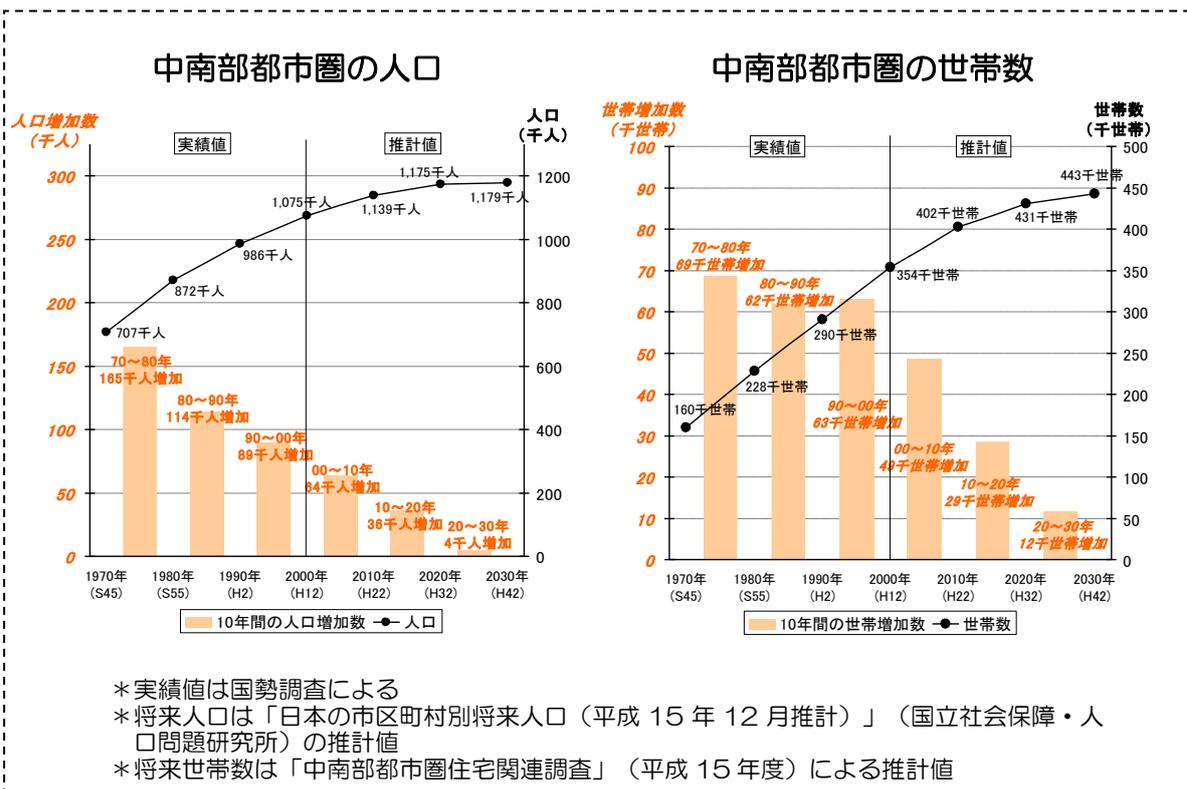
- 中南部都市圏の土地需要動向からみて、段階的な跡地利用に向けた誘導が必要であり、基本姿勢の一つとされている。
- 戦後、急増を続けてきた中南部都市圏の人口もピークを迎え、住宅需要も縮小に向かうことが予想されており（資料 2－5）、普天間飛行場の跡地においては、旺盛な住宅需要の中で進められてきたこれまでの跡地利用とは異なり、これからの「土地需要動向」を踏まえた取り組みが必要となっている。
- 「まちづくりの中間的な段階においても目標を実現」とは、跡地全体のまちづくりが完成して初めて目標が達成されるということではなく、跡地利用が時間をかけて徐々に進展していく途中においても、中間的、部分的な姿として、目標が着実に実現されていくことを表している。

資料2-4 「ゼロエミッション・アイランド沖縄」構想（平成12年3月「ゼロエミッション・アイランド沖縄」構想検討委員会）の抜粋

<構想推進の基本方針>

- (1) 環境負荷の少ない循環型社会システムの構築
 - ・ 沖縄の島嶼性を考え、物質循環を把握することにより、環境負荷の小さい、廃棄物を極力抑制する循環型社会システムを構築し、ゼロエミッション社会の実現を図る。
- (2) 持続可能な経済発展に向けた資源の選択及び効率的な運用
 - ・ 地球温暖化防止につながる自然エネルギーの活用の促進を図り、沖縄がこの分野での先進地域となるように積極的に事業化に取り組む。
- (3) 産業振興、雇用促進につながるような環境保全事業、環境関連ビジネスの事業化推進
 - ・ 自然のメカニズムと人間の活動の調和を図っていく環境保全事業や環境関連ビジネスの成長により、新しい産業の振興、雇用の拡大を推進する。
- (4) 美しい自然と豊かな暮らしを守るためのライフスタイルづくり
 - ・ 物があることに豊かさを求める時代から、沖縄を取り巻く美しい自然の中に豊かさを求める時代へと発想を転換していく中で、沖縄の伝統を見直し、自然との共生に基づくライフスタイルの普及を図る。
- (5) 沖縄からアジア、世界への情報発信
 - ・ 「ゼロエミッション・アイランド沖縄」構想の先進的取り組みや成果を世界に向けて情報発信することにより、アジアの交流の中心としての沖縄を築き上げる。

資料2-5 中南部都市圏の人口・世帯数の推計



(3) 跡地利用の促進に向けた戦略的な取り組み

- ① 広域的な計画との連携による土地利用可能性の拡大
沖縄県や宜野湾市の振興に寄与し、地権者による土地活用を促進するため、地権者との協働により広域的な計画を導入し、大規模公園の整備によるイメージアップ、幹線道路網の整備による交通条件の向上、都市拠点形成による集客力の拡大等により、土地利用の可能性を拡大する。
- ② 優れた環境づくりによる跡地の魅力の向上
跡地の特性を活かして、沖縄の歴史と風土に根ざし、国際的な評価にもたえる、優れた環境づくりに取り組むことにより、生産や生活の場としての跡地の魅力を高め、振興の拠点にふさわしい産業や高次都市機能を導入する環境を整え、土地活用を促進する。
- ③ 持続的、段階的な取り組みによる需要動向への対応
関係者の参加と協働による持続的な体制づくりや段階的な計画づくりに取り組み、時間をかけて発生する土地需要の動向とその間の社会経済状況の変化に柔軟かつ的確に対応することにより、土地活用を促進する。

【本節全体の要旨】

- 跡地利用を促進するために、関係者が共有しておくべき、戦略的な考え方が示されている。
- ① 広域的な計画との連携による土地利用可能性の拡大
 - 地権者との協働により、広域的な計画を導入することが可能となり、その結果、地権者の土地利用可能性が拡大されるという相互依存関係にあることに着目して、跡地利用を促進するための戦略の一つとされている。
 - 沖縄県の振興や宜野湾市の振興に寄与する「広域的な計画を導入」するためには、広域的な都市基盤施設の用地の確保や振興拠点における受け皿の整備・供給等に、「地権者との協働」が不可欠である。
 - 一方、大規模公園によるイメージアップ、幹線道路による交通条件の向上、新しい都市拠点形成による集客の拡大等、広域的な施策を導入した効果により、「跡地における土地利用の可能性を拡大」し、跡地の吸引力が強化され、「地権者による土地活用が促進」されることが期待される。
 - ② 優れた環境づくりによる跡地の魅力の向上
 - 優れた環境づくりが土地活用を促進する有力な手段となることに着目して、跡地利用を促進するための戦略の一つとされている。

- 自然資源や文化資源などの「跡地の特性を活かして」、沖縄らしい空間の再生に取り組み、優れた環境を形成することは、跡地ならではの魅力を県内外に向けてアピールする有力な戦略であり、その効果を高めるためには、「国際的な評価にもたえる」水準を達成する必要がある。
- 振興の拠点に期待される産業や機能の中には、研究機能や教育機能等、「優れた環境」を立地条件として求めるものが多く、また、県内外からの来住者に対しては、沖縄の歴史と風土を活かした個性豊かな住宅地づくりが「切り札」となると考えられる。
- 自然資源、文化資源を活用した魅力づくりについては、これまでも、「琉球歴史回廊構想推進計画」（平成11年度 沖縄開発庁）による地域づくりや関連調査として実施されている「環境共生・創造型再開発事業の枠組に関する調査」（平成13、14年度 国土交通省）による「自然・歴史環境空間ネットワークの形成」等の提案が見られる。

③ 持続的、段階的な取り組みによる需要動向への対応

- 土地需要の動向や社会経済状況の変化に柔軟かつ的確に対応することが土地活用の促進につながることに着目して、跡地利用の促進に向けた戦略の一つとされている。
- 跡地が広大な規模を有し、跡地における土地需要が「時間をかけて発生する」とみられることから、その間のニーズの変化にも柔軟に対応しつつ、目標の実現に向けた長期的な取り組みが必要と考えられる。
- また、沖縄県や中南部都市圏の振興のためには、産業や機能の立地需要を長期にわたって待ち受け、「百年の計」を実現することが求められている。
- 「宜野湾市都市計画マスタープラン」（既出）の「マスタープランの実現に向けた取り組み方針」においては、宅地需要を見極めた上で、宅地の供給過剰を防ぐことのできる整備計画の検討が必要とされている。
- 需要動向を見守り、適切に対応するためには、「関係者の参加と協働」による持続的、段階的な取り組みが必要となる。
- 「持続的な体制づくり」とは、需要動向を見守りつつ、目標の実現に向けた適切な舵取りを行い、跡地利用を計画的に誘導していくための体制のことであり、「段階的な計画づくり」とは、需要動向に柔軟に対応できる余地を残すために、全体計画を固定せずに、必要な時期に必要な範囲を対象として計画づくりを行うことである。

3 跡地利用に関する分野別の方針

- この章では、跡地利用の基本方向の実現に必要な具体的な内容に関する方針が示されており、「土地利用及び機能導入」、「都市基盤整備」、「環境づくり」、「周辺市街地整備との連携」の4分野について取りまとめられている。

(1) 土地利用及び機能導入について

① 振興の拠点としての産業や高次都市機能の導入

県の振興策としての位置づけを踏まえて、県内の既存の産業集積、学術研究機関等との連携や国際交流、人材育成をも視野に入れた新たな産業や高次都市機能を導入し、振興の拠点を形成する。

振興の拠点においては、優れた環境の中で人、物、情報が活発に交流する創造的な空間づくりをテーマとし、緑につつまれた産業施設、学術研究施設、快適な住環境やレクリエーション施設などが複合した拠点形成を目標とする。

② これからの時代にふさわしい住宅地づくり

特色ある自然環境と調和し、景観や地域資源の活用に配慮した住環境の形成を目標とし、歴史と風土に根ざしたゆとりある住宅地づくりに取り組む。

新しい住宅地の暮らしを支えるために、周辺市街地の既存施設の有効活用にも配慮しつつ、公共・公益施設等を計画的に整備する。

また、住民の交流により暮らしの質を高め、優れた住環境を維持していくために、地域コミュニティの形成やコミュニティのネットワークづくりを推進する。

③ 宜野湾市の新しい都市拠点としての機能導入

宜野湾市の中央に位置する地の利を活かして、市民生活の拠り所や交流の場となる新しい都市拠点形成を目標とし、行政機能や市民サービス機能及び広域的な商業機能等の導入によるまちづくりに取り組む。

【本節全体の要旨】

- 跡地利用の目標を実現するために必要な土地利用や機能導入の基本方向が分野別に示されている。

① 振興の拠点としての産業や高次都市機能の導入

【前段】

- 県の振興策としての位置づけを踏まえて新たな産業や機能を導入すること、その際には、県内の既存産業や機能との連携をはかることや国際交流、人材育成を視野に入れることが必要であり、方針として示されている。

- 拠り所とする「県の振興策」に関しては、関連調査（資料3-1、2）の成果等があるが、跡地における産業や機能にかかる具体的な振興策の策定はこれからである。
- 「県内の既存の産業集積、学術研究機関等との連携」を方針としているのは、県内各地において進展しつつある産業の集積形成や発展を損なうことなく、共存共栄を図るための役割分担が必要であり、また、跡地では、周辺に集積する学術研究機関等との連携を図ることが効果的と考えられることによる。
- 「国際交流」には、「アジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成」が「沖縄振興計画」の基本方向の一つとして位置づけられていることや、日本の南の玄関口に位置し、東南アジア諸国と隣接するという地の利を生かした国際交流の場とすることが望ましいという検討委員会の指摘等が反映されている。
- 「人材の育成」には、「持続的発展のための人づくりと基盤づくり」が「沖縄振興計画」の基本方向の一つとして位置づけられていることや、跡地の周辺には高等教育施設等が多く集積していることなどが反映されている。

【後段】

- 産業・機能の導入に向けて、優れた環境の中での創造的な空間づくりをテーマとし、多様な機能が複合した拠点の形成が目標とされている。
- 「創造的な空間づくり」は、関連調査（資料3-2）において提唱されている「産業創造拠点」のイメージを踏まえている。

② これからの時代にふさわしい住宅地づくり

【第1段】

- 歴史と風土に根ざしたゆとりある住宅地づくりが方針とされている。
- 住宅需要が縮小していく中で需要を誘致するためには、「量」より「質」が求められる時代にふさわしい住宅地づくりに取り組む必要があり、跡地においては、広大な規模や自然資源を活用した「ゆとりある住宅地づくり」に取り組むことが効果的であり、地権者による土地活用の促進にもつながると考えられる。
- 「中南部都市圏住宅関連調査」（資料3-3）においては、住宅需要の減退が予想される中であって、環境やコミュニティを重視し、「風土に根ざしたゆとりある住宅地づくり」を目標として、需要創出を図ることが重要であり、長期的な住宅需要にマッチしたまちづくりのための手法の工夫が必要と指摘されている。

【第2段】

- 新しい住宅地の暮らしを支えるための公共・公益施設等の整備が必要であり、方針とされている。
- 「公共・公益施設等」は、保育所、小・中学校、公民館、近隣店舗など住民の生活利便を確保するための施設を指している。
- 「周辺市街地の既存施設の有効活用にも配慮しつつ」では、跡地における住宅立地は時間をかけて進展するものと想定されるため、少なくとも、初期段階においては、跡地内の居住者だけではこれらの施設を支えられないので、周辺市街地の既存施設を活用しながら跡地における生活利便を確保し、住宅立地を促進する必要があることを表している。
- 那覇新都心地区においても、最初の7年間は周辺地域の既存の小学校の学区に指定し、住宅立地を進めてきている。

【第3段】

- 地域コミュニティの形成やコミュニティのネットワークづくりが方針とされている。
- 「地域コミュニティ」は、高齢化社会における暮らしの拠り所として、あるいは住宅地や公益施設等の管理・運営にあたる母体として期待され、コミュニティ間の連携による「ネットワークづくり」も重要と考えられる。
- 優れたコミュニティの存在は住宅地の魅力の一つとして評価されると考えられ、跡地においては、従前の居住地への復帰等、自己利用のための住宅整備を希望している地権者が多く、早期整備の可能性も高いと考えられるため、コミュニティづくりに向けた地権者の積極的な取組が期待される。

③ 宜野湾市の新しい都市拠点としての機能導入

- 市民生活の拠り所や交流の場にふさわしい機能が例示され、新しい都市拠点としての機能導入にかかる方針として示されている。
- 「行政機能や市民サービス機能」を市民が一番集まりやすい場所に再配置や新設することにより市民の利便性を高めることを目指すものであり、「広域的な商業機能等の導入」については、より広域的な圏域を対象とする交流の場としてのまちづくりの可能性に期待して例示されている。
- 「宜野湾市都市計画マスタープラン」（既出）においては、将来都市構造を形成する要素の一つとして、都市構造の転換にあわせて、普天間飛行場の跡地に「行政サービス拠点」・「高次都市機能が複合集積するエリア」など新たな都市機能の集積を図る「新ねたての交流拠点」が計画されている。

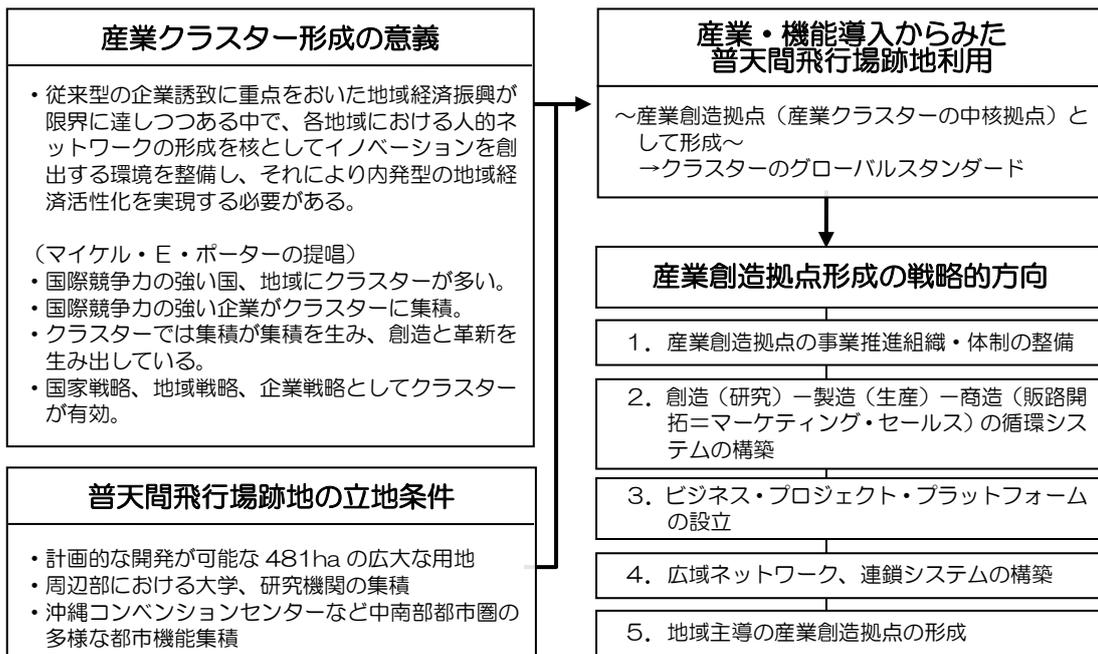
資料3-1 「中南部都市圏基本構想・機能導入調査」（平成14年度 沖縄県）の抜粋

＜普天間基地跡地における融合型産業・機能の展開方向（イメージ）＞

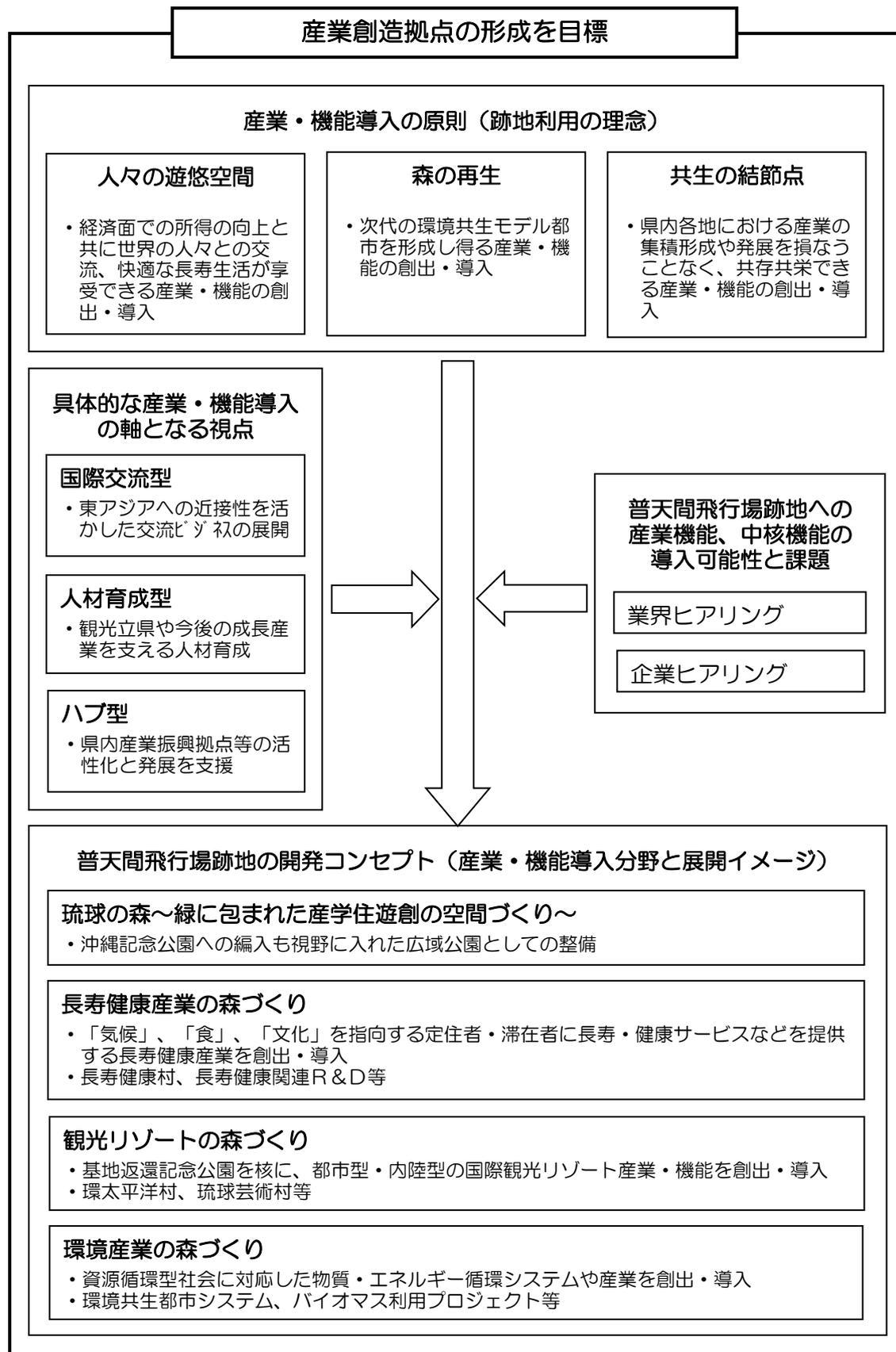
- (1) 新ホスピタリティ産業の展開
 - ⇒観光リゾート産業×（芸術・エンターテインメント・長寿健康）
 - ①国際芸術公園(アートパーク)、②国際観光まちづくり
- (2) ライフサポート産業の展開
 - ⇒長寿健康産業×（観光リゾート・学術研究・芸術）
 - ①アクティブシニアタウン（長寿健康都市）
- (3) 新知識技術産業（KT産業）の展開
 - ⇒IT産業×学術研究
 - ①ITフロンティアパーク、②新技術産業イノベーションパーク
- (4) 融合型高次都市機能の展開
 - ・メディアアート機能（①メディアアートセンター）
 - ⇒芸術文化（アート）×デジタルコンテンツ産業（メディア）の融合
 - ・デザイン機能（②デザイン総合センター）
 - ⇒トロピカルデザイン×ファッション×オキナワ伝統工芸×沖縄様式建築設計の融合
 - ・映像創作機能（③スタジオ・シティ）
 - ⇒観光リゾート産業×IT関連産業×フィルムオフィスの融合
 - ・環境リサイクル機能（④総合リサイクルセンター）
 - ⇒環境保全産業×静脈物流産業の融合

資料3-2 「中南部都市圏産業・機能プロジェクト実現可能性調査」（平成15、16年度 沖縄県）の抜粋

＜産業創造拠点（産業クラスターの中核集積拠点）形成の意義と戦略＞



＜普天間飛行場跡地の産業機能、中核機能の導入戦略＞



資料3-3 「中南部都市圏住宅関連調査」（平成15、16年度 沖縄県）の抜粋

<中南部都市圏における宅地需要量・供給量の推計>

- ① 中南部都市圏の市町村別に、2000～2029年の30年間の宅地（住宅地）の需要量と供給量の推計を行っている。
 - ・ 宅地需要量は下記の方法で推計
 - －人口は、国立社会保障・人口問題研究所の市町村別、男女別、年齢階級別推計値（国勢調査ベース）
 - －世帯数は、男女別、年齢階級別人口に男女別世帯主率を乗じて推計
 - －住宅戸数は、国勢調査ベースの世帯数を住宅・土地統計調査ベースの世帯数に変換して推計
 - －宅地は、住宅戸数に戸あたり宅地面積推計値を乗じ、空き家率の想定にもとづく空き家数を加えて推計
 - ・ 宅地供給量は下記の宅地の合計値として推計
 - －土地区画整理事業、埋立て事業による整備済未利用宅地、整備予定宅地（計画が確定されているもの）
 - －都市計画法の開発許可にもとづく宅地（過去の実績から推計）
 - －駐留軍用地跡地利用による宅地については、基本構想・基本計画から読み取れる住宅用途の面積もしくは施設面積の50%
- ② 中南部都市圏の2000～2029年の宅地需要量は約1,185haであるのに対して、宅地供給量は約1,723haであり、約538haの供給過多が生じている。
 - ・ 跡地利用による供給（約263ha）を控除しても、約275haの供給過多と推計されている。
 - ・ ただし、中南部都市圏においては、初めての宅地需給推計であり、推計手法、データについて今後の検証が必要とされている。

<中南部都市圏における住宅・住宅地の将来像>

- ① 住宅・住環境の視点からみた跡地利用の意義
 - ・ 戦後なしえなかったゆとりある住宅、住宅地の期待
 - ・ 多様な住宅ニーズへの対応、多様なコミュニティの形成
 - ・ 自然環境、人文環境の保全、回復、共生
- ② 普天間飛行場跡地における住宅、住宅地づくりのあり方
 - ・ 自然や地形などの環境の重視とまち全体の骨格形成
 - ・ 風土に根ざした住宅・住宅地形成の重視
 - ・ コミュニティの重視
 - ・ 地権者や住民による継続的なまちづくりの重視
 - ・ 住宅需要と土地活用ニーズのバランスの重視
- ③ まちづくりの実現化方策
 - ・ 計画論的視点（自然環境の回復、保全、共生、新しい沖縄らしい住宅・住宅地形成、他座右名コミュニティの形成、居住者主体、公私共同による持続的なまちづくり、多様なニーズ、住まい方への対応等に向けた方策を例示）
 - ・ 事業的視点（需要創出、クラスター型開発、低廉でゆとりある住宅・住宅地の供給に向けた方策を例示）

(2) 都市基盤整備について

① 幹線道路の整備

自然の地形や自然環境との調和を図り、文化財保護に配慮しつつ、広域的な交通体系の確立を目標として計画されている（仮）中部縦貫道路と（仮）宜野湾横断道路を整備する。また、それらとあわせた幹線道路網の再編に取り組む。

② （仮）普天間公園の整備

広域における防災性や公園の整備水準を高めるとともに、優れた環境づくりの中核として跡地の魅力を高め、振興の拠点としての産業、高次都市機能の導入を促進する効果などにも期待して、大規模な（仮）普天間公園を整備する。

③ 公共交通体系の整備

多くの県民や観光客などを集め、振興の拠点にふさわしい交流活動や（仮）普天間公園の利用を促進するために、広域的な公共交通体系の整備に取り組む。

また、自動車利用による環境負荷を軽減しつつ、跡地内の移動性を高め、多様な機能が複合するまちづくりの良さを活かすために、跡地内を対象とした先進的な公共交通システムの整備に取り組む。

④ 供給処理施設等の整備

跡地利用計画の具体化とあわせて、環境に配慮した供給処理施設等を整備する。

特に、湧水の量・質への影響等を軽減するための地下浸透方式の雨水対策やゼロエミッションの形成に向けた施設整備に取り組む。

⑤ 情報通信基盤の整備

振興の拠点における活動を支えるとともに、通信手段を活用した多様なコミュニケーションによる新しい勤務形態や生活利便を実現するために、高水準の情報通信基盤の整備を促進する。

【本節全体の要旨】

- 跡地利用の目標を実現するために必要な都市基盤整備の基本方向が施設分野別に示されている。

① 幹線道路の整備

- （仮）中部縦貫道路と（仮）宜野湾横断道路の整備及びそれらとあわせた幹線道路網の再編の二つが方針とされている。
- 「沖縄県総合交通体系基本計画」（資料3-4）において、「（仮）中部縦貫道路」と「（仮）宜野湾横断道路」は沖縄本島のラダー型骨格道路網を形成する広域的な幹線道路として位置づけられている。

- 「那覇広域都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」（平成16年3月 沖縄県）の主要都市計画の決定方針において「（仮）中部縦貫道路」は主要幹線道路、「（仮）宜野湾横断道路」は幹線道路として位置づけられている。
- 「それらとあわせた幹線道路網の再編」とは、跡地利用により、上記の広域的な幹線道路を含む新しい幹線道路を整備し、宜野湾市の都市構造の改善に向けた幹線道路網を再編することであり、跡地利用計画の策定等と合わせた今後の検討が必要なため、具体的な整備対象路線は明示されていない。
- 「宜野湾市都市計画マスタープラン」（資料3-5）においては、跡地利用による幹線道路網の再編計画として、上記の2本の道路を含め、東西3本、南北2本の幹線道路が計画されており、（仮）中部縦貫道路及び（仮）宜野湾横断道路は、将来都市構造において、「基幹都市軸」及び「新交流軸」として位置づけられている。
- 「自然の地形や自然環境との調和」、「文化財保護」が方針とされているのは、普天間飛行場が琉球石灰岩台地に位置し、特殊な地盤条件や周辺市街地との高低差など地形上の制約があること、斜面においては貴重な自然が残されていること、埋蔵文化財包蔵地が多く分布していること等から、幹線道路の計画、整備にあたっては、特段の配慮が必要と考えられることによる。
- 「大規模駐留軍用地跡地に関する都市計画調査（幹線道路）」（平成15年度 沖縄県）においては、幹線道路の計画策定に向けた基礎的な検討が行われている。

② （仮）普天間公園の整備

- 大規模な（仮）普天間公園の整備が方針とされている。
- 「沖縄県広域緑地計画」（資料3-6）において、（仮）普天間公園は広域公園として計画されている。
- 「那覇広域都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」（平成16年3月 沖縄県）の主要都市計画の決定方針において、「普天間飛行場返還予定地には、交流文化による発展を目指す県土の中心かつ返還記念のシンボルとなる公園を創造」することが定められている。
- 「宜野湾市都市計画マスタープラン」においては、（仮）普天間公園は将来都市構造を形成する要素の一つとして位置づけられており、普天間飛行場跡地に現存する自然、歴史特性の保全活用を図る返還記念のシンボル公園を創造することとされている。
- 「広域における防災性や公園の整備水準を高める」ことは、「沖縄県広域緑地計画」において、（仮）普天間公園の計画の目的とされている。

- 「優れた環境づくりの中核として跡地の魅力を高め、振興の拠点としての産業、高次都市機能の導入を促進する効果などにも期待して」とは、「跡地利用の促進に向けた戦略的な取り組み」の一つとして位置づけられている「優れた環境づくりによる跡地の魅力の向上」にとって、（仮）普天間公園は大きな効果を発揮すると期待されることを表している。
- 「沖縄県広域緑地計画」では100ha以上が目標とされているが、計画規模については、地権者意向の反映、事業主体の選定等とあわせた今後の検討に委ねる必要があるため、「大規模な」と表現されている。
- 「大規模駐留軍用地跡地に関する都市計画調査（広域緑地）」（平成16年度 沖縄県）においては、普天間飛行場跡地の緑地の全体像、実現課題等について検討が行われている。

③ 公共交通体系の整備

【前段】

- 跡地へのアクセシビリティを高めるための広域的な公共交通体系の整備が方針とされている。
- 「広域的な公共交通体系」は、県民や観光客を集め、振興の拠点としての交流活動や（仮）普天間公園の利用を促進することを目的とするものである。
- 「沖縄県総合交通体系基本計画」（資料3-4）においては、普天間飛行場を経由する東西、南北の公共交通軸が位置づけられている。
- 「宜野湾市都市計画マスタープラン」においては、軌道系交通システムの導入により車利用から軌道系交通システムを中心とした都市構造への転換を図ることが目標とされている。

【後段】

- 跡地内の利便を高め、環境負荷を軽減するために、跡地内を対象とした公共交通システムの整備が方針とされている。
- 「跡地内を対象とした先進的な公共交通システム」は、公共交通利用により跡地内を容易に移動できるようにし、自動車利用による環境負荷を軽減するとともに、自動車利用が困難な子供や高齢者等を含めて、多様な機能が複合する跡地の良さを十分に享受できるようにすることを目的とするものである。
- 具体的には、小型の地域循環ディマンドバスやカーシェアリングなどが念頭におかれている。
- 「沖縄県総合交通体系基本計画」（資料3-4）においては、普天間地域における先導的なシステムの実験的な取組が位置づけられている。

④ 供給処理施設等の整備

- 環境に配慮した供給処理施設等の整備が方針とされている。
- 供給処理施設等の「等」は、道路や公園の整備等における雨水対策を含むことを意味している。
- 「宜野湾市都市計画マスタープラン」においては、これまでの流域関連公共下水道計画（目標年次平成30年）は、基地跡地の市街化を想定していないため、下水道ネットワークの改善も視野に入れた下水道計画の見直しを検討することとされている。
- 「湧水の量・質への影響等を軽減」とは、下水道施設の整備により、雨水が管渠により跡地外に直接排出されることによる湧水量の減少を回避するために、地下浸透方式の雨水対策を施し、地下水の涵養に努めることを指している。
- 「ゼロエミッションの形成に向けた施設整備」としては、ごみのリサイクルセンター、環境情報センター、エネルギーや水の循環システムなどの施設を想定している。

⑤ 情報通信基盤の整備

- 高水準の情報通信基盤の整備が方針とされている。
- 情報通信基盤の整備は民間事業者が行うことが基本であるため、「促進する」という表現が用いられている。
- 「通信手段を活用した多様なコミュニケーション」とは、「いつでも、どこでも使えるブロードバンド、常時接続、モバイル、バリアフリーインターフェイスなどの条件を備えた情報通信ネットワーク（ユビキタスネットワーク）を活用して、多種多様な情報交換を図ること」（「中南部都市圏基本構想・機能導入調査」における定義）であり、それによる価値創発型の社会はわが国が目指す方向の一つである。
- 「振興の拠点における活動を支える」ためには、これからの時代においては、ユビキタスネットワーク（光ファイバー、高速映像、ADSL、CATV等の多様な通信インフラによるネットワーク）の整備が不可欠である。
- 「通信手段を活用した新しい勤務形態」とは、遠距離通勤からの解放や優れた環境を求めて、自宅や自宅近くの勤務場所（サテライトオフィス等）、リゾート地等で仕事をすることを指している。
- 「通信手段を活用した新しい生活利便」とは、遠隔診療、インターネットショッピング等、通信手段によって得られる新しい生活利便を指している。

資料3-4 「沖縄県総合交通体系基本計画」（平成14年3月 沖縄県）の抜粋—普天間飛行場の跡地利用に関連する計画

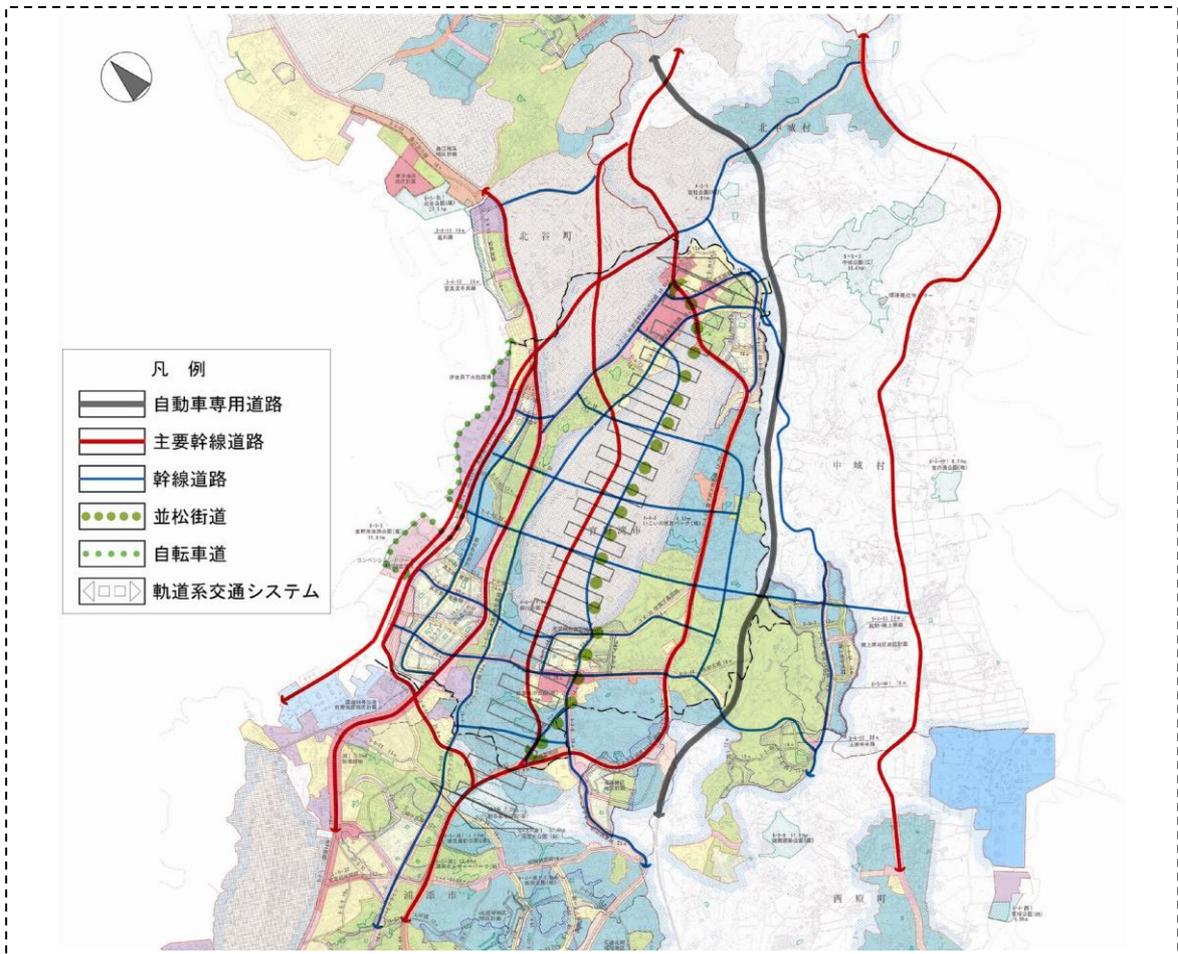
＜幹線道路整備にかかる施策体系＞

- 産業・物流活動の支援
 - －本島のラダー型骨格道路網の整備（中部縦貫道路、宜野湾横断道路）
 - －東海岸地域と西海岸産業拠点間の交流を促進する道路網の整備（宜野湾横断道路）

＜公共交通体系にかかる施策体系＞

- 骨格的な公共交通軸の形成
 - －普天間飛行場を経由する東西、南北の公共交通軸が位置づけられ、短中期的には基幹バスシステムや新たな高速バスシステムの導入促進、中長期的にはモノレールの延伸や南北軸を形成する軌道系交通システムを検討するとされている。
- 短距離移動システムの形成
 - －魅力的な交通環境の形成を目指した短距離移動システムとして、新たな開発エリアである普天間飛行場跡地において、先進的な交通システムに取り組むとされている。

資料3-5 「宜野湾市都市計画マスタープラン」（平成16年10月 宜野湾市）の抜粋—全体構想図における幹線道路網



資料3-6 「沖縄県広域緑地計画」(平成14年3月 沖縄県)の抜粋(仮)
普天間公園の位置づけと整備方針

<根幹的都市公園整備の重点とする普天間公園>

- 普天間飛行場の約481haの跡地利用の中に、規模100ha以上の広域公園として計画する。
- 本島中南部の密度の高い市街地が連担する中の中央部に位置して、周辺地域及び広域の重要な防災拠点となるとともに、南の末吉・浦添・嘉数の森と北の中城・軍用地緑地とつないで中南部中央部に自然共生回廊の拠点を形成。特に市街地で唯一広範な地下水の脈絡を残し、県内随一の田芋畑で多様な生物が生存する大山湿地の水源涵養域となっているため、台地のドリーネを囲む樹林地を中心に位置を検討。
- 沖縄の中心的な市街地創出の中で、基本的な特性の保全・活用や都市機能形成上の必要性に配慮するとともに、交流文化による発展を目指す県土の中心となり、大規模軍用地返還の記念となるシンボル公園として創造し、県と国と関係自治体が協力して具体化を推進する。

(3) 環境づくりについて

① 自然環境や文化財の保全

環境調査や文化財に関する調査に基づき、自然環境や文化財の保全の必要性について評価を行い、計画づくりに反映させる。

② 魅力的な環境づくり

旧並松街道や旧集落等の再生、琉球石灰岩台地特有の細かな起伏や既存樹林の活用、周辺地域との連携等、特有の自然資源や文化資源を活用した沖縄らしい街並みや景観の形成に向けて、个性的かつ先進的な環境づくりに取り組む。

また、沖縄の特性である「亜熱帯海洋性気候」や「島嶼性」に着目して、持続可能な開発を目指した「環境共生」、「ゼロエミッション」、「地球温暖化防止」に取り組むとともに、これらの先進的な取り組みにより得られた経験や技術的蓄積を活かして、国際協力の促進や新しい産業の振興等に努める。

【本節全体の要旨】

- 跡地利用の目標を実現するための環境形成について、保全と創造の両面にかかる方針が示されている。

① 自然環境や文化財の保全

- 基地内への立ち入り調査が制約されており、基本方針策定までに、跡地における環境調査や文化財に関する調査が完了していないため、今後の調査結果を含めて、計画づくりに反映させる必要があり、方針として示されている。
- これまでの調査成果（資料 3-7、8）によると、跡地には貴重な生物の棲息地や埋蔵文化財包蔵地等が多く分布しており、学術的な価値の保全や特色ある地域文化の形成にかかる対応方針を明らかにし、計画づくりに反映させる必要がある。
- また、跡地には石灰岩台地に特有の洞穴が数多く分布し、地下水系を発達させている可能性が高いと見られるので、今後、地盤環境にかかる現況調査を実施し、跡地利用による陥没の危険性や地下水系への影響等について確認し、計画づくりに反映させる必要がある。
- 「宜野湾市都市計画マスタープラン」においては、普天間飛行場西側の斜面緑地が、将来都市構造を形成する保全緑地ゾーンとして位置づけられている。

② 魅力的な環境づくり

【前段】

- 沖縄らしい街並みや景観の形成に向けた個性的かつ先進的な環境づくりが魅力づけの方針とされている。
- 「跡地利用の促進に向けた戦略的な取り組み」の一つとしている「優れた環境づくりによる跡地の魅力の向上」に対応する方針である。
- 「周辺地域との連携」とは、沖縄らしい街並みや景観の形成は、跡地の中だけで完結するものではないので、周辺地域と連携により、より広域的な範囲において取り組む必要があることを指している。
- 「個性的かつ先進的な環境づくり」とは、沖縄らしさを個性として打ち出す場合であっても、過去の姿をそのままコピーするのではなく、これからの時代感覚や生活スタイルにマッチした新しい沖縄らしさを表現する必要があることを指している。
- 「宜野湾市都市計画マスタープラン」（既出）においては、「旧並松街道」を、将来都市構造を形成する要素の一つとして位置づけ、普天間街道の道筋の確保と緑地的環境の保全・整備を進め、歴史的環境をめぐる回廊の一環として再生することを目指している。

【後段】

- 「環境共生」、「ゼロエミッション」、「地球温暖化防止」に取り組むことが方針とされている。
- 「跡地利用の基本姿勢」の一つとしている「環境に対する配慮」にもとづく方針である。
- また、「先進的な取り組みにより得られた経験や技術的蓄積を活かして」、技術提供や研修者の受け入れなどによる「国際協力の促進」や環境技術を活用した「新しい産業の振興」等に努め、振興の拠点としての跡地利用を促進することも目標の一つとされている。
- 「地球温暖化防止」とは、地球規模の環境劣化への対策として、CO₂などの排出をできるだけ削減することを指している（「環境共生」、「ゼロエミッション」については2、(3)、②を参照）。
- 「中南部都市圏ゼロエミッション計画策定基礎調査」（平成16年度 沖縄県）においては、循環型地域社会のモデル形成を跡地開発のテーマとし、21世紀の沖縄県の持続的発展に影響を与える事業として取り組むことが提唱されている。

資料 3-7 自然環境調査の概要

<これまでに実施された調査の一覧>

調査年度	調査名	実施主体	調査内容
平成 13～17 年度	宜野湾市自然環境調査	宜野湾市	手法検討調査 環境基盤調査 生活環境調査 生態系調査

<主要な成果>

- ① 「宜野湾市自然環境調査」（平成 13～17 年度）においては、主として基地周辺部において、環境基盤、生活環境、生態系にかかる情報収集を行っている。
 - ・ 環境基盤調査では、地下水流域区分、水収支等について調査
 - ・ 生活環境調査では、大気質、土壌、水質、沿岸海域底質、海域生物（サンゴ礁、藻場分布）について調査
 - ・ 陸域生態系調査では、貴重種、在来植物の樹林地等に着目した調査
- ② 「宜野湾市自然環境調査」による情報収集にもとづき、基本方針の策定に際して配慮すべき事項が、以下のように取りまとめられている。
 - ・ 環境基盤については、雨水の地下浸透を阻害しないようにするために、地下水流域毎にバランスのとれた開発を行うことが必要
 - ・ 生活環境については、湧水量と水質を維持し、農業生産、湧水に関わる文化財、市民生活、沿岸海域環境への影響を回避するために、以下のような対応が必要
 - －石灰岩台地における地下水保全を考慮した土地利用
 - －石灰岩台地の地層構造が有する地下水涵養機能の保全
 - －汚濁水の地下水脈への直接流入の回避
 - －適切な生活排水対策と石灰岩層の持つ地下水浄化機能への配慮
 - ・ 陸域生態系については、以下のような対応が必要
 - －在来植物の樹林地を可能な限り保全し、やむを得ず改変する場合は先駆陽樹林の分布地に止めるとともに、改変域の樹木や土壌を移植し、樹木の量を維持
 - －大山地区における水田環境の維持につながるしくみを跡地に導入
 - －地下空洞上部の建ぺいを避け、雨水浸透を促し、洞内の乾燥化を回避
- ③ 今後引き続き、跡地利用にともなう自然環境への影響の緩和に向けて、これまでの調査で不足している環境情報の収集に努める必要があり、主要なものは以下の通りである。
 - ・ 地下空洞調査（極力返還前に情報収集を行うために、基地内への立ち入りが必要）
 - ・ 汚濁物質調査（基地利用や上流側の市街地からの流入にともなう汚濁物質の調査）
 - ・ 植物・動物分布状況調査（基地内立ち入りによる既往成果の検証）
 - ・ 地下水の水質等に関する補足調査（年次変動が大きいため、経年的な動向の追跡把握）

資料3-8 文化財関連調査の概要

<これまでに実施された調査の一覧>

調査年度	調査名	実施主体	調査内容
平成13年度	普天間飛行場周辺（内外）基準点設置業務	沖縄県	・埋蔵文化財の位置確定のための基準点及び水準点の設置
平成13年度	埋蔵文化財既存資料検討調査	宜野湾市	・文化財調査の既存情報整理
平成13～15年度	宜野湾市埋蔵文化財情報管理システム導入調査業務	宜野湾市	・埋蔵文化財調査の効率化に向けたGISの導入とシステム構築
平成14年度	埋蔵文化財地測システム導入調査業務	宜野湾市	・埋蔵文化財調査の効率化に向けたGPSの導入
平成14～16年度	埋蔵文化財自然科学分析導入調査	宜野湾市	・埋蔵文化財調査の効率的実施に向けた自然科学分析調査の検討
平成15～17年度	埋蔵文化財保護基本マニュアル導入調査	宜野湾市	・重要遺跡保存整備基本構想の作成
平成16～17年度	普天間飛行場旧土地利用再現調査	宜野湾市	・埋蔵文化財調査の効率的実施に向けた戦前の地形と土地利用の再現調査
平成13～15年度	埋蔵文化財広域発掘手法検討調査	文化庁	・調査期間の短縮に向けた調査手法の検討
平成9～16年度	基地内埋蔵文化財分布調査	沖縄県	・普天間飛行場内埋蔵文化財の試掘、範囲確認調査
平成13～17年度	基地内遺跡ほか発掘調査	宜野湾市	・普天間飛行場内埋蔵文化財の試掘、範囲確認調査

<主要な成果>

- ① 既存資料、従前の地目図との照合、古老からの聞き取り等をもとにしたこれまでの検討結果から、普天間飛行場の区域においては、5,180箇所の試掘・確認調査が必要と推定されている。これまでの「埋蔵文化財関連調査」により、沖縄県と宜野湾市は、普天間飛行場内の外周部の1,693箇所において、遺跡や古墓群等の埋蔵文化財を対象とした発掘調査や範囲確認調査を実施し、あわせて、正確な分布と位置を確認するための基準点及び水準点の設置、本発掘調査の円滑かつ迅速な実施に向けた物理探査手法等の検討を実施してきている。
- ② これまでの調査により、普天間飛行場の一部の区域において、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲が明らかにされ、一部については遺跡の時期や性格が把握されてきたが、現状保存の必要性等、跡地利用にかかる計画づくりにおいて配慮すべき事項等については、今後の調査・検討を待つ必要がある。
- ③ 今後引き続き、普天間飛行場の内、試掘・確認調査を実施していない区域（滑走路等）における調査を促進し、全域における埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握、資料化を行うことにより、跡地利用にかかる計画づくりに反映させる必要がある。また、跡地整備に際して実施すべき本発掘調査の要否等の判断に必要な基準を定めることなどにより、円滑な跡地整備に必要な条件を整える必要がある。

(4) 周辺市街地整備との連携について

- ① 跡地利用と連携した周辺市街地の整備
新しい都市拠点の形成や周辺市街地の環境改善を促進するために、跡地利用と連携して取り組むべき周辺市街地整備について検討を進め、跡地利用計画づくりに反映させる。
- ② 周辺市街地における幹線道路網整備
跡地利用を進めるためには、既存幹線道路と跡地を結ぶ幹線道路の整備が不可欠であり、周辺市街地における早期の幹線道路網整備に取り組む。
- ③ 周辺市街地の都市機能の活用
周辺市街地内の生活関連サービス機能を活用した跡地の住宅地づくりは、跡地における住宅立地を促進する方策の一つとして期待されるため、跡地と周辺市街地にまたがる新たな生活圏形成に取り組む。

【本節全体の要旨】

- 跡地利用の目標を実現するために必要な周辺市街地整備との連携のあり方について、方針が示されている。
- ① 跡地利用と連携した周辺市街地の整備
 - 跡地利用と周辺市街地整備との連携にかかる具体的な方向を計画づくりに反映させる必要があるため、方針とされている。
 - 跡地における「新しい都市拠点の形成」は、周辺市街地の既成の商店街等に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、周辺市街地との役割分担等について十分に連携を図る必要がある。
 - 「周辺市街地の環境改善」を促進するために、跡地に移転先を確保して、過密状況を緩和することなど、跡地利用との連携に期待すべきことも多いため、跡地利用とタイミングをあわせて取り組むべき周辺市街地整備方策について検討を行い、跡地利用の計画づくりに反映させる必要がある。
 - ② 周辺市街地における幹線道路網整備
 - 跡地利用を促進するために、跡地利用に不可欠な周辺市街地の幹線道路網整備に早期に取り組む必要があり、方針として示されている。
 - 跡地整備のための工事用通路の確保や早期の跡地利用に必要な条件整備のために、「周辺市街地における早期の幹線道路網整備」が必要であり、多くの

地権者との合意形成や建物移転等に時間を要するため、早期着手に向けた取り組みを急ぐ必要がある。

- 周辺市街地における幹線道路網整備にかかる地権者の生活再建のためには、跡地において移転先を確保すること等も期待されるので、跡地利用と周辺市街地整備との連携が必要である。
- また、周辺市街地における幹線道路整備は、周辺市街地の再開発の契機となり、都市構造の改善や土地の高度利用化につながるため、そのような期待に応えるための取り組みも必要である。

③ 周辺市街地の都市機能の活用

- 周辺市街地の都市機能を活用するために、跡地と周辺市街地にまたがる新たな生活圏形成に取り組む必要があり、方針として示されている。
- 「生活関連サービス機能」は、日常生活を支える保育所、小・中学校、公民館、近隣店舗等を指している。
- 跡地における住宅立地促進策として、跡地の居住者が周辺市街地の都市機能を活用して生活利便を確保できるようにするためには、跡地と周辺市街地にまたがる生活動線の整備等、一体的な生活圏の形成に向けた取り組みが必要である。

4 今後の取り組みに関する方針

- この章では、跡地利用にかかる計画づくりを進める上で、今後、必要とされる取り組みの方向が示されており、「具体的な跡地利用計画の策定に向けた取り組み方針の確立」、「計画の具体化に向けた取り組み」及び「県民・市民及び地権者の参加と協働に向けた取り組み」の三つで構成されている。

(1) 具体的な跡地利用計画の策定に向けた取り組み方針の確立

具体的な跡地利用計画の策定にあたっては、関係者の参加と協働を円滑に進めることが重要である。

そのため、宜野湾市及び沖縄県は国と連携し、普天間飛行場の返還見通しに関する状況変化に的確に対応しつつ、跡地利用計画の策定に向けた取り組み体制やスケジュールなどの方針を早期に確立する。

- 基本方針は跡地利用計画の基礎となるものであり、ここでは、跡地利用計画の策定に向けた基本方針策定後の取り組み方針について、市と県の考え方が明らかにされている。
- 跡地利用計画を策定するためには、関係者の参加と協働を円滑に進める必要があるが、返還時期が明らかにされていない段階では、跡地への立地に向けた立地主体側の検討の熟度が高まらず、事業の具体的な枠組等について地権者の生活再建ニーズを踏まえた詰めた議論に入ることも困難である。
- そのため、返還時期や返還条件などの「普天間飛行場の返還見通しに関する状況変化に的確に対応しつつ」、「跡地利用計画の策定に向けた取り組み体制やスケジュールなどの方針を早期に確立する」こととされている。

(2) 計画の具体化に向けた取り組み

① 目標の実現に向けた計画づくり

「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成 11 年 12 月 28 日、閣議決定）に示されたように、跡地の再開発には相当な困難が予想されることから、事業の推進における国の積極的関与を前提として、宜野湾市及び沖縄県は、国と連携して実施手法の検討を行うなど、目標の実現に向けた計画づくりを進める。

② 土地利用や機能導入に関する計画づくり

沖縄の振興の拠点としての産業や高次都市機能の導入に関する計画は、今後の誘致活動等を通じて時間をかけて段階的に具体化していく必要がある。そのため、国、沖縄県、宜野湾市の連携による持続的な取り組み体制を整え、産業や高次都市機能の立地需要に関する情報収集、国内外への情報発信、中核となる産業や高次都市機能の受け皿整備、優れた環境づくり、広域的な連携に必要なネットワークの形成、人材の育成等に関する検討を進め、跡地利用計画に盛り込むべき具体的な整備内容を明らかにするとともに、振興プロジェクトとしての計画づくりを促進する。

住宅地づくりについては、今後の住宅需要にかかる見通し等を踏まえつつ、地権者との協働により、中南部都市圏からの新たな需要の誘致や県外からの来住の促進につながる、優れた環境を有する住宅地の計画づくりに取り組む。

宜野湾市の新しい都市拠点形成については、宜野湾市を中心として機能導入のあり方や受け皿となる土地の確保等について検討を進め、市民や地権者の参加と協働による計画づくりを促進する。

③ 広域的な都市基盤整備に関する計画づくり

跡地における幹線道路は、まちづくりの骨格として重要であることから、計画関係機関の協働による検討体制を整え、自然環境との共生、文化財の保護、優れた景観の形成、土地利用計画や地盤条件との整合などに配慮して計画づくりに取り組む。

また、周辺市街地における幹線道路整備は、跡地利用を進める上で不可欠であり、早期の整備に向けた計画づくりに取り組む。

（仮）普天間公園については、大規模軍用地の返還記念、沖縄の振興、公園緑地整備水準の向上などの多様な意義を踏まえて、国、沖縄県、宜野湾市が連携し、地権者の意向、優れた環境づくりなどに配慮して計画づくりに取り組む。

公共交通体系の整備については、沖縄県と宜野湾市を中心に、交通関係機関と連携し、広域的な公共交通体系としては基幹バスシステム、新たな高速バスシステム、モノレールの延伸、南北軸を形成する軌道系交通システムなど、跡地内を対象とした公共交通体系としては先進的な交通システムについて検討し、跡地利用計画の具体化とあわせて計画の具体化に取り組む。

④ 自然環境や文化財に関する計画づくり

返還後速やかな跡地利用を実現するために、沖縄県と宜野湾市を中心として、関係機関との連携の強化により返還前の環境調査や文化財に関する調査を促進する。

また、未調査部分を留保しながら段階的に計画づくりを進めるための仕組みづくりなどに取り組む。

【本節全体の要旨】

- 今後の計画づくりに向けた取り組みについて、共通する方針と計画分野別の方針が示されている。

① 目標の実現に向けた計画づくり

- 目標を実現するためには、跡地の再開発にかかる見通し等を踏まえた計画づくりに取り組む必要があり、計画の具体化に向けた取り組み全体に共通する方針として示されている。
- 跡地の再開発には相当な困難が予想され、跡地利用計画が「絵に描いた餅」になるおそれがあるため、計画づくりに先立って、実現に向けた見通しを確保する必要がある。そのため、「事業推進における国の積極的関与」を前提として、「国と連携して実施手法の検討を行う」ことなどが必要とされている。

② 土地利用や機能導入に関する計画づくり

【第1段】

- 振興の拠点としての産業や高次都市機能の導入にかかる計画づくりについては、持続的な取り組み体制の整備や振興プロジェクトとしての計画づくりを進める必要があり、方針として示されている。
- 振興の拠点については、時間をかけて段階的に具体化していく必要があり、「持続的な取り組み体制」とは、計画段階から目標を達成するまで、立地需要にかかる情報収集や国内外への情報発信等の誘致活動等に取り組む体制のことを指しており、広範な視点や立場からの検討を行うため、国、県、市及び民間をメンバーとする推進会議（仮）の設置等が想定されている。
- 「振興プロジェクトとしての計画づくり」とは、例えば、振興拠点の中核となるような国際交流施設、研究所団地、テーマパーク等を対象として、立地可能性を踏まえつつ、開発・運営にかかる事業の枠組や用地の確保等に向けた具体的な検討のベースとするための計画づくりであり、上記の取り組み体制による取り組みからスタートさせ、計画の熟度の高まりを待って、事業推進母体を創設し、引き継いでいくことが想定される。

【第2段】

- 優れた環境を有する計画づくりのためには、地権者との協働による取り組みが必要であり、方針として示されている。

- 住宅地は、地権者による土地活用の主要な対象となるものであり、これまでの関連調査等においては、中南部都市圏や県外からの需要を誘致し、地権者の土地活用を促進するためには、「優れた環境を有する住宅地の計画づくり」が必要と指摘されている。
- 「地権者との協働」とは、優れた環境を有する住宅地の計画づくりに向けて、土地の共同利用や地区計画等のルールにもとづくまちづくり等に取り組むことを指している。

【第3段】

- 宜野湾市の新しい都市拠点形成に向けた計画づくりは、宜野湾市の役割であり、市民や地権者の参加と協働による計画づくりを促進する必要がある、方針として示されている。
- 「新しい都市拠点形成に向けた計画づくり」には、時間をかけて取り組む必要があるが、計画づくりの基礎となる、拠点の規模、機能導入の方向及び用地の確保方策等については、市民や地権者の参加と協働により、概略の方針を取りまとめ、跡地利用計画に盛り込む必要がある。

③ 広域的な都市基盤整備に関する計画づくり

【第1段】

- 幹線道路の計画づくりについては、「計画関係機関」の協働により計画づくりに取り組み、跡地利用計画の骨格を固めること、とくに、周辺市街地の幹線道路整備に早期着手するためには沿道地権者との合意形成を急ぐ必要がある、方針として示されている。
- 「計画関係機関の協働による検討体制」については、跡地利用計画が具体化する時期を見計らいつつ、沖縄総合事務局（開発建設部）、県土木建築部、市（都市計画担当）等を構成員とする協議組織を立ち上げ、検討すること等が想定されている。
- 「総合的、段階的なまちづくり事業の枠組みに関する調査」（資料4-1）においては、「周辺市街地における幹線道路網整備」にかかる今後の計画づくりや整備の進め方について検討が行われており、跡地整備に先行して、一部の道路の整備に着手するための手順等が示されている。

【第2段】

- （仮）普天間公園の計画づくりには、国、県、市が連携して取り組む必要がある、方針として示されている。

- 公園の規模や整備手法は、跡地利用計画や事業の枠組に大きな影響を及ぼすため、公園のあり方や整備、管理、運営にかかる手法、制度などについて、国の参加も得て検討を行い、計画づくりを促進する必要がある。

【第3段】

- 公共交通体系の整備にかかる計画づくりは、沖縄県と宜野湾市を中心に、交通関係機関と連携し、検討を進める必要があり、方針として示されている。
- 具体的には、パーソントリップ調査に続くマスタープラン策定にあたって、公共交通システムについても調査委員会等において十分な検討を行い、跡地利用計画に反映させるとともに、跡地利用の進捗にあわせて具体的な取り組みを進めるための体制づくりについて検討を行うことなどが想定されている。

④ 自然環境や文化財に関する計画づくり

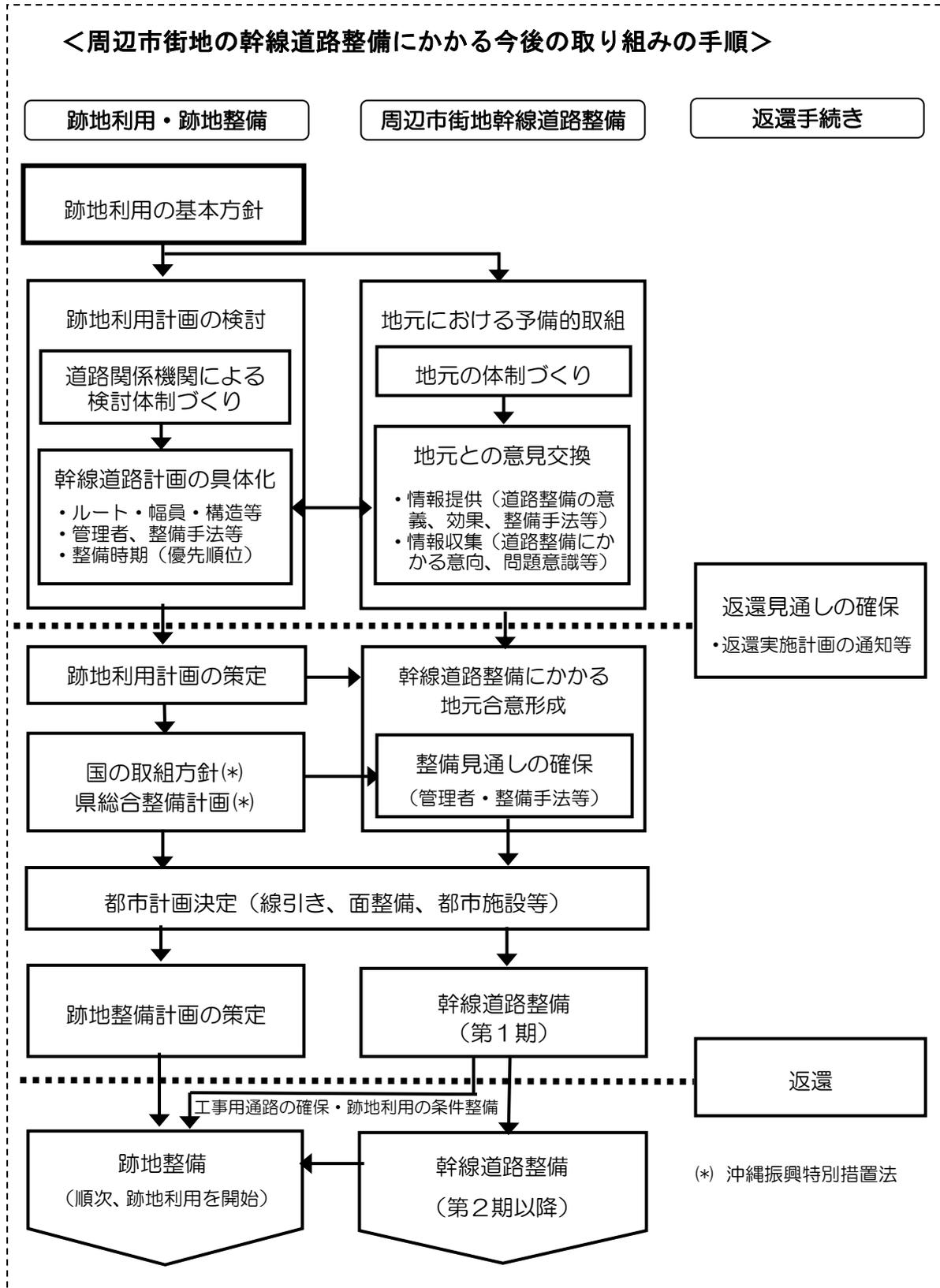
【前段】

- 返還後速やかな跡地利用を実現するために、沖縄県と宜野湾市が中心となり、返還前から自然環境や文化財にかかる現況調査を促進する必要があり、方針として示されている。
- 「関係機関との連携の強化」とは、返還前の基地内への立ち入り調査には許可が必要であり、米軍の施設運用上の理由によって制約されることから、米軍、日本政府などの関係機関との連携を強化し、調査を促進する必要があることを示している。

【後段】

- 早期の跡地利用を実現するために、段階的な計画づくりの仕組みづくりなどに取り組む必要があるため、方針として示されている。
- 返還前の調査を促進するとしても、施設運用中の滑走路の地下部分等、現況調査が早期には実施できない部分もある。「未調査部分を留保しながら段階的な計画づくりを進めるための仕組みづくり」とは、現況調査が完了せず未調査部分を残している時期から、調査完了時には計画の一部見直しを行うことも視野に入れつつ、第一次案の計画づくりに着手すること等を指している。

資料4-1 「総合的、段階的なまちづくり事業の枠組みに関する調査」（平成16年度 国土交通省）の抜粋



(3) 県民・市民及び地権者の参加と協働に向けた取り組み

① 県民等との情報の共有化と意向の把握による計画づくり

基本方針の策定にあたって実施した県民フォーラム、県民意向調査などで把握された県民の意向を計画づくりにも活かすとともに、引き続き情報の共有化や意見交換を通じて県民の意向把握に努め、計画づくりに反映させる。

跡地を沖縄県の振興の拠点とするためには、県内の既存産業や都市機能との連携が必要であり、県民や県内企業との情報の共有化に努める。

また、宜野湾市の将来都市像の実現に向けて、新しい都市拠点形成や幹線道路網の再編等に関する地権者や市民との合意形成を促進し、計画づくりに反映させる。とくに、周辺市街地における幹線道路網整備は、跡地利用を進める上で不可欠であり、早期に沿道地域の住民や地権者との合意形成を促進する。

② 地権者との合意形成と協働による計画づくり

地権者の土地活用意向を反映するための計画づくりや広域的な観点に基づく計画の導入については、地権者との合意形成と協働が不可欠であり、地権者との情報の共有化や意見交換に努め、計画づくりに反映させる。さらに地権者の持続的な取り組みに向け、若手地権者等の活動を促進する。

また、跡地利用の可能性や魅力を高め、土地活用を促進するためには、土地の共同利用や共同開発等による十分な規模の受け皿の供給や美しい街並みの形成が効果的であることから、地権者との協働による計画づくりを促進する。

【本節全体の要旨】

- 関係者の参加と協働による計画づくりに向け、県民や市民の意向の把握及び地権者との合意形成と協働にかかる方針が示されている。

① 県民等との情報の共有化と意向の把握による計画づくり

【第1段】

- 県民意向を反映するためには、平成16、17年度に実施した県民フォーラムや県民意向調査で把握された県民意向を計画づくりに生かすことや引き続き意向把握に努めることが必要であり、方針として示されている。

- 特に、(仮)普天間公園は、県民のオアシスとして期待されており、県民意向の反映による計画づくりの必要性が高いと考えられる。

【第2段】

- 県の振興拠点とするために、県民や県内企業との情報共有化が必要であり、方針として示されている。

- 振興の拠点については、産業・機能の導入に向けた計画づくりを具体化していく上で、県内の既存の産業・機能との連携が不可欠であり、県民、とりわけ産業界との協働による取り組みが必要である。

【第3段】

- 新しい都市拠点形成や幹線道路整備にかかる計画づくりについては、宜野湾市の市民や周辺市街地の幹線道路沿道の地権者や住民との合意形成が必要であり、方針として示されている。
- 「周辺市街地における幹線道路網整備」には、跡地利用に先行する早期の取組が必要であり、そのため、沿道地域の住民や地権者との意見交換を早期に開始する必要がある。

② 地権者との合意形成と協働による計画づくり

【前段】

- （仮）普天間公園や広域幹線道路の整備については、地権者との情報の共有化や意見交換が必要であり、方針として示されている。
- 「地権者の土地活用意向を反映するための計画づくり」には、土地売却意向や自己利用意向等の生活再建ニーズの把握が不可欠であり、そのためには、引き続き、地権者の意向醸成を支援する取り組みが必要である。
- （仮）普天間公園整備等の「広域的な観点に基づく計画の導入」については、用地の確保等に地権者の多大な協力が不可欠であり、地権者との合意形成を促進するためには、広域的な施策の必要性や土地活用を促進する効果等にかかる情報提供や意見交換が不可欠である。
- また、跡地利用にかかる地権者の取り組みを長期にわたって持続させていくためには、将来の中心的な担い手として期待される「若手地権者等の活動を促進する」ことが重要であり、このことは、パブリックコメントを反映して方針とされているものである。

【後段】

- 土地活用を促進するためには、地権者との協働による計画づくりを促進する必要がある、方針として示されている。
- 「土地の共同利用や共同開発」により、住宅地としての魅力を感じさせ、振興拠点や都市拠点の開発用地としてもふさわしい、「十分な規模の受け皿の供給や美しい街並みの形成」に努めることが、地権者の土地活用を促進する上で効果的であり、地権者との協働による計画づくりが必要とされている。

付属資料

資料－１ 本調査において実施した業務の概要

1. 平成17年度業務の内容

1) 基本方針の策定にかかる指針の作成

- ・ 関連調査等の成果を踏まえて基本方針策定指針（案）を作成し、第6回検討委員会に提示する。
- ・ 第6回検討委員会での意見、指摘等を踏まえて「基本方針策定指針」としてとりまとめる。

2) 基本方針に反映すべき意見や調査成果等の集約

- ① 県民意向の聴取（第6回検討委員会で実施方針をとりまとめ、ワーキング部会が実施）
 - ・ 基本方針策定指針の解説ビデオを作成
 - ・ 県民レポートの作成・配布（基本方針策定指針を情報提供）
 - ・ 県民意向調査の実施（方針づくりにかかる提案・意見の聴取）
 - ・ 県民フォーラム、地域フォーラムの開催
- ② 地権者意向の聴取（関係地権者等の意向醸成・活動推進調査による意見の集約）
- ③ 関係機関等の意見の聴取
- ④ 関連調査成果の反映（平成17年度調査）

3) 基本方針の策定

- ① 基本方針（素案）にもとづく意見の聴取（第7回検討委員会）
- ② 基本方針（原案）にもとづく意見の聴取（第3回審議調査会）
- ③ 基本方針（案）の作成と県民からの意見聴取（パブリックコメント）
- ④ 基本方針の策定

4) 基本方針審議調査会、基本方針検討委員会の開催

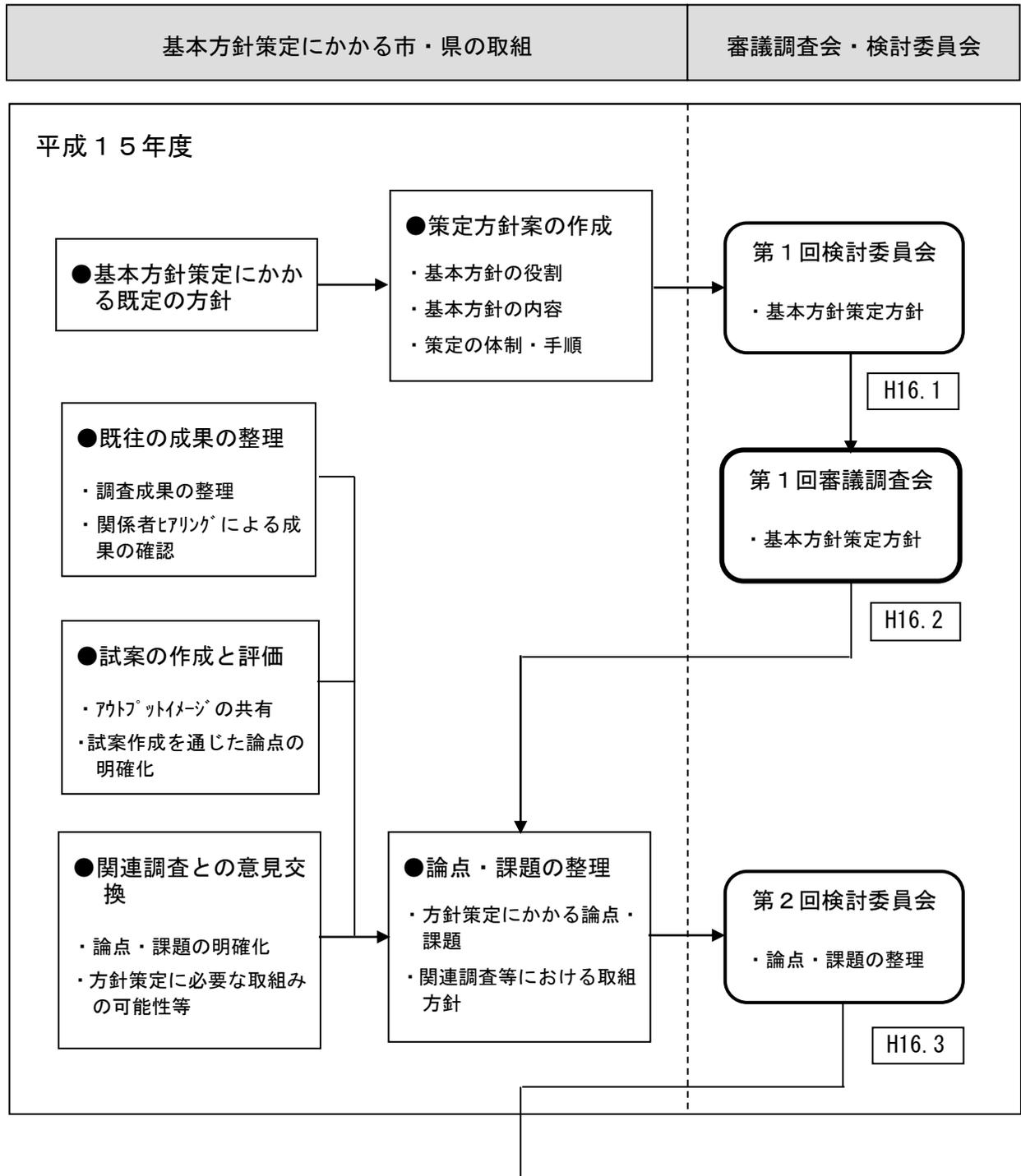
- ① 基本方針審議調査会（資料－2参照）
 - ・ 平成17年11月7日 審議調査会（第3回）開催
 - ・ 平成18年2月10日 審議調査会（第4回）開催
- ② 基本方針検討委員会（資料－3参照）
 - ・ 平成17年5月26日 検討委員会（第6回）開催
 - ・ 平成17年10月25日 検討委員会（第7回）開催

2. 調査業務実施工程（平成17年度）

	検討作業	会議
平成17年 4月	基本方針策定 指針の作成	・第19回ワーク
5月	(指針案)	・第20回ワーク ・第6回検討委員会 ・第21回ワーク
6月	(指針)	・第22回ワーク
7月	県民との意見 交換の実施	・第23回ワーク
8月	(レポート配布) (指針の説明 ビデオ作成)	・第24回ワーク ・県民フォーラム ・地域フォーラム ・第25回ワーク
9月	(集計・分析)	
10月	基本方針の 作成	・第26回ワーク
11月	(素案作成) (原案作成) (案作成)	・第7回検討委員会 ・第3回審議調査会
12月	基本方針 (案)に対す るパブリッ ク・コメント の実施	・第27回ワーク
平成18年 1月		・第28回ワーク
2月	(基本方針 決定)	・第4回審議調査会
3月	(パンフレット 作成)	・第29回ワーク

3. 年度別の調査実績

- 平成 15 年度：基本方針策定に向けた取組方針、既往調査成果のレビュー、論点・課題の整理
- 平成 16 年度：県民の意見の聴取、論点にかかる検討、基本方針策定指針の中間とりまとめ
- 平成 17 年度：基本方針策定指針の作成、県民・市民・地権者の合意形成、基本方針の策定



平成16年度

●関連調査成果の反映
(15年度調査)

●論点・課題との具体的な取組方針

●県民意向調査等の企画と県民向けレポート案の作成

第3回検討委員会
・論点・課題との具体的な取組方法にかかる意見聴取
・県民意向反映方法にかかる意見聴取

H16.9

●県民意向調査及び(仮)県民フォーラムの実施

●県民・市民・地権者等の意向の反映

●個別の論点にかかる調査・検討
・関連調査との連携

●関係機関等との意見交換
・広域都市基盤施設、市の新しい都市拠点形成等の計画について

●個別の論点にかかる検討成果の集約
・基本方針策定にかかる指針案の作成
・議論の素材としての基本方針試案の作成

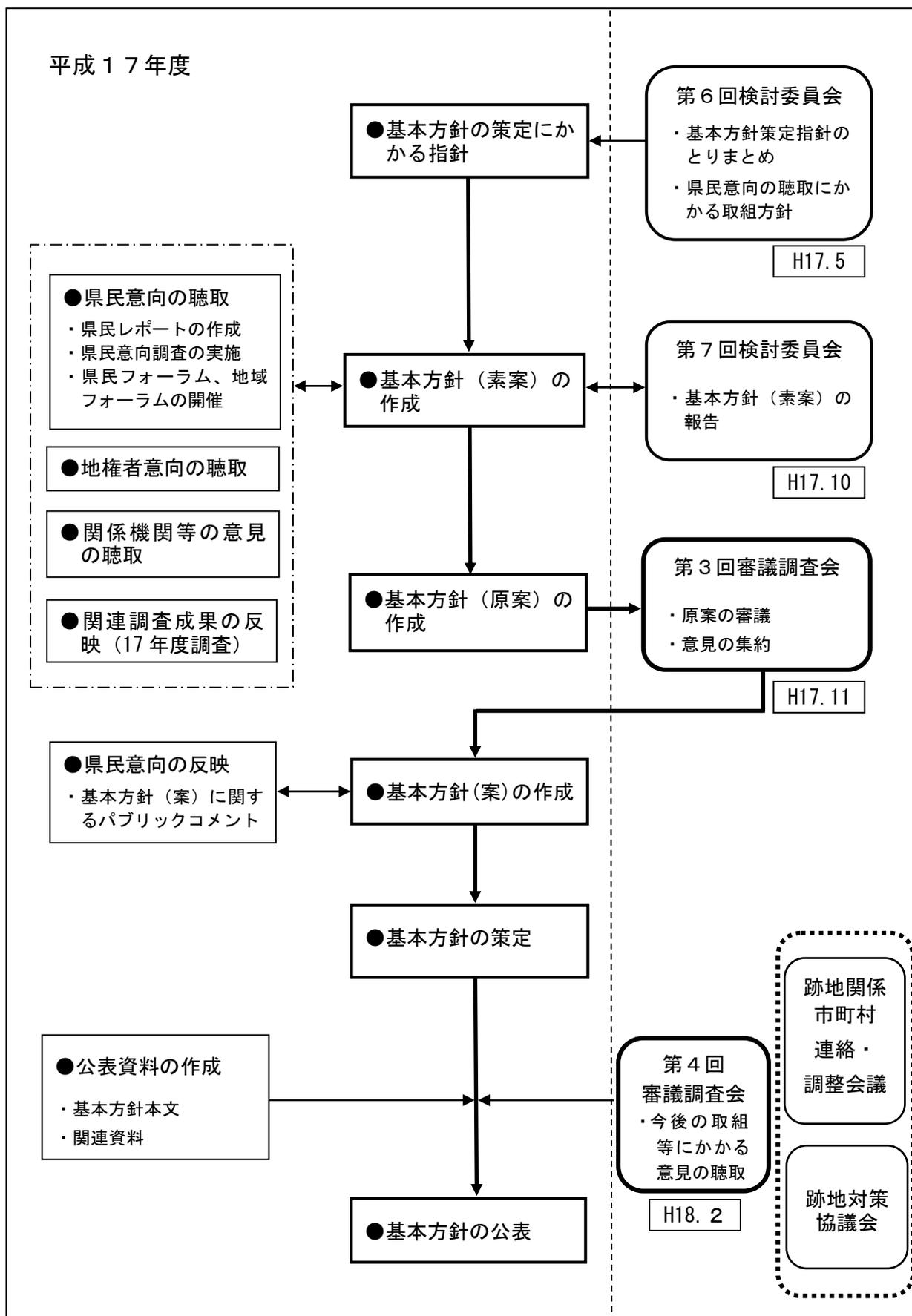
第4回検討委員会
第5回検討委員会
・基本方針作成指針(案)の中間とりまとめ

H16.11
H17.1

第2回審議調査会
・基本方針の論点等にかかる意見聴取

H17.2

平成17年度



資料－２ 基本方針策定審議調査会の記録

■ 審議調査会（第3回）

1. 日時、場所

- と き : 平成17年11月7日（月）、14:00～16:00
- と ころ : かりゆしアーバンリゾート那覇

2. 出席者（敬称略）

○ 学識経験者

- | | |
|------|-------------|
| 尚弘子 | ／琉球大学名誉教授 |
| 黒川洸 | ／東京工業大学名誉教授 |
| 上間清 | ／琉球大学名誉教授 |
| 上原方成 | ／琉球大学名誉教授 |
| 福島駿介 | ／琉球大学工学部教授 |
| 池田孝之 | ／琉球大学工学部教授 |
| 新城和治 | ／元琉球大学教授 |

○ 各種団体代表

- | | |
|----------------|------------------------|
| 稲富洋明 | ／沖縄県医師会会長 |
| 仲吉朝信 | ／（財）沖縄観光コンベンションビューロー会長 |
| 富田祐次 | ／（財）海洋博覧会記念公園管理財団理事長 |
| 親泊一郎 | ／沖縄県経営者協会会長 |
| 仲井眞弘多（代理：仲里全輝） | ／沖縄県商工会議所連合会会長 |
| 上原義雄（代理：安里二郎） | ／沖縄県身体障害者福祉協会会長 |
| 久場川森男 | ／沖縄県情報通信関連産業団体連合会会長 |
| 狩俣吉正（代理：屋宜宣正） | ／日本労働組合総連合会・沖縄県連合会会長 |
| 小渡ハル子（代理：大城節子） | ／（社）沖縄県婦人連合会会長 |

○ 市民代表

- | | |
|-------|----------------------|
| 柏田吉美 | ／宜野湾市商工会会長（産業振興） |
| 本永静江 | ／宜野湾市婦人連合会会長（婦人） |
| 翁長洋子 | ／宜野湾市民（若手研究者） |
| 津波古良一 | ／宜野湾市自治会長会会長（自治会） |
| 花城清英 | ／宜野湾市老人クラブ連合会会長（高齢者） |

5. 議事録要旨（発言順、敬称略）

1) 第2回審議調査会以降の取り組み（経過報告）

* 意見等は特になし

2) 普天間飛行場跡地利用基本方針（原案）について

尚会長 : 基本方針（原案）を中心にご議論頂きたい。まず、副会長からディスカッションの方向性を含めてご意見を頂きたい。

黒川副会長 : 具体的なことが決められない中で、よくここまで踏み込んだ方針が策定できたと思う。ただし、ここから一步踏み出すことが難しいと考える。例えば、公共交通を導入することに反対する人はいないだろうが、採算が取れない分を税金でカバーする等の話しになると意見が分かれるだろう。具体的な土地利用等の案を提示し、それについて議論していけばよいが、跡地化のスケジュールが見えないため、現時点で合意したことが住民の世代交代により合意できなくなる可能性もある。一例を示すと、同時期に計画が発表された成田空港（日本）とミュンヘン空港（ドイツ）では、事業化に至る経緯が大きく異なった。成田空港は強制収用により整備を始めて未だに完成していない。一方、ミュンヘン空港は計画発表後に25年間もの間住民と計画案の妥当性等について行政裁判を続け、話し合い決着後の5年間で施設整備を終えた。

次の段階では、県・市が国と共同で土地利用等のたたき台を出し、広く県民の意見を聞いていくことがよいと考えるが、今回の県民意向調査では女性の回答者が少ないことが気になると共に、指針に『賛同できない人を如何にして減らすか』が次のステップとして重要だろう。

尚会長 : ①返還に向けてのタイムスケジュールが見えない中での計画策定は難しい点が多いかもしれないが、「備えあれば憂いなし」ということで計画づくり、コンセンサスの形成を進めれば、跡地利用のスタートが円滑になるだろう。②また、県民意向調査で女性の回答数が少ないことについてどう思うか。

本永委員 : 婦人会には調査がきていなかったため、婦人会の会員にアンケート票がいきわたらなかったことが1つの要因ではないか。

比嘉敬子委員 : 地権者懇談会出席者にもアンケート票を配布したが、殆どが男性であった。相続等の関係から地権者の多くが男性という実態がある。また、小規模土地所有者の方々には、地権者懇談会になかなか参加頂けないため、そららの方々にもアンケート票を配布できなかった。

尚会長 : 公園や交通アクセス、緑地、環境の問題については、国、県、市が一体となって検討すべき事項であるが、これらについてご意見頂きたい。

花城清善委員 : 基本方針（原案）の「4. 今後の取り組みに関する方針」は、今後一つ

一つ詰めていくべき重要な事項と認識している。とりわけ「(1)具体的な跡地利用計画の策定に向けた取り組み方針の確立」が重要であり、このためには国、県、市が一体となって取り組む必要があるだろう。今後の基本計画策定に向けた具体的な体制やスケジュールを今から検討し、その方針を早めに確立してほしい。

尚会長 : 跡地利用のスタート時期が明確にならなくても、現時点から取り組み体制やスケジュールの方針を組み立てておくことが重要だろう。

上原委員 : ①今後とも計画の『実現性』『実効性』を念頭において取り組んでほしい。

②県民意向調査結果の以下の点について伺いたい。

- ・調査結果を県民意向として集約するに際して、無責任な回答がどの程度あったかが気になる。回答者の職業で「その他」とはどのような人であり、県外居住者がどの程度であったか。

- ・自由意見については、緑や環境などの理念的な意見が多い印象であるが、土地利用や道路交通の問題など、具体的な意見がでてくるとよいだろう。また、返還に係わる不確定要素が多い現時点において、県民意向調査の結果をどのように扱うか。

事務局（市・基地跡地対策課長）：①県民意向調査結果の職業分類「その他」は主に公務員であり、回答者は殆どが県内居住者であった。県外居住者からの意見はインターネットによる回答に若干含まれていた程度である。

②自由意見では、具体的な土地利用等についての意見が多数あり、それらについては今後の計画策定段階で参考にする方向で基本方針（原案）をまとめさせて頂いた。

仲井眞委員（代理：仲里）：①基本方針（原案）に記述されている『広域的な公共交通体系』については、県の総合交通体系基本計画との整合が求められる。また、現在の交通体系自体への影響も課題となるだろう。

②計画の具体化に伴い地権者との関係が重要になる。地権者意向を具体的計画に反映する段階では利害や衝突がでてくるため、地権者との十分なすり合わせを行い、地権者意向にそえない部分は補償にも配慮する必要がある。

事務局（県・基地対策課副参事）：基本方針（原案）における広域的な公共交通体系の記述は、沖縄県総合交通体系基本計画（県全体計画）と整合させている。その交通体系基本計画のなかでは、普天間飛行場を経由する公共交通軸が位置づけられ、中長期的には基幹バス・高速バスシステムの導入、モノレールの延伸などを検討することが謳われている。基本方針策定後の具体的な計画づくりについても県全体の計画と整合を図りながら検討していきたい。

事務局（市・基地跡地対策課長）：普天間飛行場の土地面積の92%が民有地であるため、具体的な土地利用や公共公益施設の議論になった際に、これら地権者の

方々から賛同を得られるかが心配ではある。しかしながら、平成13年度から市では地権者の方々と膝を交えて懇談会や説明会、勉強会等の取り組みを積み重ねてきており、次のステップにおいても、従来型の行政主導ではない地権者主導の計画づくりをしていきたいと考えている。

花城清善委員：普天間飛行場では、多くの地権者が自ら土地を活用したいと考えている一方、沖縄県の振興の拠点という位置づけもあるため、地権者意向と上位計画のすり合わせが求められる。また、普天間公園の整備については、総論では理解できるが、具体化に向けては今後の課題になると考える。

尚会長：ヨーロッパでは公共目的ならば、半数以上の賛成で開発可能な場合が多いが、日本では1～2名の反対で整備できないことも多いため、今後とも宜野湾市と地権者のコミュニケーションが最も重要になるだろう。

上間委員：①今後、基本方針を決定していく過程では、県民の幅広い層からの意見を反映できる努力をしてほしい。また、県・市の都市計画の方針や地権者意向等は、全てを基本方針に反映できないため、プライオリティをつける必要があるだろう。

②基本方針（原案）の「③公共交通体系の整備」で『“軌道系”公共交通』を明記できないか。今後の都市のあり方に関連して交通を考えるのであれば軌道系交通が必要になるだろう。

③本審議調査会において、跡地利用の前提となる『移転』の議論は可能か。

尚会長：審議調査会は跡地利用を議論する場であるため、移転の議論はできないと考えている。

事務局（県・知事公室長）：この場では普天間飛行場の跡地利用の方向性についてご議論、検討頂きたい。

池田委員：今回の原案は、方針段階であるため総論賛成だろうが、今後の取り組みについては以下の点が気になる。

①婦人層や若い地権者の活動が見える形で意見反映を行ってほしい。これからの時代を担う若者と共に考え、その意見を反映していくことが重要と考える。

②道路、公園、軌道系交通などのハード整備の方針は示されているが、土地利用については今後具体化に向けて議論していく必要があるだろう。また、周辺市街地整備の“周辺”は、一皮外の密集市街地等だけに限定するのではなく、中南部都市圏を意識した周辺整備を如何に捉えるかが今後の検討課題となる。

③「4. 今後の取り組みに関する方針」では、“協働”という言葉が多用されている。協働とは、市民や地権者、行政が対等の立場で検討することであり、このためには地権者自ら案を作成し、行政がそれを支援することが必要になる。協働の具体的な進め方の方針があるとよいだろう。また、“持

統的な体制”についても、如何なる体制でどのように進めるかを具体的に
して行ってほしい。

④民有地が大部分をしめる普天間飛行場においては、現段階から公有地を
確保していくことが重要と考える。公有地を如何にして確保していくか
という方針を記述しておいた方がよいかもしれない。

尚会長 : 首里城公園、海洋博公園に続いて、普天間に第3の公園が実現可能か。

富田委員 : ①既成市街地における500ha規模の開発を実現するためには多大なエネ
ルギーや時間、多くの方の参加が必要にり、特に事業化に向けては検討すべ
き課題が多く残されている。今後、スケジュールや体制を明確にするなか
で、国、県、市、地権者が各段階で如何なる取り組みが必要になるかが見
通せるような『今後の流れ』を分かりやすく示し、各機関への働きかけを
行う必要があるだろう。

②更に、普天間飛行場の周辺整備は、基地跡地の整備より相当の時間を要
すると考えられるため、現時点から準備しておく必要があるだろう。

尚会長 : 北の海、南の城（ぐすく）をテーマとした公園があり、その間に位置する
普天間では緑だけでなく、目的や意識を持った公園とすることにより、第
3の国営公園が実現可能ではないか。

福島委員 : 検討委員会は、通過点としてしめさせてもらった。今後は、基本方針（原
案）の策定に携わった様々な人の思いを実現していくフォローをお願いし
たい。

尚会長 : 最後に副会長にまとめて頂きたい。

黒川副会長 : ①基本方針（原案）は、特に反対意見がなかったため、本審議調査会とし
ては承認することとしたい。

②ただし、基本方針策定後の取り組みについての具体化が必要という指摘
があった。具体的な指摘は以下の通り。

- ・基本方針策定後のスケジュールについては、プライオリティをつけた上
で分かりやすく示すことが必要。
- ・普天間公園の整備や軌道系交通の導入が基本方針に明記されたことで、
これらの議論を続けていけば、皆さんの共通認識になりうる。
- ・“協働”については、地権者・市民・企業が案をつくる仕組みをが必要。
- ・若者や女性等の取り組みが見えることが重要。

以上

■ 審議調査会（第4回）

1. 日時、場所

- と き : 平成18年2月10日（金）、14:00～16:00
- と ころ : かりゆしアーバンリゾート那覇

2. 出席者（敬称略）

○ 学識経験者

- 尚弘子 / 琉球大学名誉教授
- 黒川洸 / 東京工業大学名誉教授
- 上間清 / 琉球大学名誉教授
- 上原方成 / 琉球大学名誉教授
- 福島駿介 / 琉球大学工学部教授
- 池田孝之 / 琉球大学工学部教授

○ 各種団体代表

- 冨田祐次 / (財) 海洋博覧会記念公園管理財団理事長
- 親泊一郎 / 沖縄県経営者協会会長
- 仲井眞弘多（代理：仲里全輝） / 沖縄県商工会議所連合会会長
- 上原義雄 / 沖縄県身体障害者福祉協会会長
- 久場川森男 / 沖縄県情報通信関連産業団体連合会会長
- 狩俣吉正（代理：屋宜宣正） / 日本労働組合総連合会・沖縄県連合会会長

○ 市民代表

- 柏田吉美 / 宜野湾市商工会会長（産業振興）
- 本永静江 / 宜野湾市婦人連合会会長（婦人）
- 上里広幸（代理：我謝賢人） / 宜野湾市青年連合会会長（青年）
- 津波古良一 / 宜野湾市自治会長会会長（自治会）
- 花城清英（代理：仲本賢栄） / 宜野湾市老人クラブ連合会会長（高齢者）

○ 地権者代表

- 花城清善 / 宜野湾市軍用地等地主会会長
- 又吉信一 / 宜野湾市軍用地等地主会副会長
- 比嘉敬子 / 宜野湾市軍用地等地主会事務局長

○ オブザーバー

- 和田智明 / 内閣府大臣官房審議官
- 米澤健 / 内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付跡地利用企画官

○ 事務局

牧野浩隆	／沖縄県副知事
伊波洋一	／宜野湾市長
花城順孝	／沖縄県知事公室長
平良宗秀	／沖縄県基地対策課長
山川修	／沖縄県基地対策課副参事
比嘉博	／宜野湾市基地政策部長
山内繁雄	／宜野湾市基地政策部次長
和田敬悟	／宜野湾市基地跡地対策課長

3. 議事内容

- (1) 第3回審議調査会以降の取り組み（経過報告）【資料1～3】
- (2) 今後の取り組み方について【資料4～6】

4. 配布資料

- 資料1 基本方針策定に向けたこれまでの取組経緯
- 資料2 基本方針（案）に対するパブリックコメントの結果について
- 資料3 普天間飛行場跡地利用基本方針
- 資料4 跡地利用の実現に向けた今後の取り組み
- 資料5 跡地利用の実現に向けた当面の取り組み（案）
- 資料6 今後の取り組みにかかる論点・課題
- 資料7 第3回審議調査会議事録（要旨）

5. 議事録要旨（発言順、敬称略）

1) 第3回審議調査会以降の取り組み（経過報告）

* 意見等は特になし

2) 今後の取り組み方について

尚会長 : 今後普天間飛行場の跡地利用計画を進めていく上での取り組みについて、委員の皆さまからご意見等を頂きたい。

柏田委員 : 宜野湾市等が文化財調査に取り組んでいるが、一部しか実態が分かっていない状況にある。また、自ら土地を使いたい地権者が多くなかで、国、県、市が入ってどこまで調整していけるかが大きな問題になるだろう。以上のことが心配であるため、審議調査会の継続をお願いしたい。

事務局（県・基地対策課副参事）： 今後は分野ごとに委員会を立ち上げるなど、基本方針の内容を継続的にフォローしていく体制をつくっていきたいと考えている。

本永委員 : 各関係者の方々に宜野湾市を住みやすくするための跡地利用を検討して頂き大変有り難いと思っている。婦人会の役員会において、宜野湾市・沖縄県の担当の方に跡地利用に関する現在の取り組みを説明してもらった際に、婦人会メンバーからこのような検討を継続してほしいという声が多数あった。都市をつくるには、婦人の声をもっともっと聞いて頂きたい。

津波古委員 : 沖縄本島は餅をのばしたような形の中に、北部に海洋博覧会記念公園、南部に平和祈念公園や首里城公園があるものの、細長い中部には何もない。宜野湾市は「はごろも」の都市であるため、これを機会に中部に 85.6mの羽衣像を設け、その背中に展望台、展望レストラン、テナントビル等を併設できないか。屋根と庇は竜宮城の形にし、世界にない琉球の背景に合ったカラーの羽衣像を建設し、はごろも祭りの中核、夜のライトアップをすることにより中部の象徴となるのではないか。

花城清英委員（代理：仲本）： 基本方針の策定に向けて様々な調査・検討、地権者等への説明等に一生懸命取り組んできたことに対して、市民の一人として喜んでいる。但し、地権者が多いため今後具体的にどうなるかが心配である。公共の支援を最大限して頂き、結果的によかったと思える案になることを望んでいる。

花城清善委員 : ①基本方針の検討開始から3年を経て基本方針ができた。ここまでくるのに関係者の方々が大変苦労されたことに対して、地権者側として御礼申し上げる。

②普天間飛行場は、中南部都市圏の拠点として沖縄振興に寄与するまちづくりということで進めてきたが、現時点では地権者の考えと“隔たり”があると感じている。普天間飛行場の位置づけと地権者意向について、如何

にして接点を見いだすかが今後の我々の仕事と考える。普天間跡地のまちづくりは、子や孫に誇れるまちづくりを念頭においているが、地権者は公園や基盤整備等の自分達の土地に関係する問題になると現在の意向と変わる可能性があるため、今後の合意形成が大変な仕事の一つになるだろう。今後とも関係者の皆さまからご指導頂きたい。

又吉委員：基本方針策定後のこれからの取り組みが正念場であるが、基本方針に若手地権者の声を反映して頂き大変喜ばしく思っている。若手地権者の会のメンバー約 25 名は、毎月第 2 火曜日に仕事が終わった後、市役所で 19:30～21:00 まで勉強会を開いていると併に、自分達の小遣いから毎月 2000 円積み立てた資金で先進地等の視察をおこなっている。今後は若手会への資金的支援をお願いしたい。若手の人材育成は、今後の沖縄にとっての財産になるだろう。

比嘉敬子委員：地権者は、未だ返還の時期が見えないこと及び跡地利用の未知の領域に対して大変な不安を持っている。今後は地権者の合意形成がカギとなり、総論賛成各論反対とならないように、地権者に当事者意識を持ってもらうための仕組みづくり、地権者に様々な情報が伝わり、地権者の考えが伝わる仕組みづくりが重要と考える。更に、地権者 2,800 名をまとめていくためのきめ細やかな組織づくりに取り組んで頂きたい。跡地利用は長期を要するため、世代間をつなぐ組織体制づくりがカギになると感じている。

富田委員：公園整備には、防災、環境、観光を始めとして様々な期待がかけられているが、今後は公園の機能等をどのように収斂させていくかが重要と考える。また、公園を整備するために大規模な土地を確保できるかがポイントとなり、これは地権者意向、事業手法と密接に関係してくるため、体制づくり及び具体的な検討が必要になる。

親泊委員：①今後は地元の方が安心してこの問題に取り組めるようにしてほしい。
②普天間飛行場の返還後に跡地利用がどのようになるかを、全国でも注目している。地権者の意見を尊重し、沖縄県の将来に本当によかったと思えるような長いスパンでの取り組みが重要と考える。
③また、世代間の取り組み組織をつくることも重要であり、お互いに知恵を絞っていくべきだろう。

仲井眞委員(代理:仲里)：①今後は、地権者との意見調整が最も難しい問題になるため、以下の取り組みを進めて頂きたい。

- ・現時点からの先行的な用地取得
- ・返還後の速やかな土地利用に向けて、自然環境・文化財調査の推進
- ・地域や県全体の発展を支える土地利用等について地権者の理解・協力の獲得

②公共交通体系のあり方については、継続的に取り組み、具体的に示して

ほしい。

上原（義雄）委員：普天間飛行場跡地のフラットな地形を活かして、バリアフリーに適したまちづくりをしてほしい。沖縄県は、定年後に県外から移住してくる人が多いため、高齢者に適したまちの仕組みをつくり、沖縄県が長寿県のシンボルとして全国の手本になるようなまちづくりを望む。「歩いても買い物するにもやさしいまちづくり、沖縄的な人情を肌で感じるまちづくり」をお願いしたい。

尚会長：基本方針にはバリアフリーという言葉がでてこないが、今後のフォローにおいて事務局で考えていることはあるか。

事務局（県・基地対策課副参事）：バリアフリー化はまちづくりの前提条件という思いから基本方針には記述しなかった。しかしながら非常に重要な事項であるため、今後普天間飛行場の跡地利用を具体化していくなかでは、一歩進めた形でバリアフリー化に取り組んでいきたい。

久場川委員：①今後は、普天間飛行場がいつ返還されても手遅れのないように、基本方針に沿った合意形成に取り組んでほしい。

②沖縄県には、これまでも跡地整備に関して多くの成功例があるので、それらを参考にして国、県の支援のもとに立派なまちづくりに取り組んでほしい。

狩俣委員（代理：屋宜）：来年度からは乗り越えるべきハードルが数多くあるため、実務者レベルのワーキンググループ、プロジェクトチーム等を立ち上げて立派な花が咲くようにして頂きたい。労働組合の立場からも、できることがあれば協力したいと考えている。

池田委員：前回の議論で出されたことが今回の基本方針に取り入れてもらえなかった。今後は分野別の検討組織において、以下の事項等で深い議論がなされることに期待する。

①公有地の先行取得。

②事業主体を決めないと計画づくり等に力が入らない。事業主体は責任の所在も含めて公共主導が適していると考えますが、今後は公共がリードしていく仕組みについて考えてほしい。

③公園については、通常の公園ではなく、セントラルパーク的な大きな概念で考えてほしい。

④土地の需要と供給については、他地域の跡地利用計画とのバランスを踏まえて検討してほしい。

⑤協働については、住民側からも対案をだすなどの活動が生まれるような仕組みづくり、そのための支援体制の検討をお願いしたい。

上原（方成）委員：長期的なスケジュールを組んで、委員会等を設置した上で実現可能な分野から具体的計画づくりを着実に進めてほしい。地権者の合意形成は、

行政が地権者と住宅関連事業者等との間に入って上手く調整していったほうがいい。自然環境・文化財については整備と保全という相反する部分もあるが、景観、環境共生、安全防災、世界遺産等を視野に入れて検討して頂きたい。普天間の跡地利用は慎重に、かつ、長い目で進めて頂きたい。

- 上間委員 : 基本方針の目次の表現等については、個人的に以下のように考える。
- ・「沖縄県や中南部都市圏」は、『沖縄県及び中南部都市圏』という表現の方がよいのではないか。
 - ・「社会経済動向の反映」は、内容から判断すると『中長期的動向の反映』が適しているのではないか。
 - ・都市基盤整備について、「①幹線道路の整備」と「③公共交通体系の整備」は、『都市交通の整備』としてまとめた方がすっきりする。
 - ・「③周辺市街地の都市機能の活用」については、活用だけではないため『活用・連携』ということになるのではないか。
 - ・今後の取り組みについては、「跡地の都市整備手法等に関する検討」を行う必要があるのではないか。

尚会長 : 事務局にとって少し頭の痛いご指摘を受けましたが、本日基本方針が確定されたということですので、今後具体的な計画を策定するに当たって、考え方や文言について検討して頂きたい。

- 福島委員 : ①普天間跡地に求められている広域的な役割と個人の利益について、如何にして整合をとるかが沖縄の将来に向けて重要になるだろう。今後は総論賛成、各論反対が際だってくるのが予想されるため、国、県、市の力強い協力関係の中で取り組んで頂きたい。
- ②何が課題であるかを一般の人に分かりやすく伝えていくことが重要だろう。
- ③返還の時期は、ある程度胸にひめて検討していく必要があるだろう。

黒川副会長 : 跡地利用の各論の段階では合意形成が重要になってくる。そのためには相手の立場にたって考えることが必要だろう。行政は地権者の立場に立ち土地をどのように処分したいか等を考えてみる。地権者の方も県や市の役人になったつもりで、何が困らせているかを考えてみる。そのためにも情報をお互いが共有できるようにしておく必要があるだろう。行政、地権者の勝ち負けではなく、両方とも勝つ（WIN WIN）という方向で取り組んでほしい。

以上

基本方針(案)に対するパブリックコメントの結果について

意見の内容

第1章第2項

「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」とあるが、事業主体は国なのか、県、市、地主、その他どちらになるか。決まっていなければ国家事業がよい。

意見に対する対応方針

駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」を踏まえた「沖縄振興計画」においては、跡地利用計画を踏まえて事業主体、事業手法を決定することとされております。

第2章第1項第1号

沖縄県や中南部市圏の振興について

上記の具体化が、アミューズメント施設、レジャー施設、公共施設の誘致であれば反対である。他自治体との競合パイの奪い合いにしかありません。本方針は住宅街を中心とした街作りをしていただきたい。具体的には、①高級住宅街、②沖縄赤瓦住宅街③普通住宅街、④共同住宅街⑤ショッピングモール、⑥各々への道路と公園のみの跡地利用にしてもらいたい。エリア毎の建築条例は徹底してもらいたい。

今後どのような施設を誘致するかについての具体的内容につきましては、跡地利用基本方針策定後の跡地利用計画策定段階において、ご意見の趣旨に配慮しながら検討を進めてまいります。

第 2 章 第 1 項 第 2 号

既成市街地と連携した取組について

反対である。本基地は強制
接收によって、できた基地
である。だから、跡地利用
については、国に責任があ
る。この事業は 100% 国の
責任において成さねばな
りません。国家賠償の意味
合いからも、地権者負担は
なされるべきではありません。
通常の区画整理事業と
同様に考える土地の減歩
はやってはいけません。既
成市街地は市の責任です。
連携は甘えであり、責任放
棄です。

普天間飛行場の跡地
を活用するためには
跡地と既成市街地に
またがる幹線道路の
整備等が不可欠とな
ります。そのため、
跡地利用基本方針に
おいては、既成市街
地と連携した取組が
必要としております

第 2 章 第 2 項 第 3 号

周辺整備との連携について

もちろん、幹線道路の整備
など、既成市街地と一体で
なければならないが、何日、
跡利用が始まるか分からな
い中で、既存の都市計画は
どうなるのか。

平成 16 年度に策定し
た宜野湾市都市計画
マスタープランにも
とづき、跡地利用との
連携による新しい都
市計画づくりを進め
てまいります。

第4章第2項第2号

土地利用や機能導入に関する計画づくり、について地権者の参加と協働による計画づくり、とあるが当然です。しかし、住宅地のいない者、減歩を拒否する者、所得保証を求めるもの、主に高齢者と思うが、それらについて協議がなされるか。

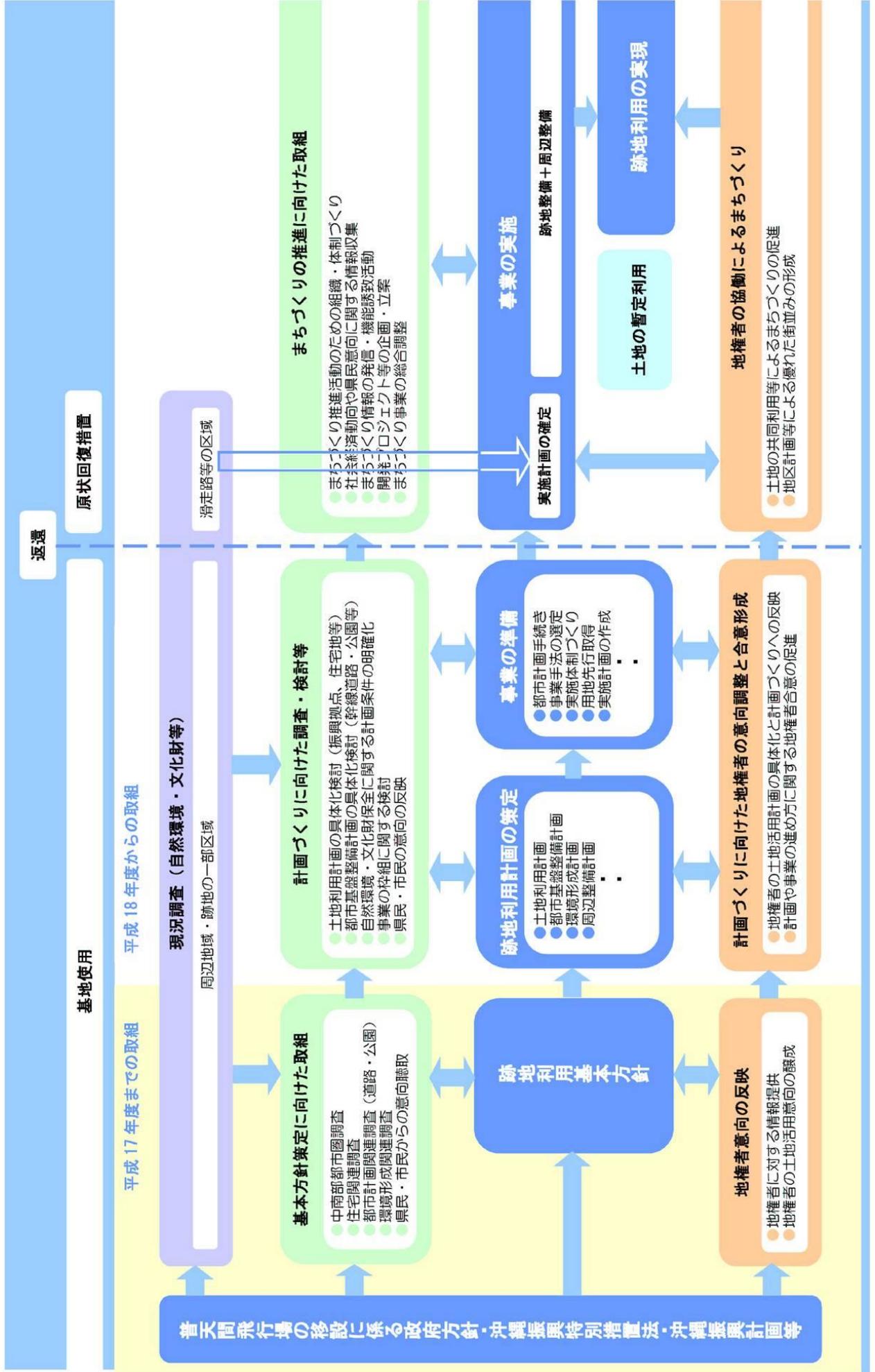
土地活用による生活再建を促進するために、引き続き、地権者の方々の生活設計に必要なきめ細かな情報提供や意見交換に努めてまいります

第4章第3項第2号

跡地利用基本方針に基づく今後の取組が重要であり、そのためには、地権者及び若い世代の持続的な活動が可能な体制をつくり、合意形成を図っていくことが重要である。
そこで『次世代を担う若手の育成と、そのための活動を推進していくこと』という内容を追記してほしい。

ご意見の内容につきましては、跡地利用基本方針に下記のとおり追記する方向で検討を進めてまいります。
一段落の最後
・・・反映させる。
さらに地権者の持続的な取り組みに向け若手地権者等の活動を促進する。

跡地利用の実現に向けた今後の取り組み（概略の手順）



跡地利用の実現に向けた当面の取り組み（案）

○ 分野別の方針の具体化に向けた取り組み

- ・ 基本方針を実現するための検討課題を分野別に整理し、検討体制、検討スケジュールに係る行動計画の策定に取り組む。
- ・ 上記の取り組みに向けて、学識経験者、各種団体代表、地権者代表等で構成する委員会を設置する。

○ 具体的な計画づくりへの着手

- ・ 基本方針の具体化に向けて、可能な分野から計画づくりに着手する。

○ 地権者との合意形成活動と協働に向けた取り組みの継続・促進

○ 市民、県民への情報発信と意向の反映

○ 自然環境・文化財等の継続調査

今後の取り組みにかかる論点・課題

○事業の枠組みについて

地権者の合意を得ながら、段階的な計画づくりや事業をどのように進めたらよいか

<キーワード>

- ・ 地権者間の公平性を確保するための手法
- ・ 長期的なまちづくりに対応可能な開発のしくみ等
- ・ 土地の暫定利用

○地権者による土地活用計画づくりについて

土地活用に向けた地権者の意向の反映や主体的な取組をどのように促進したらよいか

<キーワード>

- ・ 情報提供や意見交換の促進
- ・ 共同利用や優れた街並みづくりの実現に向けた取組
- ・ 土地活用の推進母体となる新たな地権者組織づくり

○土地利用計画の具体化について

跡地利用のイメージを決定づける振興の拠点づくりや住宅地づくりの方向をどのように考えるか

<キーワード>

- ・ プロジェクトの企画や誘致活動等に継続的に取り組む体制づくり
- ・ 跡地利用を先導する振興プロジェクト
- ・ 住宅需要の質的・量的変化や跡地の特性にマッチした住宅地づくり
- ・ 県外からの来住者や長期滞在者等の誘致

○都市基盤整備計画の具体化について

跡地利用計画の中核をなす（仮）普天間公園の計画づくりをどのように進めたらよいか

<キーワード>

- ・ 基地返還を契機とした緑の環境の再生
- ・ 跡地の魅力を高めるグリーンフロントのまちづくり
- ・ 公園づくりに対する市民、県民及び国民の期待の集約

○幹線道路計画の具体化について

広域的な整備計画と整合を図りつつ、跡地利用に必要な幹線道路の整備をどのように進めたらよいか

<キーワード>

- ・ 計画立案に関連する機関による検討体制の確立
- ・ 周辺市街地における幹線道路の早期整備、段階的整備

資料－3 基本方針検討委員会の記録

検討委員会（第6回）

1. 日時、場所

- と き : 平成17年5月26日（木）、10:00～12:00
- と ころ : 自治会館大会議室

2. 出席者（敬称略）

○ 委員

- | | |
|-------|------------------------|
| 福島駿介 | ／琉球大学工学部環境建設工学科教授 |
| 岸井隆幸 | ／日本大学理工学部土木工学科教授 |
| 石原昌家 | ／沖縄国際大学総合文化学部社会文化学科教授 |
| 富川盛武 | ／沖縄国際大学産業情報学部産業情報学科教授 |
| 岩佐吉郎 | ／名桜大学大学院教授 |
| 岩田直子 | ／沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科助教授 |
| 清水 肇 | ／琉球大学工学部環境建設工学科助教授 |
| 永松 栄 | ／早稲田大学芸術学校都市デザイン科非常勤講師 |
| 原 久夫 | ／琉球大学工学部環境建設工学科助教授 |
| 稲垣純一 | ／国際電子ビジネス専門学校校長 |
| 八木原由博 | ／三井物産株式会社那覇支店長 |
| 真野博司 | ／（株）産業立地研究所長 |
| 花城清善 | ／宜野湾市軍用地等地主会会長 |
| 又吉信一 | ／宜野湾市軍用地等地主会副会長 |
| 比嘉敬子 | ／宜野湾市軍用地等地主会事務局長 |

○ 専門委員

- | | |
|---------------|---------------------------|
| 米澤 健 | ／内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付跡地利用企画官 |
| 横山晴生 | ／国土交通省総合政策局事業総括調整官 |
| 望月明彦（代理：脇山芳和） | ／国土交通省都市・地域整備局都市総合事業推進室長 |

○ 行政側委員

- | | |
|----------------|------------|
| 花城順孝（代理：府本禮司） | ／沖縄県知事公室長 |
| 末吉 哲（代理：臼井栄） | ／沖縄県土木建築部長 |
| 宜名真盛男（代理：仲田秀光） | ／沖縄県観光商工部長 |
| 伊佐嘉一郎（代理：上間仁） | ／沖縄県文化環境部長 |
| 米須清栄 | ／宜野湾市企画部長 |

- | | |
|-----------|-----------------|
| 比嘉 博 | ／宜野湾市基地政策部長 |
| 砂川勝彦 | ／宜野湾市建設部長 |
| 石川義光 | ／宜野湾市市民経済部長 |
| ○ 事務局 | |
| 平良宗秀、山川修 | ／ 沖縄県 |
| 山内繁雄、和田敬悟 | ／ 宜野湾市 |
| 佐々木健 | ／ 財団法人都市みらい推進機構 |
| 荒田厚 | ／ 株式会社日本都市総合研究所 |

3. 配布資料

- 資料－1 平成17年度調査の進め方（案）
- 資料－2 基本方針策定にかかる指針（案）
- 資料－3 県民意向の聴取にかかる取組方針（案）
- 資料－4 第5回検討委員会、第2回審議調査会の質疑内容

4. 質疑内容（敬称略）

1) 平成17年度調査の進め方（案）について

福島委員長：普天間飛行場跡地利用の基本方針策定に係わり、本検討委員会は最終年であり、年度後半に手続き等が必要になる。本委員会も前倒しで進めていきたい。

原委員：今年度の進め方について、基本方針（案）の策定後に、跡地対策協議会等が開催されることになっているが、案の策定前に跡地対策協議会等で審議した方が安全だろう。また、基本方針を策定するのは「審議調査会」とすべきだろう。

事務局（山川）：基本方針（案）の策定から基本方針決定までの流れは明確に決まったものではなく、県内部で調整中である。また、基本方針は沖縄県及び宜野湾市が策定するものであり、跡地対策協議会等とは事前に充分調整していきたいと考えている。

2) 基本方針策定にかかる指針（案）について

永松委員：指針の内容は、3つの柱から構成されているが、その役割並びに相互関係について再確認したい。

事務局（荒田）：最も重要な事項は、「1. 基本的な指針」であり、これに基づき具体的な計画内容に踏み込んだものを「2. 具体的な指針」として、確度の高い事項を中心に取りまとめている。さらに「3. 今後の取組にかかる指針」は、現段階で本指針に基づいた計画づくりを進めることが充分でない面があるため、今後如何なる取組が必要かを示している。

花城委員：①「地権者、市民・県民及び市・県・国の参加と協働による取組（2頁の①）」は、非常に重要なことであり、指針（案）に明記されていたので安心した。県の振興の拠点となるまちづくりは、それら関係者が協力して取り組む必要があるため、強力に進めてほしい。

②指針（案）の各箇所「公園」という記述がある。これについては、整備の必要性を地権者に説明し、情報提供するとともに、税制面なども考慮に入れ、地権者が土地を提供しやすい環境づくりを進めてほしい。

比嘉博委員：関連調査で地権者の合意形成にかかる取組を進めている。これについて事務局から補足説明をお願いしたい。

事務局（和田）：宜野湾市では、関係地権者等の意向醸成・活動推進調査において、地権者の方々を中心に各種情報提供、合意形成に向けた取組を行っている。今年度の前半は基本方針に地権者意向を反映させるための取組をしていきたい。今年度の後半は事例検討等を踏まえて跡地開発のあり方等について研

究していきたい。

また、地権者の方々の不安は、県の公園緑地計画における「100ha 規模以上の公園整備」という位置づけであり、区画整理事業により自分達の土地の相当程度が減少してしまうということに対する不安であると認識している。

石原委員 : 指針(案)では、「地権者の意向醸成や合意形成の促進」が掲げられているが、地権者等にこの指針をどのように理解してもらい、説得していくか。本指針を分かりやすく伝えるために図解等で説明することは可能か。

事務局(和田) : 宜野湾市では、地権者に分かりやすく説明するために、本指針にイラストや図解を加えた「地権者向けの解説版」を作成し、地権者懇談会等で説明していく予定である。

真野委員 : ①産業導入の面からは、緑豊かな空間が有効であるため、大規模公園の整備を積極的に進めてほしい。企業は快適な事業環境を求めているため、緑豊かな公園は魅力ある産業基盤の一つになるだろう。

②指針(案)にある「長寿健康産業」「観光リゾート産業」「環境産業」等は沖縄県らしい産業であるため、この場で集積させてほしい。一方で、産業は世界規模で戦略展開しているため、返還までの間に絶えず産業の動向を見ながら、新たな産業機能の導入についても模索していく必要があるだろう。

③外国企業にとって魅力的で国際競争力のある事業環境づくりも重視していくべきだろう。外国企業をもてなすという観点からは、海外事例等を参考にしながら、国際交流等を産業の導入という観点で強化していく施策について検討を深めていくことが必要だろう。

横山委員 : 本指針(案)に基づいて県民意向を聞くことになるため、県民に分かりやすく、正確に理解してもらう必要があるため、以下のような表現にしているかどうか。

①3部構成の各内容について、数行でよいので、冒頭で説明しておいた方が全体として分かりやすくなるだろう。

②「4) 周辺市街地整備との連携」(10 頁)において重要なことは、『周辺と跡地を一体的に考えた計画、整備が必要であり、そのためには現時点から何をすべきか検討し、できることは実施すべき』ということと理解される。周辺と跡地は相互に重要な役割があるという基本的な考えを冒頭で説明してはどうか。

③「自然環境や文化財にかかる計画づくり(12 頁の③)」については、現段階で十分な調査ができないことを踏まえて、『段階的な調査に合わせた計画づくり、計画の柔軟な見直し』等の記述を枠内に加筆した方がよいだろう。

事務局(荒田) : 本日頂いたご意見は、事務局で検討した上で、指針に反映していきたい。また、指針の内容について、地権者には内容を伝えることを主眼に置き、

県民には文章の若干の変更により分かりやすいレポートとすることに取り組んでいきたい。

比嘉敬子委員：①指針（案）の3つの構成は、各指針が持つ意味合いについて、地権者等に分かる説明を加えてほしい。

②総論を具体的にするための取組が今後重要になるが、この点を重点的に分かりやすい説明しないと、各論の段階でまとまらなくなることも考えられる。この指針の内容を分かりやすくするために、図解的な説明も必要だろう。

永松委員：①指針（案）の枠外の記述についても重要な事項が多い。次回検討委員会までに、記述できる事項・できない事項を行政側で精査する必要があるだろう。

②緑という観点での「環境」という言葉が用いられているが、地球環境や循環型環境という意味での「環境」も重視されているため、この点を枠外で上手く補えないか。具体的には以下の事項について検討してほしい。

— 「環境共生」「ゼロエミッション」（4頁の②）は、多様な解釈ができるため、より具体的な言い回しが必要ではないか。

— 住宅地づくり（5頁の②）については、質の問題として循環型環境等の視点が持ち込まれるべきだろう。

— 「供給処理施設や情報処理基盤の整備（8頁の④）」の枠外に「廃棄物処理」「ゼロエミッション」という記述があるが、これを記述している背景について加筆する必要がある。9頁も同様である。

— 「土地利用や機能導入にかかる計画づくり（11頁の①）」に関して、土地利用の問題は何に使うかだけでなく、“どのように使うか”が全体の土地利用において重要なファクターとなる。環境との関連で加筆してほしい。

清水委員：①指針では、前書きに相当する部分が必要ではないか。ここで、指針の位置づけ、跡地利用計画等について簡潔に表現すべきだろう。また、基本理念として、60年にわたる侵害された権利を回復すること、社会的な損失を回復することが整理されれば、地権者の生活再建等は最後まで論点になるだろう。

②公園整備は減歩によって行われるという論理にはならないだろう。

③周辺地域の整備に関する問題は、周辺における今後の都市計画の進行に係わるものであるため、その位置づけを今後慎重に議論する必要があるだろう。

④環境に関して、「公園」の記述だけが突出しているのは、相対として好ましくないだろう。今後の話しでもあるが、全体としての環境形成計画の中で公園が位置づけられるべきだろう。

事務局（荒田）：本日頂いたご意見を踏まえた「修正案」を作成し、委員の方々に送付するので確認頂きたい。この取組を経た後に（案）を削除していきたい。県民レポートは、この指針を踏まえて具体的な表現等について検討していきたい。

3) 県民意向の聴取にかかる取組方針（案）について

富川委員：指針の内容は、イメージパースが加わると市民、県民にとって分かりやすくなると思うが、この中で、『振興の拠点としての産業・機能の導入』並びに『新しい都市拠点としての機能の導入』はイメージし難いだろう。産業機能の導入に関して、長寿健康や観光リゾートは沖縄で進めるべきものとするが、「全県的に取り組んでいるもので、なぜ普天間の跡地が必要か」も含めてイメージ図に落とし込んでほしい。また、産業機能の導入に係わる方向性を明確に打ち出してほしい。基本方針や指針は、時代に耐えるものであるため、時代毎に変化するということは理解できない。また、『新しい都市拠点』のイメージは、パースの中に落とし込むと説得力があるだろう。この拠点は、市庁舎の移転等の次元のことではないと考える。

望月委員（代理：脇山）：①指針（案）の修正ということではなく、今後の取組において留意頂きたい事項について、望月からのメッセージを紹介したい。

- 指針（案）の中でも重い課題を整理し、その順番にしたがって、早急に基本方針の策定に取り組んでいく必要があるだろう。
- 地権者、市、県、国等の多様な関係者の合意形成をどのように進めていくか。合意形成のプロセスやルールについて、合意する取組が必要ではないか。
- 多様な主体が参画することになるが、各主体が連携するのではなく、一つの推進主体を構成することも選択肢の一つになるのではないか。

②また、国として関連調査を実施しており、昨年度は海外や国内の大規模開発事例を収集した。今年度は、既往事例において、問題が起きたときにどのように対処したかという取組を整理し、普天間跡地利用の参考となるものにしていきたい。

以上

■ 検討委員会（第7回）

1. 日時、場所

- と き : 平成17年10月25日（火）、13:30～15:30
- と ころ : 自治会館大会議室

2. 出席者（敬称略）

○ 委員

- 福島駿介 / 琉球大学工学部環境建設工学科教授
- 岸井隆幸 / 日本大学理工学部教授
- 宮城邦治 / 沖縄国際大学総合文化学部社会文化学科教授
- 岩佐吉郎 / 名城大学大学院教授
- 清水 肇 / 琉球大学工学部環境建設工学科助教授
- 永松栄 / 早稲田大学芸術学校都市デザイン科非常勤講師
- 原久夫 / 琉球大学工学部環境建設工学科助教授
- 稲垣純一 / 国際電子ビジネス専門学校校長
- 八木原由博 / 三井物産株式会社那覇支店長
- 花城清善 / 宜野湾市軍用地等地主会会長
- 又吉信一 / 宜野湾市軍用地等地主会副会長
- 比嘉敬子 / 宜野湾市軍用地等地主会事務局長

○ 専門委員

- 米澤健 / 内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付跡地利用企画官
- 横山晴生 / 国土交通省総合政策局事業総括調整官
- 望月明彦 / 国土交通省都市・地域整備局都市総合事業推進室長

○ 行政側委員

- 花城順孝 / 沖縄県知事公室長
- 宜名真盛男（代理：仲田秀光） / 沖縄県商工部長
- 伊佐嘉一郎（代理：上間仁） / 沖縄県文化環境部長
- 米須清栄 / 宜野湾市企画部長
- 比嘉 博 / 宜野湾市基地政策部長
- 砂川勝彦 / 宜野湾市建設部長
- 石川義光 / 宜野湾市市民経済部長

○ 事務局

- 平良宗秀、山川修 / 沖縄県
- 山内繁雄、和田敬悟 / 宜野湾市
- 佐々木健、稲岡英昭 / 財団法人都市みらい推進機構

荒田厚、村山文人
堀田保将

／ 株式会社日本都市総合研究所
／ 玉野総合コンサルタント株式会社

3. 配布資料

- 資料－1 指針の取りまとめと公表
- 資料－2 普天間飛行場跡地利用に関する県民フォーラム・地域フォーラムの公表
- 資料－3 普天間飛行場の跡地利用に関する県民意向調査（調査結果）
- 資料－4 普天間飛行場跡地利用基本方針（素案）の作成について
- 資料－5 普天間飛行場跡地利用基本方針策定までの取り組み（案）
- 資料－6 普天間飛行場跡地利用基本方針（素案）
- 資料－7 第6回検討委員会の質疑内容
- 参考資料 県民レポート

4. 質疑内容（敬称略）

1) 今後の取り組みについて

清水委員：①基本方針（素案）について、周辺整備との関係は重点的に位置づけられている印象を持ったが、次の段階では、『周辺と跡地内の事業を連携させる新たな方法』を検討する必要があるだろう。

②環境については、跡地の中だけでなく、周辺の環境形成の中で跡地を位置づけることを強調してはどうか。

永松委員：①ゼロエミッションに関する関連調査を担当しており、そこでの議論の内容及び基本方針に期待する事項は概ね以下の通りである。

- ・ゼロエミッションの理念を持った跡地の土地利用転換と街づくり
- ・大規模緑地の活用
- ・公共交通と域内交通の適正化
- ・循環系のインフラ導入

②土地について、個人の権利をもったままで、外部からの経済的参加を拒まない形が必要になるのではないか。すなわち次のステップでは「共存の土地」について検討することが重要になるだろう。

③県民フォーラム、地域フォーラム及び県民意向調査の結果について、如何に自己評価するか。

原委員：素案では、今後自然環境や文化財に関する調査を行うことが謳われているが、返還前に地下水や地盤調査を行うことが不可欠と考える。開発が行われると諸条件が変わってしまうため、その前に乾季雨季等の状況を踏まえた現状調査を実施することが重要になる。

稲垣委員：跡地利用計画策定の前提としては、バランスがとれており、このままの形で原案とすることに賛成である。今後は、上位計画などの他の計画との関係が明確になることに期待する。

八木原委員：基本方針（素案）については異存ない。一つ付け足すとすれば、今後の取り組みの中で、如何なるまちづくりをするかの「コンセプト」を明確にすることが必要と考える。

比嘉敬子委員：①跡地利用の基本方向の目標について、「地権者意向の実現」が3番目にあることが心配である。地権者は上位計画が優先された場合に、自分達の使う土地が残るか否かを心配している。地権者に対しては、「沖縄県や中南部都市圏の振興」「宜野湾市の将来都市像の実現」「地権者意向の実現」の3つの目標が『等しく並列で扱われている』ことを説明して欲しい。

②「今後の取り組みに関する方針」が重要と考えるが、平成18年度からの具体的な取り組みスケジュールがどのようになるかが気になるところであ

る。

- 又吉委員 : 3年間ご議論頂き、素晴らしい素案ができたことに感激している。
普天間飛行場は予想以上に早い返還がなされると思うが、平成18年度の予算において、この事業が継続していくようお願いしたい。
- 花城清善委員 : 基本方針(素案)をまとめるまでの皆様のご苦勞に感謝したい。
地主会の役員会の席上で、平成18年度からの取り組みが見えないので心配であるという意見があった。それが素案の「今後の取り組みに関する方針(8頁〜)」に表現されており、地権者にとって非常に重要であるとともに、次年度に基本計画等に継続して頂けることが地権者の願いである。
特に「(1)具体的な跡地利用計画の策定に向けた取り組み方針の確立(8頁)」は、強力に進めてほしい。これが推進されることにより、『(2)計画の具体化に向けた取組(8〜9頁)』や『(3)県民・市民及び地権者の参加と協働に向けた取組(10頁)』が一步一步固まっていくのではないかと考えている。
- 岩佐委員 : 基本方針1つ1つは立派にかかっている印象を持った。
新たな産業や住宅地づくり(5頁)については、ここに移り住みたい新しい住宅地づくりを実現することが外の人からも脚光をあびるのではないか。
- 宮城委員 : 概ねの方向は良いだろう。特に跡地利用の基本方向の中で、環境に対する配慮事項が盛り込まれていることを評価したい。ただし、場所の特性が考慮された整備にならないと単なる無機的なまちになるという危険性も孕んでいる。環境と開発の共生を考えるためには、法的コントロールも検討することも必要だろう。また、琉球石灰岩や地下水脈の保全に関する記述が弱いかもしれない。
- 米澤委員 : 基本方針(素案)については、関係省庁とも調整を行い、了解いただいた。
素案では、土地利用計画策定に向けて、如何なる点を今後深めなければならないかを明らかにしてもらったので、県・市・関係省庁とも相談しながら、跡地利用計画に向けた様々な調査等を促進することで支援していきたい。
- 横山委員 : 本委員会で様々なご意見を頂き、良い案にまとめたのではないかと考えている。また今年の夏には地域フォーラム等における県民の意見を取り込んだ形で素案ができたので、この素案を基本に今後も進めて頂くことでよいのではないか。今後も専門の方々並びに地域の皆様の意見を反映しながら、地域の方々がイメージをもちやすい方針を策定し、年度末の基本方針の公表まで進めてほしい。
- 望月委員 : 指針を分かりやすく素案にまとめているように思う。重要なことは、今後どう進めるかであり、国としても積極的に支援していきたい。
今後の取り組みについて、「周辺市街地の一体的整備」は非常に重要なこと

であり、その中でも特に広域的幹線道路については前倒しで検討して頂ければよいだろう。跡地へのアクセス道路は、跡地整備の前提となるものなので、地元で先行的に検討してほしい。

岸井副委員長：基本方針の素案がそれなりの形でまとまってきたと思う。これは諸手続きを経て、広く県民の皆様に理解頂くことになるだろうが、次のステップで検討して頂きたいことを2点申し上げたい。

①我々は普天間の環境を意識しているが、実は不特定要素が未だ多く残っている。今後どのようにして土地利用転換を図るのか、或いは、土地を持っている方の生活の状況を考えると空白期間をできるだけ短くする必要がある。その意味から、返還前から可能な基地内の調査は早期にやらせてもらえるように、関係機関と粘り強く交渉して行ってほしい。

②本来は、導入機能と道路は一体的に考えるべきものであるが、広い敷地の中で多少の弾力性を持った対応ができると期待するならば、問題は周辺部の取付に最も時間を要することである。これは先行的にやらざるを得ないため、骨格となるべき道路については、かなり具体的な内容の精査に入り、前倒しの議論をしておくべきだろう。

2) 委員長あいさつ

福島委員長：普天間については、10年以上もの間まちづくりを始めとした検討に関与しているが、国、県、市、地権者の協働で進めていくことが実効的な跡地利用が進められるという認識がある。

これからが重要であり、具体的な跡地利用の事業を進めるなかで、基本方針の取り組みが風化しないように、継続的に取り組んでほしい。そのためには国の力がなくては進まないため、それをお願いするとともに、これが中間地点であるという認識をもってあいさつとしたい。

以上

資料－４ ワーキング部会の記録

■ ワーキング部会（第１９回）

1. 日時・場所

- と き : 平成17年 4月 15日(金) 13:30 ~ 17:00
- と ころ : 宜野湾市役所2階第1会議室

2. 出席者（敬称略）

- 沖縄県知事公室基地対策課 山川副参事、米須主幹、久保田主任技師
- 宜野湾市基地対策課 和田課長、小谷主幹、又吉技査、塩川主事、我那覇
- 宜野湾市都市計画課 伊波係長
- 都市みらい推進機構 佐々木専務理事、稲岡開発調査部長、重野企画調整部長
- 日本都市総合研究所 荒田、村山
- 群計画 知念
- 玉野総合コンサルタント 小石部長、堀田課長
- 玉野総合コンサルタント沖縄支店 仲宗根支店長
- 昭和沖縄支店 板倉、立山

3. 議題

- 平成16年度報告書の内容確認
- 指針案及び素案について
- 今後のスケジュール（県が作成したものをたたき台に調整）

4. 配布資料

- 平成16年度報告書案
- 基本方針策定にかかる指針案について
- 平成17年度「普天間飛行場跡地利用基本方針策定業務」スケジュール（案）
- 平成17年度「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査業務」スケジュール（案）
- 普天間飛行場跡地利用への私たちの考え（平成17年3月 若手の会）

5. 意見交換内容

1) 平成16年度報告書案について

- ・報告書Ⅱ章の表題から、「中間とりまとめ」という表現を削除する。

2) 今後のスケジュールについて

- ・地権者アンケートは「素案」の段階で行う必要がある。従って、9月の「原案作成」までには、地権者合意を取らなければならない。
- ・県民フォーラムは、これまでの検討委員会の経緯、内閣府協議等から今年度も開催することになっているが、内容を如何にするか。
 - ⇒ ・フォーラムは2人程度に講演をお願いし、シンポジウムを実施しないことも考えられる。
 - ・フォーラムを実施しないで、子供が作成したものを公開する等も考えられる。
- ・県民フォーラム等で配布するレポートの内容を如何にするか。
 - ⇒ ・県民レポートは、指針案または素案を示すことが一つの目的であるが、これらの内容を分かり易くするため、事例写真等を用いて解説する形式がよいだろう。
 - ・現況の文化財や跡地周辺の道路の状況等の情報を示すことも考えられる。
- ・テレビやラジオを活用したPRには時間を要する。少なくとも1ヵ月以上前にはテレビ局等に情報を提供する必要がある。
- ・県民レポートの内容、開催場所、講演者等を決める必要がある。
 - ⇒ 開催場所は、コンベンションセンター（宜野湾市）に決定。
 - 講演者等の人選については、メール等でやり取りしたい。
- ・第6回検討委員会の開催時期は、5月23日（月）～6月3日（金）の2週間で調整してほしい。なお、5月27日（金）は地主会総会があるため候補日から外す。
- ・また、次回ワーキング部会は、5月11日（水）、午後1時30分～、県庁で開催する。

3) 指針案、素案について

- ・基本方針の「指針案」と「素案」は何が違うか。
 - ⇒ 「素案」を策定する検討委員会には国が参加できないという経緯があったため、検討委員会では「指針案」を策定し、これを受けて、県市が「素案」を策定するという流れにしていたが、現在の検討委員会は、このような厳密な仕分けが薄れてきている。
- ・検討委員会では「指針」を策定しないか。「指針案」から「指針」へは、委員長一任とするか。
 - ⇒ ・指針案に対する検討委員会での承認方法は、以下の2通り考えられる。
 - ①第6回検討委員会では、前回指針案からの変更点を説明し指針を承認頂いた上で、引き続き素案の議論を行う。

②第6回検討委員会では、指針案を承認してもらおう。その後、第7回検討委員会で素案の議論を行う。

- ・「素案」については、『国際性』を表現することが必要だろう。また、「素案」のボリュームが多いと地権者に説明することが難しくなるため、かみくだいて表現してほしい。
- ・基本方針のスタイルを如何にするか。基本方針の策定に係り、目標を記述するか、キャッチフレーズが必要か、どの程度の枚数にするかなどのイメージあわせが必要だろう。
 - ⇒ ・既往の基本方針的なものを参考にしたいので、基本方針に類するものを県市で集めてほしい。
 - ・基本方針のスタイルは、格調高い文章と分かりやすいパンフレットの2段階構成ということも考えられる。作り方も含めて次回WGで提案してほしい。
- ・内閣府で11省庁のプロジェクトチームを動かす方向のようである。それに際して、事前に指針又は素案を送付してほしいという依頼があった。
 - ⇒ 現段階の指針案を内閣府に送付して意見をもらうか。委員会の開催日にもよるが、現在検討しているものを提示すると、次回検討委員会までに修正が間に合わない可能性がある。

以上

■ ワーキング部会（第20回）

1. 日時・場所

- と き : 平成17年 5月 11日（金） 13:30 ~ 17:00
- と ころ : 沖縄県庁5階第1会議室

2. 出席者（敬称略）

- 沖縄県知事公室基地対策課 山川副参事、米須主幹、久保田主任技師
- 宜野湾市基地対策課 和田課長、小谷主幹、又吉技査、塩川主事、我那覇
- 都市みらい推進機構 稲岡開発調査部長、重野企画調整部長
- 日本都市総合研究所 荒田、村山
- 群計画 知念
- 玉野総合コンサルタント 小石部長、堀田課長
- 昭和沖縄支店 安藤、立山

3. 議題

- 第6回検討委員会の資料について
- 県民フォーラム、地域フォーラム等の実施方法について
- 県民レポートの内容について

4. 配布資料

【検討委員会関連資料】

- 資料-1 平成17年度調査の進め方
- 資料-2 基本方針策定にかかる指針（案）について
- 資料-4 第5回検討委員会、第2回審議調査会の質疑内容

【県民意向調査、県民フォーラム関連】… この企画案が検討委員会の資料-3となる

- 県民の意見の反映に向けた取組（案）
- 第2回 跡地利用に関するレポート（案）

【関係地権者等の意向醸成・活動推進調査関連】

- スケジュール（案）
- 「基本方針策定指針」の解説（地権者懇談会用資料）

5. 意見交換内容

1) 第6回検討委員会の資料について

①平成17年度調査の進め方(資料-1)

- ・今年度調査の進め方については、基本方針の決定時期が跡地対策協議会の前か、後か等について県庁内部で調整したい。

②基本方針策定にかかる指針(案)(資料-2)

- ・国のプロジェクトチームに「指針(案)」をできるだけ早く送付したい。
今後の予定としては、指針(案)に対するご意見を13日(金)の夕方までに頂き、修正したものをその日中にメールする。
内閣府へは資料を16日に送付する旨を事前に伝え、早急にプロジェクトチーム内で配布して頂くようお願いをしておく。
- ・内閣府からの意見等は、19日(木)を締め切りとし、検討委員会資料に反映可能か否かを吟味した上で、20日(金)には検討委員会メンバーに資料を送付する予定としたい。

③第5回検討委員会、第2回審議調査会の質疑内容(資料-4)

- ・第2回審議調査会の議事録要旨は、県でチェックした上で確定版にして頂きたい。

2) 県民フォーラム、地域別フォーラム等の実施方法について

① 県民の意見の反映に向けた取組

- ・県民からの意見反映は、きめ細かく実施することが重要になるだろう。
この場合、偏った地域からの意見聴取にならない配慮並びに基本方針の案(最終版に近いもの)を提示して県民に問うことが必要になる。
したがって、「地域別フォーラム」、「県民フォーラム」の両方を開催すべきだろう。

◆「地域別フォーラム」について

- ・那覇市、宜野湾市、名護市での開催を基本とする。
- ・公聴会という位置づけで、5～6名から5分程度ずつ意見をもらう方式としたいが、フォーラムの場で意見に対する回答をしなくて問題ないか。
- ・フォーラム参加者は、事前に募集し、発表内容等から選定する。

◆「県民フォーラム」について

- ・宜野湾市での開催を基本とする。
- ・フォーラムは県民意向聴取に向けたPRという位置づけで、二人程度に基調講演を行ってもらう。基調講演の候補者は今後詰めていきたい。
- ・基調講演の他に、パネルディスカッションや会場との意見交換は行わない方向としたい。現在は基本方針の段階であるが、パネルディスカッション等を実施すると各論の議論になることが多く、あまり有意義なものにならないのではないか。

② 第2回 跡地利用に関するレポート（案）

- ・ 県民向けと地権者向けの2つの指針（案）があるのは気になる。
 - ⇒ 「地権者説明用の指針（案）」は、具体的かつ分かりやすいものとする必要があるため、地権者等の意向醸成・活動推進調査において市が作成したものという位置づけにしたい。
 - 一方、「第2回県民レポートとしての指針（案）」は、前回レポートと同じ形式で指針（案）の内容をイメージしやすいパンフレット形式がよいだろう。詳細な指針（案）の内容を県民に提示すると、ネガティブチェックになる可能性もある。
 - したがって、県民向けと地権者向けの指針（案）があってもよいのではないか。
- ・ 「第2回県民レポートとしての指針（案）」は、次回の検討委員会に提示した方がよいだろう。その場合、イメージ図の東シナ海は削除し、イメージ写真は今後パースを入れ込んでいく方向で修正する。
- ・ 第2回県民レポートの配布時には、「県民意向調査用紙」に加えて、「地域フォーラム並びに県民フォーラムの案内」をつけたい。

3) 今後の予定

- ・ 第7回検討委員会までは、概ね以下のスケジュールで進めたい。

7月中旬	県民レポート（パンフレット）完成・配布
7月下旬～8月初旬	県民フォーラム開催
8月下旬	地域フォーラム
9月中旬まで	県民意向の集計完了
9月下旬	第7回検討委員会
- ・ 次回ワーキンググループは、5月26日（木）の午後に開催し、県民フォーラムの枠組み、今後のスケジュール・役割分担等について議論したい。

以上

■ ワーキング部会（第21回）

1. 日時・場所

- と き : 平成17年 5月 26日(金) 13:30 ~ 17:00
- と ころ : 自治会館第3会議室

2. 出席者（敬称略）

- 沖縄県知事公室基地対策課 山川副参事、米須主幹、久保田主任技師
- 宜野湾市基地対策課 和田課長、又吉技査、塩川主事、我那覇
- 都市みらい推進機構 稲岡開発調査部長、重野企画調整部長
- 日本都市総合研究所 荒田、村山
- 群計画 知念
- 玉野総合コンサルタント 小石部長、堀田課長
- 昭和沖縄支店 安藤、立山

3. 議題

- 基本方針の素案策定にかかわるスケジュール

4. 配布資料

- 基本方針素案策定までの流れ（案）

5. 意見交換内容

1) 基本方針素案の作成にかかるスケジュール

- ・第7回検討委員会は9月上旬の開催を目標としたいが、スケジュールを修正できるか。
⇒ 県民レポート・ビデオの作成、国PTへの意見照会、関係機関との調整等を考えると、第7回検討委員会は10月中旬に行うことがよいらろう。
この場合、12月に基本方針（案）に対するPI実施、1月～2月に連絡調整会議・協議会等を行うことになるだろう。
- ・まずは、基本方針素案のスタイルを決める必要がある。その後に県民意向の収集と並行して素案を書き込んでいくことになる。素案策定前の意向聴取は極めて重要になる。
- ・地権者懇談会では、6月下旬に基本方針にかかわる会議を行い、7月下旬までに地権者から意見をもらう予定である。

2) 基本方針策定の指針（案）について

- ・指針（案）の修正点等については、6月3日までに事務局案としてまとめる。その後

に検討委員会の各委員に送付し、6月10日までに意見を頂いた上で6月13日までに確定版としたい。永松委員からは具体的な修正案を提示してもらうことになっている。

- ・指針（案）は現在3部構成になっており、基本的に委員からの提言を3つに分類したものであるため、例えば「1. 基本的な事項」という表現にした方が分類的に見えるだろう。
- ・検討委員会における指摘への対応は、特に問題ないと考えているが、今後の意見照会で新規の指摘がでてきた場合にどうするか。
- ・基本方針の指針並びに図集（一部）は、ホームページで閲覧できるようにしたい。
- ・次回の審議調査会では、検討委員会からの提言として「基本方針策定の指針」を配布した方がよいだろう。

3) 県民フォーラム、地域フォーラム

- ・県民フォーラムは8月9日頃に開催したいが、講演者が決まらないと具体的日時が設定できない。
講演者は今後県で詰める。
- ・地域フォーラムは、8月22日の週に実施したい。

4) 県民レポートについて

- ・県民レポートには、これまでの経緯、レポートの位置づけ、今後の予定等が加筆されていると分かりやすくなるだろう。
- ・「都市拠点」を表現するパースは、人が沢山いる広場（アイレベル）でよいだろう。
- ・「普天間飛行場利用のイメージ図」は、北側を上として縦長にした方がよいだろう。
- ・表紙のタイトルには、「検討委員会からの提言」を明確に記述し、各ページでも「提言」であることが分かるようにした方がよいだろう。
- ・指針であるため、「～します。」という表現を体言止めにしてはどうか。

5) 地域フォーラム用のビデオ製作について

- ・地域フォーラム用のビデオは、指針の内容だけでなく、普天間の歴史や現状、何のために指針を策定したか等についても紹介する必要があるだろう。
- ・ビデオのイメージは、パワーポイントの画像にナレーションが加わった程度であり、時間的には20分程度のものを考えている。製作には2週間程度を要するが、ナレーションの音入れは最後の段階におこなう必要がある。
- ・ビデオ作成は、7月中旬の地権者懇談会に間に合わせることはできないか。

以上

■ ワーキング部会（第22回）

1. 日時・場所

- と き : 平成17年 6月 21日(火) 13:30 ~ 18:00
- と ころ : 沖縄県庁5階 第1会議室

2. 出席者（敬称略）

- 沖縄県知事公室基地対策課 山川副参事、米須主幹、久保田主任技師
- 宜野湾市基地対策課 和田課長、又吉技査、塩川主事
- 都市みらい推進機構 稲岡開発調査部長
- 日本都市総合研究所 荒田、山崎
- 群計画 知念
- 玉野総合コンサルタント 小石部長、堀田課長
- 昭和沖縄支店 安藤、立山

3. 議題

- 1) 基本方針指針のとりまとめについて
- 2) 県民フォーラム、地域フォーラムについて
- 3) 県民レポートについて
- 4) フォーラム用説明ビデオについて

4. 配布資料

- 普天間飛行場跡地利用基本方針の策定にかかる指針（修正案）
- 県民レポート案
- 県民レポート挿入イメージ構想、パースのイメージ写真
- 県民フォーラム推進体制、行動表 等
- 基本方針素案策定までの流れ（スケジュール）
- 普天間飛行場跡地利用基本方針策定にかかる指針の概要（ビデオ用画像案）

5. 意見交換内容

1) 基本方針の策定にかかる指針について

- ・ 前回委員会以降に行った指針の修正に対して、委員から承認を得る必要はないか。
⇒ 修正内容について委員長に説明し、指針として確定する。各委員には確定した指針を送付する。
- ・ 指針は、希望者に配布できるようにしておく必要がある。

⇒ 指針として確定後、白パンを作成する。また、全文を沖縄県、宜野湾市の公式サイトに掲載する。

- ・ 7/21開催の地権者懇談会で指針の解説版を配布する予定であるため、指針を早めに確定したい。

2) 県民フォーラムについて

- ・ 小野先生及び岸井先生による講演の内容、タイトルはまだ決まっていない。
- ・ 小野先生には壺屋地区の事例について話してもらい、岸井先生には指針について話してもらうのが良いのではないか。
- ・ 当日の係別行動マニュアルをもう少し詳細に作成されたい。
- ・ フォーラム後に、係別の反省メモを提出し、次回以降の参考とする。

3) 地域フォーラムについて

- ・ 現在、以下の日程で地域フォーラムの会場を確保してある。
 - 8/24 (水): 那覇市 (おきでんふれあいホール)
 - 8/25 (木): 沖縄市 (沖縄市中央公民館)
 - 8/26 (金): 名護市 (沖縄県北部合同庁舎)
- ・ フォーラムの案内方法は如何に。
 - ⇒ 県広報及び市報に掲載するとともに、県民レポートに案内を挟む。新聞 (新報、タイムス) にも記事を掲載してもらう。
- ・ 意見募集はどのように行うか。
 - ⇒ 7月からサイト上で受け付ける。
- ・ 紙媒体での意見募集については如何に。
 - ⇒ 県庁及び3市役所にチラシを置く程度ではないか。

4) 県民レポートについて

① レポート内容について

- ・ 「今後の予定」については、地権者意向や関連調査、関係機関との調整などを追加する。
- ・ 見開きページについて、構成は現状通りとし、中央の全体像を小さくしてその分、提言を大きく表示する。
- ・ 「産業創造とリゾート」パースのイメージが伝わりにくいのではないか。
 - ⇒ オフィス (室内では社員が働いている) の窓越しに海や緑などリゾート風の景色が広がっているパースとする。
- ・ 「普天間公園」パースは、あまり人を多く描きすぎないこと。
- ・ 公園の広がりができるだけ伝わるように描かれない。
- ・ 「住宅地」パースでは、敷地境界を塀ではなく垣根などで仕切り、ゆったりとした住宅地がイメージできるようにされたい。また、沖縄らしさの表現にも留意されたい。

②レポート印刷に関するスケジュールについて

- ・テキスト、レイアウトが概ねOKであれば、すぐにデザインレイアウトに入りたい。
- ・テキストは7/8を期限に確定しておく必要がある（専門家による表現のチェックも含む）。
- ・パース（着色済み）については、色校正時（7/13）が期限となる。

5) 説明用ビデオについて

- ・6月中に構成の確認をして頂きたい。
- ・1画面に対するコメント量が多すぎる。1画面30秒であるならそれに見合ったコメントにすべき。

6) 次回WGについて

- ・次回WGは7/7（木）13時30分～開催し、議題は次の3点とする。
 - 基本方針策定に向けた検討事項について
 - 県民レポートについて
 - 説明用ビデオについて

以 上

■ ワーキング部会（第23回）

1. 日時・場所

- と き : 平成17年 7月 7日（金） 13:30 ~ 17:00
- と ころ : 県庁4階第1会議室

2. 出席者（敬称略）

- 沖縄県知事公室基地対策課 山川副参事、米須主幹、久保田主任技師
- 宜野湾市基地対策課 和田課長、又吉技査、塩川主事
- 都市みらい推進機構 稲岡開発調査部長、重野企画調整部長
- 日本都市総合研究所 荒田、村山
- 群計画 知念
- 玉野総合コンサルタント 小石部長、堀田課長
- 昭和沖縄支店 安藤、立山

3. 議題

- 第2回県民レポートの最終確認
- その他、県民フォーラム、地域フォーラムに係わる確認事項

4. 配布資料

- 県民レポート案、県民意向調査案
- 県民フォーラム、地域フォーラムのチラシ案
- フォーラム用ビデオの構成・内容案
- 基本方針事務局ホームページの更新について
- 県民フォーラム 当日役割分担図
- 県民レポート等配布手配一覧

5. 意見交換内容

1) 第2回県民レポートの最終確認

- ・ 県民レポート案についての第三者の意見を踏まえて、レポートの表現、文言について、ワーキングメンバー全員で最終的な確認を行った。また、跡地利用のイメージ図は、不規則に配置されている案を採用することとした。
- ・ 県民意向調査の返信用紙は、指針の内容に「賛成の方」の意見も聞くことができるようにしたい。また、返信用紙の「賛成」、「反対」は、3段階評価（おおむね賛成、どちらともいえない、賛同できないことが多い）にしてはどうか。

2) 県民フォーラム、地域フォーラム

- ・ 県民フォーラム会場の座席数は、350席確保することを目標とする。
- ・ 県民フォーラム、地域フォーラムの題名は、『みんなで考えよう、普天間飛行場の将来』とする。県民フォーラム演台の吊り看板も、そのように修正すること。
- ・ 県民フォーラムのチラシ作成に係わり、講演者のプロフィールは、県市で確認する。

3) ホームページについて

- ・ 『地域フォーラム』の参加申し込みは県市のホームページでおこなうが、基本方針検討委員会事務局ホームページにも『地域フォーラム』のバナーを貼り、そこから参加申し込みができるようにする。

4) その他

- ・ チラシ、県民フォーラムの開催案内、基本方針の策定指針は、7月19日の週に各委員に送付することとしたい。
- ・ 県民フォーラムに関して、内閣府には参加依頼、国土交通省にはフォーラム実施の報告をする予定である。

以上

■ ワーキング部会（第24回）

1. 日時・場所

- と き : 平成17年 8月 2日(火) 13:30 ~ 17:00
- と ころ : 沖縄県庁5階 第1会議室

2. 出席者（敬称略）

- 沖縄県知事公室基地対策課 山川副参事、米須主幹、久保田主任技師
- 宜野湾市基地対策課 和田課長、又吉技査、塩川主事
- 都市みらい推進機構 稲岡開発調査部長、重野企画調整部長
- 日本都市総合研究所 荒田、山崎
- 群計画 知念
- 玉野総合コンサルタント 堀田課長

3. 議題

- 1) フォーラム用説明ビデオについて
- 2) 県民フォーラムの進行等について
- 3) 地域フォーラムについて
- 4) 基本方針策定の進め方について

4. 配布資料

- 普天間飛行場跡地利用基本方針策定にかかる指針の概要
- 県民フォーラム推進体制、行動表 等
- 基本方針策定に向けた進め方に関するメモ

5. 意見交換内容

1) フォーラム説明用ビデオについて

- ・音声と映像にずれのある箇所は、県民フォーラムまでに対応する。
- ・県民フォーラム及び地域フォーラムにおける音声出力に関して、各会場の機器を確認されたい。

2) 県民フォーラムについて

- ・来場者に配布する封筒についてどうするか（無地、都市みらいの封筒 等）。
⇒ 無地の封筒に県市名等を印刷したものを市で用意して、来場者に渡すこととする。
- ・県民フォーラムの様子をビデオ等に撮り、若手の会等で紹介するのは（小野、岸井先

生の)肖像権等で問題があるか。事前に両先生の了解を得ておけば問題ないだろう。

3) 地域フォーラムについて

- ・開会の挨拶は県、閉会の挨拶は市が行うこととする。
- ・質疑応答は行わないか。
⇒ 何らかのやりとりが発生することを予定しておく。
- ・意見発表者は、各会場で2名程度確保している。

4) 基本方針策定の進め方について

①「県の振興の拠点」について

- ・「県の振興の拠点」についてどの程度の位置づけとするか。具体の施設整備まで謳うか、振興のための環境づくり位に止めるか。
⇒ 県のプロジェクトとして何か整備することまでは言えない。国や市と連携しつつバックアップすると記載する位ではないか。
- ・地権者は、基本方針に何を望んでいるか。
⇒ 「地権者に主眼を置いた」表現があることを望むのではないか。

②「長期的な」まちづくりについて

- ・地権者から「長期的とは具体的に何年か」と聞かれることがある。長期的な取組に対する何らかの展望が必要なのではないか。
- ・長期的だから、「柔軟に取り組む」ことと「段階的に取り組む」ことが必要である。
- ・「長期的」という表現を変えた方がよいのではないか。

③幹線道路、(仮)普天間公園について

- ・幹線道路、公園とも絶対整備するスタンスではいるが、整備主体が出てこないことも考えられる。
⇒ 方針では必要と言うことが重要である。整備主体等は後の話である。

④基本方針策定に向けた今後のスケジュール

- ・8月中に素案のたたき台を作成し、9月上旬に庁内調整、9月中旬に国に送付し10月上旬までに意見をもらう。
- ・国の意見を踏まえ修正した上で、検討委員会、審議調査会に諮る。

5) 今後の日程等

- ・次回WGは、8月25日(木)9時30分から宜野湾市役所で開催。
- ・検討委員会は、10月21日(金)~28日(金)で調整。
- ・審議調査会は、検討委員会の1週間後位を予定。

以 上

■ ワーキング部会（第25回）

1. 日時・場所

○とき : 平成17年8月25日(木) 10:00~12:00

○ところ : 宜野湾市 3階 第3会議室

2. 出席者(敬称略)

○沖縄県基地対策課 山川副参事 米須主幹 久保田主技

○宜野湾市基地跡地対策課 比嘉部長 和田課長 又吉係長 塩川

○都市みらい推進機構 稲岡開発調査部長

○日本都市総合研究所 荒田

○玉野総合コンサルタント 堀田課長、松原

○昭和(株) 安藤

○群計画 知念

3. 議題

○基本方針素案策定について

4. 配布資料

○普天間飛行場跡地利用基本方針(素案)たたき台

○今後のスケジュール等

○アンケート関連資料

5. 議事録要旨

1) 基本方針(素案)たたき台について

- ・提出されているたたき台は、基本的に指針をベースに作成している。
- ・その中で「基本方針策定の趣旨」を新たな項目として書き加え、指針の「跡地利用の促進に向けた取組」については、たたき台では「跡地利用の基本姿勢」や「今後の取組に関する方針」の中に取り入れる形で整理し、項目としては設けてない。
- ・指針からは以上の点が変更されている。指針よりシンプルにしている。
- ・「長期」という言葉はあまり使用していないが、国や地権者に対しての意識づけの面からはどうなのか。検討が必要である。
- ・事業制度については、これまでの経緯から基本方針では言及しない。

2) 基本方針（素案）作成にあつての基本的なスタンスについて

- ・ 指針はすでに方針の書き方にしている。
- ・ 指針に足し算が生じるとするとそれは何か。基本的には、国・県・市の行政の調整の中で出てくることであろう。その中で、足し算される部分は出てきても合意される必然性はあるであろう。
- ・ しかしながら、県民意向や関係調査をすべて方針案に反映させるのは難しい気がする。また、指針の構成を変える理由は、一般には説明が難しい。硬い言い方をすれば、正誤表のスタイルになる。
- ・ これまでの土俵の中で、県・市と国の調整を決着するにはどのようにすべきか、大きな懸案事項が発生しないように方針素案をつくるにはどうすればいいのか。
- ・ 原則は、県・市の立場をきちんと決めることである。
- ・ 指針イコール基本方針で行くことが基本であろうが、一方で指針はあくまでも提言であるというスタンスで、最初から方針を書き換えることもできる。
- ・ まずは、県、市の立場を明確にする必要がある。
- ・ 10月25日に世の中にする。その後の変更は凄く目立つ。

3) 第7回検討委員会の位置づけについて

- ・ 第6回検討委員会で指針を作成したので、検討委員会の役割は終えている。
- ・ 第7回検討委員会では、指針策定後、県民意向調査や関連機関との調整などの経緯を得て、素案が出てきたことを紹介する。その辺の趣旨をきちんと説明し、検討委員会の位置づけを認識してもらうことが大切である。

4) 作成スケジュールについて

- ・ かなり厳しいスケジュールになる。たたき台を基にした事務局案は来週中（9月3日）に作成したい。
- ・ そのため、8月29日中に各自の意見を出してもらう。
- ・ 9月16日までには、県及び市内部の調整を終え、その後、国への意見照会として約2週間程度を考えている。その最終案を検討委員会に配布する。
- ・ 指針から素案作成に向けての一連のプロセス（県民意向調査、県民・地域フォーラムなど）を、関係機関との調整時に示せるバックデータの的な説明資料が必要であろう。

5) 次回予定

- ・ 第7回検討委員会は、10月25日（会場：自治会館）、1：30～3：30を予定。
- ・ 審議調査会は翌々週を予定。
- ・ 次回の第26回ワークは10月14日（県庁）を予定。

以上

■ ワーキング部会（第26回）

1. 日時・場所

- と き : 平成17年 10月 14日(金) 13:30 ~ 17:00
- と ころ : 県庁5階第1会議室

2. 出席者（敬称略）

- 沖縄県知事公室基地対策課 山川副参事、米須主幹、久保田主任技師
- 宜野湾市基地対策課 和田課長、又吉技査、塩川主事
- 都市みらい推進機構 稲岡開発調査部長
- 日本都市総合研究所 荒田、村山
- 群計画 知念
- 玉野総合コンサルタント総合技術部 堀田課長
- 玉野総合コンサルタント沖縄支店 吉田課長

3. 議題

- 第7回検討委員会資料の確認

4. 配布資料

- 第7回検討委員会の議事次第等
- 第7回検討委員会の資料案
 - ・ 県民フォーラム、地域フォーラムの報告
 - ・ 県民意向調査の結果
 - ・ 第6回検討委員会の質疑内容
- 指針、基本方針（素案）と県民意向調査における意見等の対比
- 基本方針取り組み状況

5. 意見交換内容

1) 検討委員会の資料について

- ・ 資料構成及び作成者は以下の通りとする。
 - 資料-1 第6回検討委員会以降の取り組み報告【都市みらい】
 - 資料-2 県民フォーラム・地域フォーラムの報告【日本都市】
 - 資料-3 県民意向調査の結果【玉野】
 - 資料-4 基本方針（素案）の作成について【沖縄県】

- ・素案の位置づけ、配慮した事項
- ・県民意向調査の反映方針

資料－５ 基本方針策定までの取り組み【日本都市⇒宜野湾市】

資料－６ 基本方針（素案）【沖縄県】

資料－７ 第６回検討委員会の質疑内容【日本都市】

参考資料 県民レポート

２）県民意向調査結果の公表について

- ・「県民意向の結果」と「基本方針の策定指針」、「基本方針（素案）」との関係を web で公表することになるが、素案への反映方針について検討委員会の委員に確認してもらう必要があるだろう。

⇒ 「指針」と「基本方針（素案）」の大きな違いは、「今後の取り組みに関する方針」程度である。、指針に対する県民意向調査結果は、県民の約 2 / 3 が賛成であること及び自由意見に対する「基本方針（素案）」への反映方針を A 4 : 1 枚でまとめる程度でよいだろう。

３）第 7 回検討委員会の位置づけについて

- ・第 7 回検討委員会には、「基本方針（素案）」を報告した上で、今後の跡地利用計画づくりについて、専門的立場からご意見をもらう位置づけになるだろう。

以上

■ ワーキング部会（第27回）

1. 日時・場所

- と き : 平成17年 12月 13日（金） 14:00 ~ 16:30
- と ころ : 県庁4階第4会議室

2. 出席者（敬称略）

- 沖縄県知事公室基地対策課 山川副参事、米須主幹、久保田主任技師
- 宜野湾市基地対策課 和田課長、又吉技査、塩川主事
- 都市みらい推進機構 稲岡開発調査部長
- 日本都市総合研究所 荒田、村山
- 群計画 知念
- 玉野総合コンサルタント総合技術部 小石部長、堀田課長
- 玉野総合コンサルタント沖縄支店 吉田課長
- 昭和沖縄支店 安藤、立山

3. 議題

- 第4回審議調査会における提示資料

4. 配布資料

- 「基本方針策定業務」フロー（案）
- 今後の取り組みの全体像
- 跡地利用基本方針（案）を踏まえた若手の会の意見
- 普天間飛行場地権者懇談会（平成17年度第2回）実施状況

5. 意見交換内容（順不同）

1) 審議調査会について

- ・平成18年2月10日に「第4回審議調査会」を開催し、同年3月以降に「跡地対策協議会」に報告することとしたい。
- ・「第4回審議調査会」には、以下の資料を提示したい。
 - 平成18年度以降のラフスケジュール等
 - 基本方針（白パン）
- ・次回の審議調査会では、「具体的な計画を策定する際のアイデア、計画づくりの夢など」を全員に語ってもらうのがよいのではないかと。
- ・返還等の時期を示し、その前段に構想づくりをする必要があることが分かるフロー図

を作成してはどうか。さらに、県・市が跡地利用の計画づくりに関して、県民や地権者の参加と協働で取り組むことに関する項目もつけてほしい。

- ・今後の取り組みとしては、まず分野別の計画（振興拠点、住宅、地権者による土地利用、幹線道路、（仮）普天間公園、自然環境等の保全方針）について検討し、跡地利用の基本構想づくりを行う必要があるだろう。これを踏まえて跡地利用計画や跡地整備計画の策定に入る図式になるのではないか。分野別計画の具体化についても、関係者を集めて検討体制を組み、精力的に取り組んでいく必要があるだろう。但し、分野別の計画については、「返還合意」が得られるまで、目標とする成果が取りまとめられないだろう。
- ・返還の時期が確定していないため、沖縄県としては、基本方針策定後すぐに具体的な跡地利用計画を策定することにはしていない。但し、それまでの間にやるべきことはある。
- ・地権者による検討を進めるためには、議論ができる材料を提供する必要がある。そのためにも、ある程度「分野別計画の具体化」に向けて取り組む必要があるのではないか。跡地利用計画の策定に取りかかるまでに、地権者の土地の持ち方や共同利用等の可能性を詰めて、計画づくりに反映させる必要があるだろう。

2) 基本方針PRパンフレットについて

- ・基本方針をPRするパンフレットは、平成18年3月中に作成し、来年度からPR活動を実施したいと考えている。
- ・宜野湾市作成の「ふるさと」を参考に、説明すべきポイントを絞ったものにしてほしい。
- ・基本方針のパンフレットは、県民レポートと同じ形式で作成することになっている。

3) パブリックコメント

- ・基本方針（原案）に対して、「若手の会」から以下の内容を加筆してほしいという要望があった。

『次世代を担う若手の育成と、そのための活動を推進していくこと』

- ・上記意見については、基本方針に加える方向で検討したい。

以上

■ ワーキング部会（第28回）

1. 日時・場所

- と き : 平成18年 1月 18日（金） 13:30 ~ 16:30
- と ころ : 県庁3階第3会議室

2. 出席者（敬称略）

- 沖縄県知事公室基地対策課 山川副参事、米須主幹、久保田主任技師
- 宜野湾市基地対策課 和田課長、又吉技査、塩川主事
- 都市みらい推進機構 稲岡開発調査部長、重野企画調整部長
- 日本都市総合研究所 荒田、村山
- 群計画 知念
- 玉野総合コンサルタント総合技術部 小石部長、堀田課長
- 玉野総合コンサルタント沖縄支店 仲宗根支店長
- 昭和沖縄支店 立山

3. 議題

- 第4回審議調査会の資料確認
- 基本方針パンフレットの検討

4. 配布資料

- 第4回審議調査会の役割分担
- 基本方針策定後の取り組みについて
- 今後の取組にかかる論点・課題
- 基本方針（案）に対する意見募集の結果について
- 普天間飛行場跡地利用基本方針の概要（パンフレット：案1，案2）

5. 意見交換内容

1) 審議調査会の資料について

- ・ 第4回審議調査会の議題及び資料構成は以下の通りとする。

① 第3回審議調査会以降の取り組み（経過報告）

資料1 これまでの取組経緯

資料2 パブリックコメントの結果

資料3 基本方針（白パン）

② 今後の取り組みについて

資料4 全体像（荒田ペーパーを必要十分な情報に絞って整理）

資料5 当面の取り組み

資料6 今後の取り組みについての論点、課題

- ・ 委員への資料の事前送付は、2月3日（金）を予定。各委員には、審議調査会当日に如何なる形で意見をもらうかを事前に知らせておく。
- ・ 審議調査会当日に記者発表を行うか否かは、公室長の判断を仰ぐこととする。
- ・ 基本方針の白パンについては、検討委員会及び審議調査会メンバーの名簿を入れ、表紙は「平成18年2月」とする。
- ・ 前回審議調査会では基本方針の原案に対して各委員から意見を頂いたが、それに対してどのように対応したかを説明する必要はないか。
⇒ 基本方針（原案）については、副委員長から「承認」という言葉を得たため、審議調査会はパスされたと考えてよいだろう。その後の修正はパブリックコメントで行われたことを説明することでよいだろう。
- ・ 地権者組織はいつから改組するか。那覇新都心の場合は、地主会から開発のための組織に切り換えている。
⇒ 既存組織の再編は可能であるが、新しい組織をつくることは難しいであろう。将来的には、港北 N. T. のまちづくり研究会的なものができることが好ましい。

2) 基本方針PRパンフレットについて

- ・ パンフレットは、県民及び霞が関周辺の人への説明に活用することを考慮すると、見開き部分に「普天間の概要」や「現在の取組状況」が示されていることが好ましい。したがって、案1を採用する。
- ・ パンフレットは全体的に文章を要約し、イメージ写真を大きくするなど、見やすくする必要があり。具体的な内容は、基本方針（白パン）で説明するため、大幅に要約してよいだろう。
- ・ 第2回県民レポートで用いた「模式図」があると更に分かりやすくなるのではないか。
- ・ 表紙の題名には、「キャッチフレーズ」をつけたい。

以上

■ ワーキング部会（第29回）

1. 日時・場所

- と き : 平成18年 3月13日(月) 13:30 ~ 16:00
- と ころ : 沖縄県庁5階 第1会議室

2. 出席者（敬称略）

- 沖縄県知事公室基地対策課 山川副参事、米須主幹、久保田主任技師
- 宜野湾市基地対策課 和田課長、塩川主事
- 都市みらい推進機構 稲岡開発調査部長、重野企画調整部長
- 日本都市総合研究所 荒田、山崎
- 群計画 知念
- 玉野総合コンサルタント 小石部長、堀田課長

3. 議題

- 基本方針パンフレットについて
- 基本方針ビデオについて
- 本年度報告書について

4. 配布資料

- 基本方針パンフレット（案）
- 平成17年度報告書（案）

5. 意見交換内容

1) 基本方針パンフレットについて

- ・ 一般的に、表紙等に掲載してあるような図（イメージマーク）は、行政作成のパンフレットには極力添付しない方が良い。
- ・ 表紙の「巻頭のメッセージ」が、パンフレットの記載内容の繰り返しになっているため、修正した方がよいのではないか。
- ・ 修飾語等を全て省いて、「この度、県と市は基本方針を策定したので、その概要をご紹介します。今後はこの方針を基に整備を進めていきますので、みんなで普天間のまちづくりについて考えていきましょう。」程度の記載にした方が読んでもらえるのではないか。
- ・ キャッチコピーに即した内容にすることも考えられる。
- ・ 巻末に発行年月を掲載しておく、増刷を行った場合にもいつ発行の版が分かりやす

くて良い。

2) 基本方針ビデオについて

- ・基本方針の内容を紹介するビデオを作成することについては如何に。
- ・指針の紹介ビデオが割とそのまま使えると思う。
- ・指針の紹介ビデオのナレーションは結構早口だったので、そこは変更した方が良い。

3) 報告書（案）について

① 基本方針の解説部分について

- ・この解説編は、後々の担当者等が見て当時の考え方等が分かるもの、というイメージである。
- ・内容が指針から変わっていない部分については、解説文は書きやすいと思うが、記載内容に行政判断が入っている部分についてどこまで書くことができるか。
- ・思想的な背景については記載する必要はないであろう。

② 報告書の構成について

- ・3カ年調査の総まとめとして、過年度の内容もまとめて報告書を作成することについては如何に。
- ・全ての内容を盛り込む必要はないであろう。
- ・過年度分を含めて、本調査で検討してきた事柄が分かるようなものは添付した方が良い。

③ 概要編について

- ・概要編は、基本方針の解説部分だけ抽出したもので良いのではないか。
- ・「今年度調査の経緯＋解説部分」が一番役に立つのであろう。

以 上

1) 県民レポート

■表紙・裏表紙



県民の皆様へ

普天間飛行場の跡地利用は、沖縄県全体の復興につながる重要なプロジェクトです。いま私たちは、県民の皆様のご意見を反映させながら普天間飛行場跡地利用基本方針案づくりに取り組んでいます。

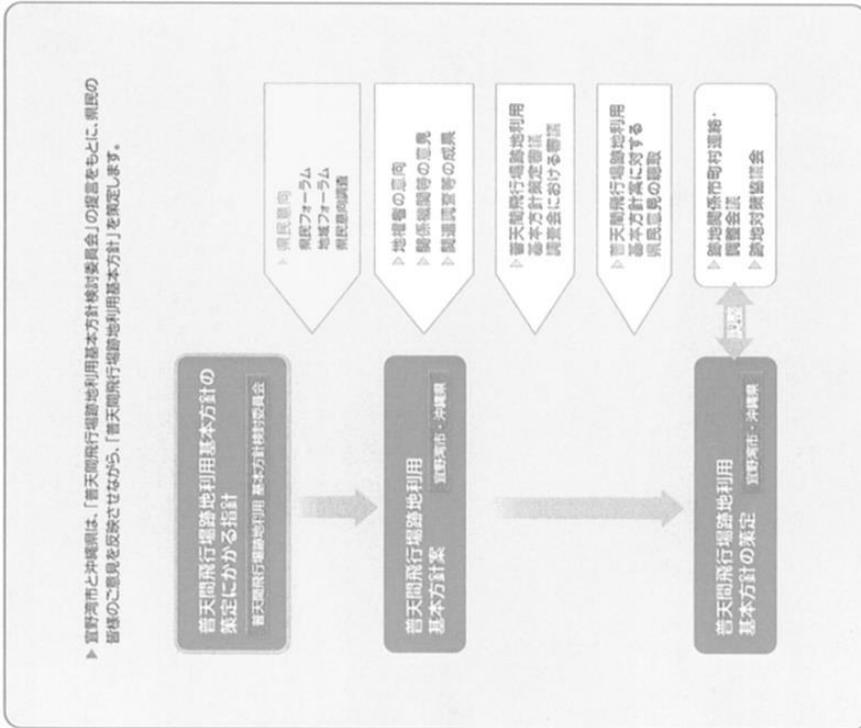
平成16年10月の第一回レポートにおいては、跡地利用の課題、それまでにあげられた提案や提言、取り組み状況などをご紹介し、それをもとに県民の皆様から、跡地のまわづくりに関するご意見やアイデアを頂きました。

その後、「普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会」(委員長 琉球大学教授 福嶋敬介氏)において、県民の皆様のご意見や関連調査の結果などをもとに、検討を進めてまいりました。そして、このたび「普天間飛行場跡地利用基本方針の策定にかかる指針」を提言していただきました。本レポートは、この提言の概要を県民の皆様へ紹介するものです。この指針を踏まえて、宜野湾市・沖縄県が基本方針案づくりを進めてまいります。その際、今後とも県民の皆様のご意見を反映していただくと考えております。

このレポートを参考にしていただき、「普天間飛行場跡地利用基本方針」に対する貴重なご意見をお聞かせください。

沖縄県
宜野湾市

今後の予定



【このレポートに関するお問い合わせ先】
 普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会事務局
 沖縄県知事公室 基地対策課 (米須、久保田) ☎098-866-2108
 宜野湾市基地政策部 基地跡地対策課 (和田、又吉) ☎098-893-4401

100
PAGE

「跡地利用の基本方向」に関する提言

跡地利用に関する計画づくりの「柱」とすべき基本的な考え方を示したものです

跡地利用の目標

- 地権者の土地活用の促進
 - ▶ 地権者の意向にもとづく土地活用を早期に実現し、生活再建に向けた地権者の期待に応える
- 宜野湾市の将来都市像の実現
 - ▶ 宜野湾市が目指す将来都市像を実現するために、跡地においては新しい都市拠点の形成や幹線道路網の再編整備などに取り組む
- 沖縄県や中南部都市圏の振興
 - ▶ 沖縄県や中南部都市圏の振興を目標として、跡地利用による産業・機能の導入や広域的な都市基盤整備等に取り組む

跡地利用の基本姿勢

- 関係者の参加と協働
 - ▶ 地権者、市民、県民及び市・県・国の参加と協働による取り組みを促進する
- 環境資源に対する配慮
 - ▶ 自然資源や文化資源に配慮し、環境との共生による跡地利用に努める
- 周辺整備との連携
 - ▶ 跡地利用に必要な周辺整備や跡地利用と連携した既存市街地の環境改善を促進する
- 社会経済動向の反映
 - ▶ 今後の社会経済動向を見守り、状況の変化に柔軟に対応し、目標の実現に努める
- 段階的な跡地利用の実現
 - ▶ 土地需要の見通しを踏まえつつ、段階的な跡地利用を計画的に実現する

跡地利用を促進するための取り組み

- 広域的な計画の導入による土地活用の促進
 - ▶ 地権者との協働により広域的な計画を導入し、その効果を活用して土地利用の可能性を広げ、地権者の土地活用を促進する
- 優れた環境による跡地利用の促進
 - ▶ 優れた環境を形成し、生産や生活の場としての跡地の魅力を高め、産業機能の導入や滞在、来住の拡大により、跡地利用を促進する
- 持続的、段階的な取組による跡地利用の目標の実現
 - ▶ 長期にわたるまちづくりに対応するために、持続的な計画づくりや段階的な計画づくりなどに取組む、目標とする跡地利用を実現する

「今後の取り組み」に関する提言

跡地利用に関する計画づくりのために、今後必要とされる取り組みの方向を取りまとめたものです

計画の具体化への取り組み

- 土地利用や機能導入に関する計画づくりの促進
 - ▶ 長期にわたる事業にあたって、持続的な取り組み体制を整え、振興プロジェクトの具体化などに取組む
 - ▶ 跡地利用に期待されている住宅地の計画づくりに取り組む
 - ▶ 宜野湾市の新しい都市拠点形成のために、導入機能の具体化や受け皿の確保などを検討する
- 広域的な都市基盤整備（道路、公園など）に関する計画づくりの促進
 - ▶ 幹線道路については、関係機関による検討体制を整え、計画を具体化する
 - ▶ (仮)普天堡公園については、地権者の意向、優れた環境づくりなどに配慮して、計画を具体化する
- 自然環境や文化財に関する計画づくりの促進
 - ▶ 返還後の速やかな跡地利用を実現するために、引き続き自然環境や文化財に関する現況調査を進める
 - ▶ 一部においては、返還後の現況調査が必要となるため、段階的な調査と並行して、計画づくりを進める

県民・市民及び地権者の意向を反映した取り組み

- 県民・市民の参加による計画づくりの促進
 - ▶ 振興拠点や都市基盤施設などの広域的な計画づくりについては、引き続き県民への情報提供や意見交換を通じて、県民の意見を反映させる
 - ▶ 宜野湾市の将来都市像を実現するために、引き続き市民への情報提供や意見交換を通じて、市民の意見をまとめ計画づくりを進める
 - ▶ 特に、周辺市街地における幹線道路整備については、跡地利用の条件整備として重要なため、沿道地域の住民や地権者との合意が得られるよう早期に取り組んでいく
- 地権者の意識を高め、意向に沿った計画づくりの促進
 - ▶ 地権者に対する情報提供や意見交換に引き続き取組む、跡地利用に関する地権者の意識を高め合意が得られるよう取組む
 - ▶ 跡地の土地活用を促進するためには、共同利用や共同開発などによって、より魅力を高めることが効果的だと考えられる。そのために、地権者にまちづくりの担い手として、一緒に取り組むことを期待し、情報提供や意見交換を今後ともいっそう進めていく

「跡地利用の具体的な内容」に関する提言

「跡地利用の基本方向」を実現する上で必要は跡地利用の具体的な内容を示したものです。

土地利用及び機能導入について

振興の拠点としての産業・機能の導入

- 長寿健康産業(※1)、観光リゾート産業、環境産業(※2)、等を中心とし、国際交流、人材育成、市内の既存産業や機能との連携・活用に応じて導入
- 身体的な拠点形成の方向の一つとして、周辺の大学などの連携による「産業創造拠点」の形成(※3)につつまれた「産学生遊園(※3)」の空間づくり

これからの時代にふさわしい住宅地づくり

- 特色ある自然環境を活用し、風土に根ざしつつ新たな沖繩らしい住宅地づくりを推進
- 新しい住宅地の暮らしを支えるために、既存施設の活用にも配慮して、小中学校、診療所、近隣店舗などの公共・公益施設を整備
- 住宅地における暮らしの質を高め、持続させていくためのコミュニティづくりの推進

宜野湾市の新しい都市拠点としての機能の導入

- 宜野湾市の中央に、市民生活の新しい拠り所の形成を目指し、行政機能や市民サービス機能等を導入

都市基盤施設(道路、公園など)について

幹線道路の整備

- 跡地においては、自然の地形や自然環境等との調和を図りつつ、広域的な幹線道路として計画されている(仮)中環線道路や(仮)宜野湾橋断道路及び宜野湾市の幹線道路網を再編するための幹線道路を整備

(仮) 普天間公園の整備

- 跡地においては、広域における防災性や公園の整備水準を高めることにも、優れた環境づくりを促進するために、大規模な(仮)普天間公園を整備

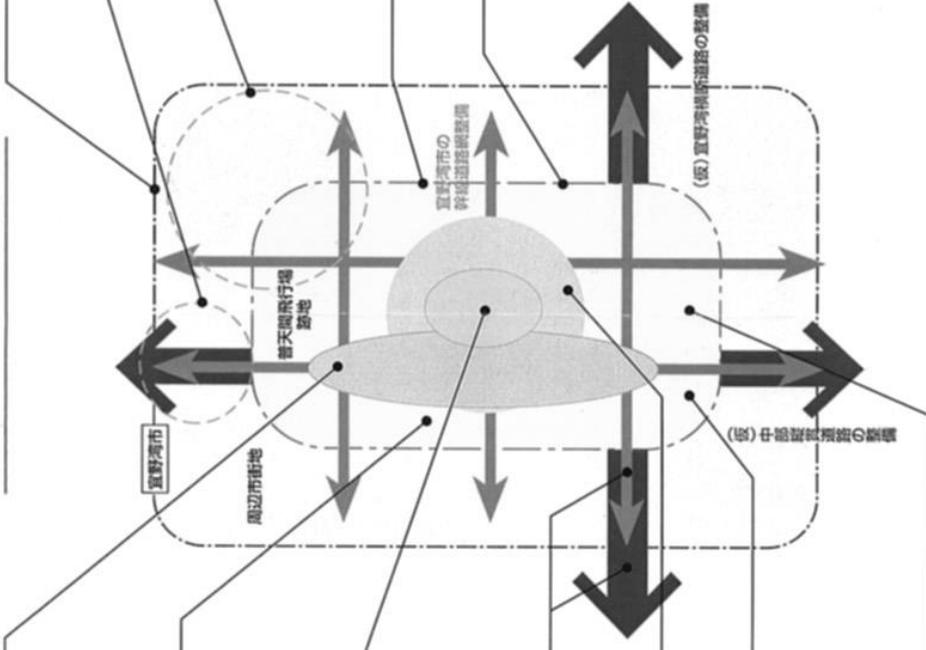
公共交通システムへの導入

- 多くの県民や観光客等を集め、沖縄の振興の拠点としてのまちづくりや(仮)普天間公園の利用を促進するために、広域的な公共交通システムを導入を検討
- 自動車利用による環境への影響を軽減しつつ、跡地内の移動性を高め、多様な機能が集積する効果を活かすために、跡地内を対象とした公共交通システムへの導入を検討

供給処理施設や情報通信基盤の整備

- 跡地においては、環境に配慮した供給処理施設を整備
- 拠点拠点の形成を支えるとともに、新しい拠点形態(※4)や新しい生活利便(※5)の実現のために情報通信基盤の整備

提言の全体像



周辺市街地整備との連携について

跡地利用とあわせ周辺市街地の整備

- 宜野湾市においては、跡地利用とあわせ新しい都市圏の形成を目標とし、跡地と周辺市街地の連携によるまちづくりの具体化を促進

周辺市街地における幹線道路整備

- 跡地と結び幹線道路は、跡地と周辺市街地にまたがって計画されており、跡地利用の条件整備のために、周辺市街地における先行的な幹線道路整備

周辺市街地の都市機能の活用

- 周辺市街地の既存の公共・公益施設などを活用して、跡地における住宅立地を促進するために、跡地と周辺市街地にまたがる生活圏の形成

環境づくりについて

自然環境や文化財の保全

- 自然環境や文化財の現状調査にもとづき、保全の必要性などについて評価を行い、計画づくりに反映

魅力的な環境づくり

- 跡地に特有の自然資源や文化資源を活用して、沖繩らしい街並みや景観を形成するための創性的かつ先進的な環境づくり
- これからのまちづくりの共通の課題として、「環境共生(※6)」、「ゼロエミッション(※7)」、「地球温暖化防止(※8)」を目指したまちづくりの検討

【用語の説明】

- (※1) 長寿健康産業
医療、福祉、健康食品など、長寿健康を目的としたサービス、製品などを提供する産業
- (※2) 環境産業
廃棄物のリサイクルや新エネルギーの開発など、環境保全に役立つシステムや技術を提供する産業
- (※3) 産学生遊園
産業、学術研究、住宅、レクリエーション施設や創造的な活動の場を相互的に集積させる考え
- (※4) 新しい拠点形態
遠隔通勤からの解放や優れた環境を求めて、自宅や自宅近くの勤務場所、リゾート地などで仕事をすること
- (※5) 新しい生活利便
遠隔診療、インターネットショッピングなど、遠隔手段を使うことで得られる生活利便
- (※6) 環境共生
環境への影響に配慮した都市活動を進めようとする考え
- (※7) ゼロエミッション
リサイクル(再利用)などにより、産業廃棄物などをゼロに近づける考え
- (※8) 地球温暖化防止
地球規模の環境変化への対策として、CO2などの排出をできるだけ削減すること

<「仮」とあるものは「仮定」の仮であり、必ずしも実現されるものではありません。>

右側



左側



2) 県民意向調査

基本方針の策定に向けた県民意向調査

基本方針検討委員会の提言について、あなたの声を聞かせてください

④

ヤマオリ
のりしる

回答の方法

●返信用紙に下記の要領をご記入下さい。

締め切り 平成17年8月31日(水)

- ▶ このレポートで紹介している「検討委員会からの提言」について、あなたのお考えをお聞かせ下さい。
- ▶ 返信用紙の「県民意向調査回答書」にお示ししている①～⑦までの7つの提言の内容について、下記の記入例を参考に「1. おおひね質問できる」、「2. どちらとも言いえない」、「3. 判断できないことが多いのいずれかに○を付けてください。

記入例

- ① 跡地利用の目的 1. おおひね質問できる 2. どちらとも言いえない 3. 判断できないことが多い
- ▶ 「検討委員会からの提言」全体について、具体的なご意見やご感想、跡地利用に関するあなたのご意見などについてご自由にお願いします。

調査結果の公表 いただいたご意見は、集計・分析作業を行った上で概要を公表いたします。公表は平成17年10月頃を予定しています。

「地域フォーラム」

「普通間飛行場の跡地利用に関する」

「普通間飛行場跡地利用基本方針の策定に向けて」

みんなで作ろう
普通間飛行場の跡地の将来

●開催日時及び会場

8/24 (水)
時間 PM3:00～PM4:30
場所 おおひね市民センター
会場 南地区(南地区会場)

8/25 (木)
時間 PM3:00～PM4:30
場所 外環市中区公民館
会場 中地区(中地区会場)

8/26 (金)
時間 PM3:00～PM4:30
場所 外環黒本区公民館
会場 北地区(北地区会場)

●プログラム

PM3:00 主催者挨拶
PM3:10 「基本方針策定にかかる現状」
解説とアツク発表
PM3:30 意見発表
PM4:30 商談の挨拶

●「地域フォーラム」での意見発表を希望される方は、返信用紙の「地域フォーラム応募欄」に「希望する会場」、「ご住所」、「ご住所」、「電話番号」をご記入下さい。

●応募される方は、「県民意向調査回答書」の自由意見記入欄に「意見発表の要旨」を必ずご記入下さい。

●地域フォーラムでは、会場別に若干名の方から、一人あたり約5分の発表時間で意見発表をいただくことを予定しております。応募者が多数の場合は、主催者が「意向の影響」、「年次」、「職業」等を抽選の上、意見発表者を選定します。

●意見発表をいただく方には、当日、事務局より連絡させていただきます。

募集

締め切り 平成17年8月15日(月)

募集先 南地区(南地区会場)

県民意向調査回答書

普通間飛行場跡地利用基本方針策定に向けた県民意向調査

平成17年9月

251

900-8790

210

ヤマオリ

返信用紙の送り方

●記入した回答用紙を切り取り、下記のいずれかの方法でお送り下さい。

1) 回答用紙をのりづけして、郵送して下さい(切手は不要です)。

2) 回答用紙を下記の宛て先にファックスして下さい。

FAXでお送りいただく場合

FAX 098-869-8979 沖縄県知事公室基地対策課
県民意向調査・地域フォーラム意見発表者募集担当

FAX 098-892-7022 宜野湾市基地政策部基地対策課
県民意向調査・地域フォーラム意見発表者募集担当

●インターネットによる回答も可能です。

●「普天間飛行場の跡地利用に関するレポート<第二回>」と「基本方針の策定に向けた県民意向調査」は普天間飛行場跡地利用基本方針策定委員会事務局のホームページにも掲載してありますので、これらを利用して回答して頂くこともできます。

●インターネットをご利用の方は、下記のアドレスにアクセスし、アンケート回答フォームに必要事項をご記入いただいた上で、送信してください。

<http://www.futenmaatochi.jp/>

●電話によるご意見の受付はいたしかねますので、あらかじめご了承下さい。

回答用紙の折り方



【県民意向調査に関するお問い合わせ先】

普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会事務局
沖縄県知事公室基地対策課(米須、久保田) ☎098-866-2108
✉ atochi@pref.okinawa.jp
宜野湾市基地政策部基地対策課(和田、又吉) ☎098-893-4401
✉ kichi01@ami.city.ginowan.okinawa.jp

返信用紙

県民意向調査・地域フォーラム意見発表者募集担当宛
FAX→098-869-8979 又は 098-892-7022

回答者についてお答えください。

姓	名	フリガナ	性別	年齢
1. 姓	2. 名	3. フリガナ	4. 性別	5. 年齢
1. 10歳代	2. 20歳代	3. 30歳代	4. 40歳代	5. 50歳代
6. 60歳以上				

*性別は、男性は「男」、女性は「女」を記入して下さい。また、年齢は、記入欄の範囲を超えてお答えの場合は、「その他」に記入して下さい。

県民意向調査回答書

締め切り/8月31日(水)

「普天間飛行場跡地利用基本方針の策定にかける提言」についてお伺いします。

「跡地利用の基本方針」に関する提言についてどのようにお感じになりましたか?

- ① 跡地利用の目的
1. おおむね賛同できる 2. どちらとも思えない 3. 賛同できないことが多い
- ② 跡地利用基本姿勢
1. おおむね賛同できる 2. どちらとも思えない 3. 賛同できないことが多い
- ③ 跡地利用の促進に向けた取り組み
1. おおむね賛同できる 2. どちらとも思えない 3. 賛同できないことが多い
- ④ 跡地利用の具体的な内容に関する提言についてどのようにお感じになりましたか?
1. おおむね賛同できる 2. どちらとも思えない 3. 賛同できないことが多い
- ⑤ 都市基盤施設
1. おおむね賛同できる 2. どちらとも思えない 3. 賛同できないことが多い
- ⑥ 周辺市街地との連携
1. おおむね賛同できる 2. どちらとも思えない 3. 賛同できないことが多い
- ⑦ 臨海づくり
1. おおむね賛同できる 2. どちらとも思えない 3. 賛同できないことが多い

「普天間飛行場跡地利用基本方針の策定にかける提言」をご覧頂いたあなたのご感想や跡地利用に関するあなたのご意見をお聞かせ下さい。

地域フォーラム意見応募書

締め切り/8月15日(月)

*地域フォーラムで意見発表を希望される方のみご記入下さい。

希望する会場(〇を付けてください)	電話番号
1. 那覇市会場(8/24開催)	
2. 沖縄市会場(8/25開催)	
3. 名護市会場(8/26開催)	

※希望しない項目の欄は

このレポートについて、何ぞ知りましたか?

(※必ずお答えの〇を付けてください)

1. 県民フォーラム会場にて
2. 新聞記事を見て
3. 県や市の広報、チラシを見て
4. テレビ、ラジオから
5. インターネット等を見て
6. 親の先、学校等で聞いて
7. その他(具体的に)

のりしろ
(キリトリ)

のりしろ

のりしろ

■表紙・裏表紙

みんなで創るう夢のあるまち

普天間飛行場跡地利用基本方針の概要

The Basic policy of Land Reuse The Futenma Air Station



普天間飛行場99号地子（旧機庫跡地）

お問い合わせ先

沖縄県知事公室基地対策課

☎098-866-2108

<http://www.pref.okinawa.jp/kichiatochi/index.htm>

宜野湾市基地政策部基地跡地対策課

☎098-893-4401

<http://www.city.ginowan.okinawa.jp>

宜野湾市と沖縄県は、共同で平成18年2月に普天間飛行場跡地利用基本方針を策定しました。この基本方針を踏まえて、具体的な跡地利用計画づくりに向けた取り組みがスタートいたします。

みんなで始める普天間飛行場跡地の夢あるまちづくり、あなたもいっしょに考えてみませんか。



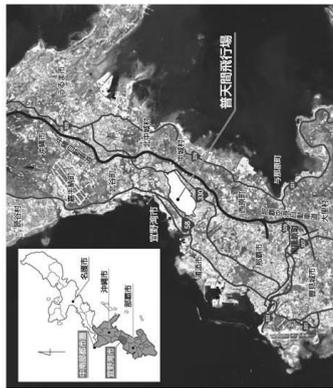
2006.04

見開き面

基本方針策定の趣旨

普天間飛行場の概要

- 普天間飛行場は、昭和20年の米軍による接収以来60年にわたり、約2,800mの滑走路を備えた米軍飛行場として使用されています。
- 普天間飛行場は、中南部市圏の中央に位置し、都市的ポテンシャルの高い地域にありますが、人口の密集した既成市街地に囲まれ、巨野湾市の都市構造を歪ませています。

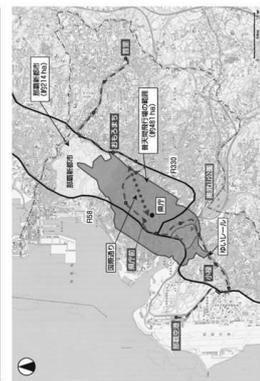


道路が十分に整備されていない周辺部
(赤い線は幅4m未満の狭い道路)

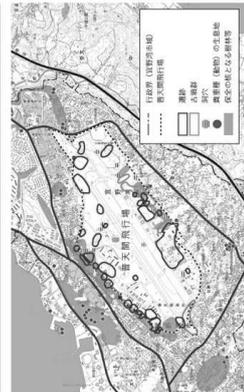


- 普天間飛行場の面積は約481haであり、ほとんどが民有地となっています。平成15年度調査では、地権者は約2,800人であり、今後、相続等による更なる増加が見込まれます。
- 普天間飛行場は、琉球石灰岩台地に位置し、地下には洞穴や地下水脈が発達しており、埋蔵文化財包蔵地や貴重な生物の生息地も多く分布しています。

普天間飛行場は 那覇新都心の約2.5倍の規模



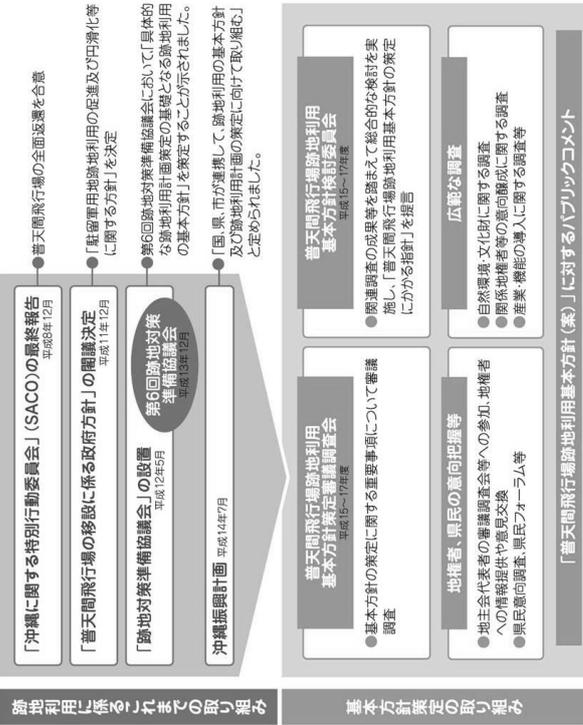
遺跡、洞穴、貴重種の生息地等が数多く分布



この図は、国土庁部長の承認を経て、環境省の2万5千分の地図を縮小したものである。(図説番号 平17年環-第7号 平17年環-第8号)

普天間飛行場跡地利用基本方針策定の経緯

普天間飛行場跡地利用基本方針は、広範な調査、指針、地権者や県民の意向を踏まえ、関係機関との調整、審議調査会における審議調査、県民意見公募手続き（パブリックコメント）を経て策定されたものです。



普天間飛行場跡地利用基本方針(平成18年2月)

普天間飛行場跡地利用基本方針策定の意義と目的

普天間飛行場跡地利用基本方針では、普天間飛行場の「跡地利用の基本方針」、「跡地利用に関する分野別の方針」及び「今後の取り組みに関する方針」を示しています。

普天間飛行場跡地利用基本方針は具体的な跡地利用計画策定の基礎となるものであり、跡地利用計画策定に向けた地権者、市民及び県民並びに市、県及び国の参加と協働による今後の取り組みの拠り所とすることにより、跡地利用の促進及び円滑化に資することを目的としています。

跡地利用に関する分野別の方針

跡地利用の基本方向を表現するために必要な分野別の方針を示します。

土地利用及び機能導入について

振興の拠点としての産業や 高次都市機能の導入

- 優れた環境の中で人、物、情報が活発に交流する創造的な空間づくりをテーマとした複合的な拠点形成を目標

これからの時代にふさわしい 住宅地づくり

- ゆとりある住宅地づくり・公共・公益施設等の計画的な整備及び地域コミュニティの形成を推進

直野湾市の新しい都市拠点 としての機能導入

- 市民生活の振興所や交流の場を目標とし、行政機能、市民サービス機能及び広域的な商業機能等を導入

環境づくりについて

自然環境や文化財の保全

- 自然環境や文化財の保全の必要性を評価し、計画づくりに反映

魅力的な環境づくり

- 沖繩らしい街並みや景観の形成による個性的かつ先進的な環境づくり
- 「産業共生」、「ゼロエミッション」、「地球温暖化防止」に取り組む、その経験や技術の蓄積を活かして、国際協力や産業振興を促進

都市基盤整備について

幹線道路の整備

- (仮)中野湾湾道路と(仮)直野湾湾断道路及びそれらとあわせて幹線道路網の再編

(仮)普天間公園の整備

- 広域的な形質や公園の整備水準を高めるとともに、跡地の魅力が高く、産業、高次都市機能の導入を促進する効果等にも期待して、大規模な公園を整備

公共交通体系の整備

- 多くの県民や観光客などを集め、交流活動や(仮)普天間公園の利用を促進するために、広域的な公共交通体系を整備
- 多様な機能が複合するまちづくりの良さを活かすために、跡地内を対象とした先進的な公共交通システムを整備

供給処理施設等の整備

- 地下浸透方式の雨水対策やゼロエミッションの形質に向けた施設整備等、環境に配慮した供給処理施設等を整備

情報通信基盤の整備

- 新興の拠点の活動を支え、通信手段を活用した新しい動向形態や生活利便を実現するために、高水準の情報通信基盤を整備

周辺市街地整備との連携について

跡地利用と連携した周辺市街地の整備

- 新しい都市拠点形成や周辺市街地の環境改善に向けた検討を進め、計画づくりに反映

周辺市街地における幹線道路補強整備

- 周辺市街地において、既存幹線道路と跡地を結ぶ幹線道路の早期整備

周辺市街地の都市機能の活用

- 周辺市街地内の都市機能を活用して跡地における住宅立地を促進するために、跡地と周辺市街地における新たな生活圏を形成



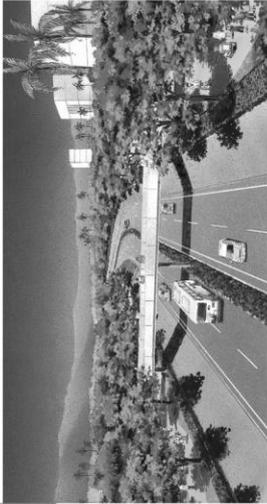
豊かな緑やリゾートの場をつくる(振興の拠点)
産業創造やリゾートの場をつくる(振興の拠点)



伝統的な集落の魅力をとりにれた
沖繩らしい住宅地づくり



市民の交流の場として
賑わう広場(新しい都市拠点)



緑の中をリゾート感覚で
通りぬける広域的な幹線道路



跡地のイメージを高め、
県民の「あひな」となる(仮)普天間公園



普天間の歴史を後世に伝え、
まちの個性を演出する松並木の優元

＜イラストは、基本方針における跡地利用のイメージを一併して示したものです。＞

＜イラストは、基本方針における跡地利用のイメージを一併して示したものです。＞

跡地利用の基本方向

跡地利用に関する計画づくりの「柱」となる基本的な考え方を示します。

跡地利用の目標

- 高次都市機能の導入や都市基盤施設の整備により、沖縄県や中南部都市圏の新たな振興の拠点を形成

宜野湾市の将来都市像の実現

- 都市構造の再構築や跡地と連携した新しい都市拠点の形成により、宜野湾市の将来都市像を実現

地権者意向の実現

- 地権者意向を重視した跡地利用の実現に努め、地権者の土地活用を促進

跡地利用の基本姿勢

- 関係者の参加と協働
地権者、市民及び県民の意向の反映や市、県及び国の連携などによる取り組みを促進

環境に対する配慮

- 自然資源や文化資源の保全、地盤条件との整合による安全の確保
- 環境共生やゼロエミッションに取り組み、循環型社会のモデル地域を形成

周辺整備との連携

- 跡地周辺において、跡地と一体的な都市基盤整備や跡地利用と合わせた既存市街地の環境改善

社会経済動向の反映

- 新たな時代潮流への柔軟な対応による目標の実現、段階的な跡地利用を計画的に誘導し、まちづくりの中間的な段階においても着実に目標を実現

跡地利用の促進に向けた戦略的な取り組み

広域的な計画との連携による土地利用可能性の拡大

- 地権者との協働により広域的な計画（大規模公園、幹線道路、都市拠点等）を導入し、土地活用を促進

優れた環境づくりによる跡地の魅力の向上

- 歴史と風土に根ざし、国際的な評価にもたえうる優れた環境づくりにより、機能導入の環境を整え、土地活用を促進

持続的、段階的な取り組みによる需要動向への対応

- 持続的な体制づくりや段階的な計画づくりにより、土地需要動向に柔軟かつ的確に対応し、土地活用を促進

今後の取り組みに関する方針

跡地利用に関する計画づくりのために、今後必要とされる取り組みの方向性を示します。

具体的な跡地利用計画の策定に向けた取り組み方針の確立

宜野湾市及び沖縄県は国と連携し、普天間飛行場の返還早通しに関する状況変化に的確に対応しつつ、跡地利用計画の策定に向けた取り組み体制やスケジュールなどの方針を早期に確立

計画の具体化に向けた取り組み

- **目標の実現に向けた計画づくり**
宜野湾市及び沖縄県は、国と連携して実施手法の検討などを行い、計画づくりを推進

土地利用や機能導入に関する計画づくり

- 振興拠点の整備内容の具体化や振興プロジェクトの計画づくりは、国、沖縄県、宜野湾市の連携による持続的な取り組み体制により促進
- 優れた環境を有する住宅地の計画づくりを地権者との協働により促進
- 宜野湾市の新しい都市拠点の計画づくりは、市が中心となり市民や地権者の参加と協働により促進

広域的な都市基盤整備に関する計画づくり

- 幹線道路整備の計画づくりは、計画関係機関による検討体制を整え促進。周辺市街地では幹線道路の早期整備に向けて取り組む
- (仮) 普天間公園の計画づくりは、国、沖縄県、宜野湾市の連携により取り組む
- 公共交通体系については、沖縄県と宜野湾市を中心に、交通関係機関との連携による計画の具体化に取り組む

自然環境や文化財に関する計画づくり

- 返還前の環境調査や文化財に関する調査は、沖縄県と宜野湾市を中心とし、関係機関との連携の強化により促進
- あわせて、未調査部分を確保しながら段階的に計画づくりを進めるための仕組みづくりに取り組む

県民・市民及び地権者の参加と協働に向けた取り組み

県民等との情報の共有化と意向の把握による計画づくり

- 引き続き、情報の共有化や意見交換を通じて県民の意向把握に努め、計画づくりに反映
- 振興拠点の形成に向けた県民や県内企業との情報の共有化を促進
- 宜野湾市の新しい都市拠点形成や幹線道路網の再編等に関する地権者や市民との合意形成を促進
- 周辺市街地の幹線道路網整備について、沿道地域住民や地権者との早期の合意を形成

地権者との合意形成と協働による計画づくり

- 地権者の土地活用意向の反映や広域的な計画導入について、地権者との情報の共有化や意見交換を促進
- 地権者の持続的な取り組みに向け、若手地権者等の活動を促進
- 土地の共同利用や共同開発、美しい街並み形成等に向けた地権者との協働による計画づくりに促進

資料-7 県民フォーラム、地域フォーラムの実施

1. フォーラムの案内 (チラシ)

1) 県民フォーラム

●県民フォーラムの開催について
 普天間飛行場の跡地利用については、平成11年12月に、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」閣議決定されました。これを受けて、沖縄県と宜野湾市は国と連携して、平成17年度を目標に、「普天間飛行場跡地利用基本方針」の策定に取り組んでいるところです。

地権者・有識者・行政が一体となり議論を進めてきた結果、先日開催いたしました第6回「普天間飛行場跡地利用基本方針検討会」において、「普天間飛行場跡地利用基本方針の策定にかかる指針」を取りまとめることができました。

この指針を広く知っていただき、普天間飛行場の跡地利用について県民の皆様と一緒に考える場として、県民フォーラムを開催します。

●当日のプログラムについて

13:00 開場
 14:00 主催者挨拶
 14:10 ビデオによる基本方針策定に関する指針の紹介 (約20分)
 14:30 まちづくりに関する講演 (約50分)
小野 啓子氏 (沖縄大学法経学部助教授)
「まちづくりは100年の計で」
 15:20 休憩
 15:30 まちづくりに関する講演 (約50分)
岸井 隆幸氏 (日本大学理工学部教授)
「普天間飛行場跡地利用について」
 16:20 終了

●講演者のプロフィール

○小野 啓子氏
 沖縄大学法経学部助教授。専門分野は都市計画、建築、まちづくり。住民参加による空屋やちんぷん通り景観設計まで、2000年度那覇市都市景観賞、2003年度土木学会デザイン賞優秀賞受賞。著書に『造景双書 日本の都市景観デザイン 中国・四国・九州・沖縄編』(共著)等。

○岸井 隆幸氏
 日本大学理工学部教授。専門分野は、都市計画。日本都市計画学会常務理事などを歴任。国土交通省社会資本整備審議会河川分科会専門委員、東京都景観審議会専門委員等。現在、普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会副委員長、著書に「都市計画の地方分権(1999)共著」「明日の都市づくり:その実践的ビジョン(2002)共著」等。

●会場周辺のご案内

※お車でご来場の際は、会場及び周辺の駐車場をご利用ください。

第2回県民フォーラムのお知らせ

普天間飛行場跡地利用基本方針の策定に向けて

「みんなで考えよう、普天間飛行場の跡地の将来」

平成17年8月9日(火)
14:00~16:20(13時開場)

沖縄コンベンションセンター 会議場 A1
 (お車でご来場の際は、会場及び周辺の駐車場をご利用いただけます。)

まちづくりに関する講演

小野 啓子氏(沖縄大学法経学部助教授)
 テーマ **まちづくりは100年の計で**

岸井 隆幸氏(日本大学理工学部教授)
 テーマ **普天間飛行場跡地利用について**

●主催 沖縄県、宜野湾市、(財)都市みらい推進機構
●後援 内閣府沖縄総合事務局、沖縄県商工会議所連合会、沖縄県商工会連合会、(財)沖縄観光コンベンションビューロー、(社)沖縄県建築士会、沖縄県技術士会、宜野湾市商工会、宜野湾市軍用地等地主会
●企画 (財)都市みらい推進機構
●お問い合わせ 沖縄県知事公室基地対策課
 担当 米須、久保田 電話 098-866-2108
 宜野湾市基地政策部基地跡地対策課
 担当 和田、又吉 電話 098-893-4401

2) 地域フォーラム

地域フォーラムのお知らせ

普天間飛行場跡地利用 基本方針の策定に向けて

「みんなまで考えよう、普天間飛行場の跡地の将来」

- 南部地区(那覇市会場) 各会場の場所は裏面の地図をご覧ください。
8月24日(水) 15:00~16:30
場所:おきでんふれあいホール
- 中部地区(沖縄市会場)
8月25日(木) 15:00~16:30
場所:沖縄市中央公民館
- 北部地区(名護市会場)
8月26日(金) 15:00~16:30
場所:沖縄県北部合同庁舎



●意見を発表していただける人を募集します。

基本方針策定に向けた意見や、跡地利用について意見を発表することができます。発表時間は一人当たり5分程度です。発表を希望される方は、

8月15日までに「発表を希望する会場」、「住所」、「氏名」、「年齢」、「職業」、「連絡先の電話番号」、「意見の要旨」をご記入の上、普天間飛行場の跡地利用に関するレポート(第二回)の「意向調査返信用紙」もしくは「宜野湾市」(<http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>)および「沖縄県」(<http://www.pref.okinawa.jp/kichiatochi/index.htm>)のホームページからお申し込みください。

※応募が多数の場合は、主催者側にて「意見の要旨」、「年齢」、「職業」等を勘案の上、意見発表人を選定させていただきます。

●地域フォーラムの開催について

普天間飛行場の跡地利用については、平成11年12月に、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」が閣議決定されました。これを受けて、沖縄県と宜野湾市は国と連携して、平成17年度を目標に、「普天間飛行場跡地利用基本方針」の策定に取り組んでいるところです。

この際、基本方針の策定に向けて、第6回「普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会」において、「普天間飛行場跡地利用基本方針」の策定にかかる指針」を取りまとめることができそうです。

この指針を広く知っていただき、普天間飛行場の跡地利用に関する県民の皆様のご意見を「跡地利用基本方針」に反映していきます。

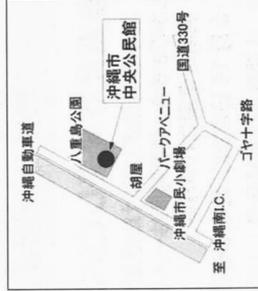
●当日のプログラムについて

- 14:00 開場
- 15:00 主催者の挨拶
- 15:10 「基本方針策定にかかる指針」の解説(ビデオ放映)
- 15:30 意見発表
- 16:30 閉会の挨拶

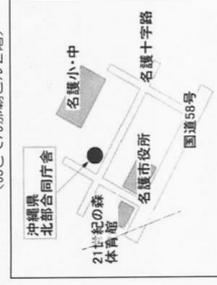
●会場周辺のご案内



那覇市会場: おきでんふれあいビル2階
(おきでん那覇ビル2階)



沖縄市区会場: 沖縄市中央公民館



名護市会場: 沖縄県北部合同庁舎

○お問い合わせ(主催)

沖縄県知事公室基地対策課
担当 米須、久保田 電話 098-866-2108
宜野湾市基地政策部基地跡地対策課
担当 和田、又吉 電話 098-893-4401

2. 県民フォーラム・地域フォーラムの記録

■ フォーラムの開催日時、主なプログラム等

次頁以降で紹介

	県民フォーラム	地域フォーラム
日時、場所	OH17.8.9(火)、14:00~16:20 (沖縄コンベンションセンター)	OH17.8.24(水)、15:00~16:30 (南部地区・那覇市会場) OH17.8.25(木)、15:00~16:30 (中部地区・沖縄市会場) OH17.8.26(金)、15:00~16:30 (北部地区・名護市会場)
主なプログラム	①「基本方針策定にかかる指針」 の紹介(ビデオ)	①「基本方針策定にかかる指針」 の紹介(ビデオ)
	②まちづくりに関する講演 ・小野啓子氏(沖縄大学法経学部 助教授) ・岸井隆幸氏(日本大学理工学部 教授)	②意見発表 *各会場2名の方に、基本方針 の策定に向けた意見や跡地利用 の意見を発表頂いた
	③会場との意見交換	③会場との意見交換

会場の様子



1) 県民フォーラム（まちづくりに関する講演）

（1）小野啓子氏の講演

テーマ：『まちづくりは100年の計で』

【講演要旨】

- 100年後の社会の財産となる普天間のまちづくりに向けた提案
 - ① 地域固有の風景や個性を創り出すための『地形を活かした造成』
 - ② 標準設計にこだわらない、『沖縄の気候風土を考慮した街区づくり』
 - ・建物、屋敷囲い、建物と道路の関係
 - ③ 人が歩いて心地よい空間づくり
 - ・駐車場配置の工夫、歩行者空間の充実、歩行者空間と公共交通との連携
 - ④ 緑環境の充実
 - ・公共空間（道路、公園）の緑化による基幹空間の緑化
 - ・屋敷囲いや屋上緑化による全体の緑化
 - ⑤ 沖縄らしさを象徴する屋敷囲いなど、目的と機能をもった景観づくり

<普天間のまちづくりに向けた5つの提案>

- ・ 都市基盤施設は100年後の人々に受け継いでいく財産であるとの共通認識を持つことが大切である。これから行う都市基盤整備が100年後に社会的な財産となるよう長期的な視野が必要である。例えるなら植林のようなものではないか。
- ・ 普天間を魅力的なまちにするために、5つの提案を行いたい。

① 地形を活かした造成

- ・ これまで行われてきた様々な都市開発は、平坦なまち、均質なまちを作ろうとしてきた。そのため、土地の個性を殺してしまっていた。これからの新しいまちづくりは、地形を活かした造成を行い、地域固有の風景を創り出すことや地域の個性を出すことが求められる。
- ・ 那覇新都心は、米軍住宅地であった頃は地形を活かして基盤や住宅を配置しており、ランドスケープデザインとして優れていた。しかし、那覇新都心を整備する際に、一部を除き地形をひな壇状に整形し、道路もまったく新しく整備し直したため、まちの風景から歴史を感じることはできなくなってしまった。那覇新都心では、地形を活かした造成とはならなかった。
- ・ 宅地や公園は平坦である必要はなく、地形を活かした整備について考えるべきである。

- ー 地形を活かした公園の事例として、シドニーのビクトリアパークや那覇市松山公園を紹介

② 標準設計にこだわらない区画デザイン

- ・ 全国一律で定められている区画整理マニュアルが景観の平準化を招き、どのまちなも似た景観となってしまった。
- ・ かつての沖縄の集落は、気候風土を考慮し、以下のような構成となっていた。
 - (i) 沖縄の風土に根ざした道路の取り方
 - ー 敷地の周囲を道路が取り囲み、敷地内へは南入りとなっていた。
 - (ii) 屋敷囲い
 - ー 建物の周囲を木々が覆う屋敷囲いが、熱や日射から建物を守ると同時に、景観上も非常に重要な役割を果たしていた。
 - (iii) 建物
- ・ 普天間の開発においては、標準設計にこだわらず、沖縄らしさを持った街区づくりを検討して頂きたい。

③ 人が歩く街のデザイン

- ・ 開発のマスタープラン策定の段階から、人が歩いて心地よい街のデザインを考えることが大切である。そのためには以下のような点に留意すべきである。
 - (i) 駐車場の配置を工夫する
 - (ii) 歩行者空間を充実させる
 - (iii) 歩行者空間と公共交通との連携を図る
- ・ 那覇新都心は人が歩くまちとなっておらず、歩行者が溜まるための場所もない。道路沿いに駐車場が並ぶ郊外型のまちとなっており、歩いていても楽しくない。
- ・ 一方、千葉県幕張ベイタウンは、駐車場を道路沿いに露出させないようルールづけられている。道路沿いには建物（1階部分は店舗）が並び、そこを人が歩くまちとなっている。
- ・ シドニーでは歩行者ネットワークが充実しており、まちの中心街は歩行者専用道路化され賑わいが形成されている。県内では北谷町美浜で、周辺に車を止め地区内は人が歩く形態となっているのが興味深い。ストリートパフォーマンス等の活動が発生し、賑わいのつくり方として参考になる。
- ・ ブラジルのクリチーバでは、統合型バス交通システム（地下鉄並みの速さ、便利さ、快適さを持った連結バス）を作り、移動の利便性向上を図っている。市内の小さな移動は小型バスで対応している。このような取り組みは都市開発のマスタープラン段階から考えられており、新たな都市計画のモデルとして注目されている。

④ 緑陰のネットワーク

- ・ 公園や道路など公共空間において緑の充実を図ることが重要である。それもできるだけ大きく育つ樹木を植えた方が良い。
- ・ 緑が多ければ、多少建物に難があっても景観をカバーすることが可能となる。そのため、屋敷囲いや屋上緑化などによりまち全体の緑化を図ることが大切である。
 - － 緑を豊富に取り入れたまちの事例として、ハワイ大学（1907年開学）や東京表参道のけやき並木（1919年整備）、ワシントンDCの住宅地（1920年代整備）、沖縄市クスノキ通りを紹介

⑤ 景観と環境のデザイン

- ・ 赤瓦は、沖縄らしさのシンボルであり、観光の視点からは重要な要素である。
- ・ しかし、赤瓦と同様に沖縄らしさを象徴する屋敷囲いは、現在、忘れられた存在となっている。屋敷囲いは、涼しい生活空間を形成する上で大切な要素であり、環境共生の住宅地づくりにもつながるものである。建物が30～40年で建て変わっても、屋敷囲いは残り続けると考えると、屋敷囲いは緑のインフラと考えることができる。
 - － 赤瓦の住宅地の事例として竹富島を紹介
 - － 屋敷囲いの事例として本部町備瀬の集落を紹介
- ・ 那覇新都心の住宅地では、地区計画によりセットバックが定められているが、セットバック部分を駐車場として利用するなど、良好な環境づくりに役立っていない。建築協定を締結した天久クレセントでは、各敷地は小さくても間口の緑化をルールづけておりそれなりに良好な住宅地に見える。このように緑の有無により景観的には大きく異なる。
- ・ 勾配屋根よりも屋上緑化の方が景観、環境共生上の効果がある場合もある。表層だけではなく、目的と機能を持った景観について考えることが重要である。

<先行事例の紹介>

- ・ 以上、5つの提案に関連して、先行的に取り組んでいる事例を紹介する。
 - ① イギリスのレッチワース
 - － 1903年に開発された田園都市であり、空間の骨格が優れており、開発から百年後の現在、非常に成熟した都市となっている。
 - ② ブラジルのクリチーバ
 - － 市長がリーダーシップを取り、明確なビジョンの下、30年間かけてまちづくりに取り組んできた。人口急増、財政難の中、独創的な取り組みにより、歩行者優先の環境先進都市となった。

③ 那覇市壺屋やちむん通り

- ー 行政主体による通りの整備計画に対し、住民組織が対案を示し、結果として住民案により整備された事例である。この事例からは、行政の案に対し住民が常にチェックすることが必要であること、ただし、住民の要求をそのまま受け入れただけでは良いまちはできないことを学び取ることができる。

<まとめ>

- ・ 百年後に受け継ぐまちづくりのために、まとめとして以下を提言する。
 - ① 行政は理想を高く持つこと
 - ー 行政は住民の単なる御用聞きではない。自ら長期的なビジョン、理想を持ってまちづくりに取り組むことが大切。
 - ② 住民の意見を聞きながら行政は専門家とともに具体的な将来像を描く
 - ー 専門家なら誰でも良いわけではなく、その良し悪しを見分ける必要がある。道路、街区、オープンスペース、建物のあり方などを一体的にとらえた質の高い都市デザインが求められる。
 - ③ 将来像を住民と行政で共有し、百年後のまちづくりを進めることが大切

(2) 岸井隆幸氏の講演

テーマ : 『普天間飛行場跡地利用について』

【講演要旨】

- 世界に伝える普天間モデルのまちづくり
 - ① 軍事・対立の象徴及び周辺とは全く関係のない基地から、「共存の土地」として転換した状況を世界に発信
 - ② 今後の経済社会情勢の変化を許容する柔軟な計画づくり
 - ③ 地域的な個性を活かすと伴に、アジアの人口増加により今後予想されるエネルギー問題に対して、環境指向型のモデルとなるまちづくり
- ・関係者全員が同じ方向を向いて、次世代に何を継承していくべきかなどについての議論が必要
- ・更に、優れた環境等を多くの人々が見に訪れる地域になれば喜ばしい

「普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会」における検討を通じて感じていること] や普天間に類似した海外の大規模開発事例、跡地利用の方向性に関する要望について、お話ししたい。

<跡地利用計画の視点>

- ・ 普天間の今後を考えるにあたっては、非常に多くの地権者の生活をどうするか、また宜野湾市の将来にどのように役立てていくか、といったことを考える必要がある。また、普天間は中南部都市圏の中央に位置しており、南北の幹線道路網と普天間をどのように結び、都市圏においてどのような機能を果たしていくかについても考えなければならない。さらには、沖縄県あるいは日本の将来を見据えた場合に普天間は利用できるか、またそれは意味があるのか否か、についても考えておく必要がある。

<内在する条件と対応の方向性>

- ・ 普天間を開発するにあたって、地区に内在する条件を解決しなければならない。
- ・ まずは 2,800 名の地権者の意向について把握し、協力して取り組める事項を整理する必要がある。同じ考えを持つ地権者の権利を空間的に同じ場所に置き換えるためには、土地区画整理事業を適用せざるを得ないだろう。
- ・ また、大規模な開発であるため、段階的に整備し需要に応じた土地利用が必要となってくる。そうすると、土地利用開始時期に差が生じることとなり、地権者間に不公平感が生じる可能性がある。そのため、土地により生み出される収益を地権者間でどのように配分するか、といったシステムを構築する必要がある。

- ・ 普天間を開発するにあたっては、周辺市街地との連携を図る必要がある。そのために、周辺市街地において、普天間に連絡するための道路整備を先行して行う必要があるが、これは非常に時間がかかると想定されるため、早急に対応を施すことが必要である。

<計画立案の不確定要素>

- ・ 普天間には、大きく3つの不確定要素がある。
 - ①普天間には水脈や多くの洞穴があることが分かっているが、正確な地下の構造は分かっていない。早急に調べる必要があるものの、実際に基地内に立ち入って調査を行うことは非常に困難である。
 - ②地区内に多くの埋蔵文化財があり、これらについても十分な調査がなされている分けでなく、計画立案の不確定要素となっている。
 - ③長期を要する開発であるため、その間にわが国の経済社会状況が大きく変わる可能性がある。

<過去の大規模開発事例に学ぶ>

- ・ 普天間の開発の参考として、過去に行われた大規模開発のうち、海外5地区、日本2地区について事例として紹介したい。
 - ①グリニッジ・ミレニアム・ビレッジ

大規模なイベントを開催し、それに合わせインフラを整備、また民間の知恵を借りながら段階開発を行っている事例である。

地区は、ロンドンのテムズ河沿岸に位置しており、面積約120haのイギリスガス基地跡地である。段階開発を行っており、現在第I期開発が完了したところである。地区開発に先立ち、ミレニアム博覧会を開催し、博覧会にあわせて地下鉄等、基盤を整備している。博覧会終了後に都市開発を開始しており、開発の段階毎に設計コンペを開催し開発を行っている。

地区では、バス専用レーンによる公共交通の充実を図り、建築ルール策定により景観面への配慮を行っている。

2012年のロンドン五輪において、地区の一部を利用することが決定している。
 - ②メッセ都市リーム

全体計画をコンペで募集し、開発にあたっては、土地の暫定利用を行った事例である。

地区はミュンヘンの東部に位置しており、面積約556haの空港跡地である。開発にあたっては、メッセを中心としたまちづくりというコンセプトの下、全体計画を国際コンペにより募集している。

開発初期段階で、地区の中核施設であるメッセを建設し、住宅地など整備に

長期を要する土地については、暫定的な土地利用を行っている。

③プレシディオ基地跡地

自立的な管理運営を図るための組織、仕組みづくりを行っている事例である。

地区はサンフランシスコのゴールデンゲートブリッジの袂に位置する約600haの基地跡地であり、基地撤退後に国立公園として整備した。公園の80%の土地について、管理組織としてトラストを設立した。トラストは、土地の一部利活用により収益を上げ、公園の管理費を賄っている。公園内には住宅や宿泊施設、研究施設などが立地している。

④ソフィア・アンティポリス

リゾート地におけるサイエンスパークの事例である。

カンヌやニースなどのリゾート地に隣接した約2,300haの地区にサイエンスパークを整備している。全体の2/3は自然環境のまま保全し、残り1/3に研究施設や住宅などを整備している。

⑤新竹科学工業園区

経済発展の原動力となった大規模工業開発の事例である。

台北市の近傍における約600haの大規模工業団地開発であり、企業誘致にあたって様々な優遇措置を積極的に取り入れている。

海外企業の従業者及びその家族などのために、地区内に語学学校など複合機能を取り入れ、また大学との連携にも力を入れている。

⑥播磨科学公園都市

地区開発に先立ち、アーバンデザイン計画を策定した。その計画に従い、著名な建築家等による建築、ランドスケープ整備を行い、魅力的な空間を作っている。

⑦希美の森

日本では珍しく、ゴルフ場と一体的な住宅地開発を行っている。

<普天間モデルを世界に>

- ・ 基地とは軍事や対立の象徴であり、周辺とは全く関係のない存在である。その基地の土地利用を転換するにあたっては、基地であった頃とは逆に「共存の土地」として使っていくことが望ましいのではないかと。そして、その社会の動きを世界に発信することに意味があるのではないかと。
- ・ これまで話してきた普天間の抱える状況等を考えると、跡地開発の方法としては、柔軟な対応ができるよう工夫した区画整理を考えることになるのではないかと。長期にわたる事業であるため、今後の経済社会情勢の変化を許容する柔軟なプランが求められるだろう。そしてそれを次世代、次々世代に継承できるまちづくりとすることが重要である。
- ・ 均質化が進む社会において生き残れるのは、均質的なものは備わった上でさら

に地域的な個性を持っているところであると考える。

- 今後も人口急増が予測されるアジア諸国は、経済成長等に伴い現在の先進国のようなエネルギー消費型の生活に傾倒していくことが考えられ、それにより世界のエネルギー問題はますます深刻化していくものと考えられる。このような状況の中で、普天間は、これらの国々に対して環境指向型のまちの姿を示すことができるか、と良いのではないかと。さらに、その優れた環境を見にアジアや世界から人々が訪れるような地域になっていくと喜ばしい。
- 新しく作られたまちでも、数十年経てば優れた環境や風格を備えた都市として成長させていくことができる。普天間をこのようなまちにしていくためには、地権者も含めて、皆で同じ方向を向いて考えていくことが大切である。その一歩として、次世代に何を継承していくべきか、今ある資産をどのように活用していくべきか、について皆で議論していくことが必要である。

2) 地域フォーラム（跡地利用等に関する意見発表）

(1) 南部地区・那覇市会場

【意見発表要旨】

- ① 地権者（男性）
 - 跡地における主要な機能として、『国連平和大学』の誘致を提案する。
 - ・国際人が行き交うことにより商業都市として発展し「自立経済の機動力」になるとともに、その存在が「軍事基地の必要性を低下」させる。
- ② 一般県民（女性）
 - 公園を中心とし、環境に配慮した緑豊かなまちづくりを希望する。
 - ・公園を囲むように住宅地、公共交通をリング状に配置し、そこから中心に向かう放射状の緑豊かな街路に電動バス等を導入する。公共交通網の外周でパーク・アンド・ライド方式を導入することにより、車の流入を防ぐ。

① Aさん（男性、地権者）の発表

<国連平和大学の誘致について>

- ・現在、福岡に住んでいるが、本籍は宜野湾市の大山であり、昭和32年まで今の普天間飛行場で両親が農業をしていた。本日は跡地利用の具体的な案の一つとして、『国連平和大学』の誘致を提案したい。この誘致は、「沖縄の自立経済の機動力となること」「沖縄の軍事基地の必要性をなくすこと」を目的としている。
- ・『国連平和大学』の誘致により、国際人が行き交うことにより商業都市としても発展するだろう。これは沖縄の自立経済の機動力になる。
- ・また、『国連平和大学』が存在することで、沖縄の軍事基地の必要性がなくなり、普天間飛行場の返還だけでなく、嘉手納基地返還の促進にもなるだろう。嘉手納飛行場の返還後は、国際空港として機能させて頂きたい。
- ・現在東京に本部が置かれている国連大学は、本来の大学の機能を有していないため、これを改革して沖縄に誘致することは希望がもてる。国連の日本の分担金の一部により、大学の運用が可能と考えられる。
- ・『国連平和大学』は、社会系学科として「政治、経済」、人文系学科として「哲学、宗教」を柱としたらどうか。世界の平和にかかわる政治、各国の貧富の差にかかわる経済、人類がどうあるべきかの哲学、宗教を大事にしたい。
- ・私も地権者の一人であるが、この広大な土地を県民の共有財産として、沖縄の自立経済の役に立つように運用してほしい。個人の所有権は大事にしなければならないが、例えば土地の40%を無償提供することもあり得るだろう。『国連平和大学』のような機関を誘致することで、残り60%の土地の付加価値が上がり、土地を残してくれた先祖も喜び、子孫も喜ぶだろう。

- ・『国連平和大学』の誘致が確定したら、ナショナル・トラスト方式で、「国連平和大学基金」を設けて世界の人々に感心をもってもらう。こうすれば、必ず世界の人々が沖縄を訪ねて来るだろう。
- ・どうか、『国連平和大学』を誘致して、先祖が築いた武器を持たない平和のうるまの島にしようではないか。

②Bさん（女性、一般県民）の発表

<公園を中心とし、環境に配慮した緑豊かなまちづくりについて>

- ・浦添市民であるが、米軍機の騒音には悩まされており、普天間基地の返還を早く実現してほしいと願っている。今後の跡地利用では、商業や産業関連の施設は必要ない。これらの建設は行政の財政を圧迫する恐れもある。
- ・跡地利用基本方針検討委員会からの提言にあった『跡地面積の1/4を公園』という案は大賛成である。公園は不特定多数の沖縄県民が空間を共有でき、その恩恵を享受できる利点がある。また、騒音に悩まされてきた基地周辺の方々にとっては、公園を中心に平和で豊かな住環境を手に入れることができる。
例えば、公園が跡地の中心に計画されるのであれば、それを囲むように住宅地、その外周に路面電車等の公共交通網をリング状に配置する。そこから中心に向かって放射線状に電動バス等を導入することで環境に配慮してまちが実現するのではないか。
更に、放射状の街路を緑豊かにし、リング状の公共交通の外周でパーク・アンド・ライド方式を導入することで、車の流入を防ぐことができ、住宅や公園の環境を守ることができるのではないか。
- ・自然の緑の力は偉大であり、私たちが誘う力は大きいだろう。沖縄は海という自然に恵まれているため、一般的な緑に対する配慮が少ないが、暑い沖縄こそ緑豊かな環境が必要なのではないか。特に中南部都市圏には必要と考えられる。広大な土地に自然の緑が豊富にあることは、近隣市町村の住民にとっても有り難い。また、緑に囲まれた住宅地は、沖縄ではこれまで実現できなかった。
- ・ヨーロッパの街並みがなぜ美しいかを考えることで、沖縄のまちづくりの参考になるのではないか。ヨーロッパの教会前の広場の活用や商業地・住宅地の高さ規制の厳しさについては興味深いものがあり、これらを跡地の住宅地計画に応用できるのではないか。普天間飛行場跡地が緑に溢れ自然環境豊かな住宅地としての評価を得れば、土地の資産価値も上がるだろう。
- ・今後中南部都市圏の人口増加が減少に向かうとのことであるが、観光客の増加とそれらが定住していくさまを見ていると、沖縄県民のみならず、他県からの流入組が徐々に増えていくとも考えられる。更に、中国をはじめアジアの人々が沖縄に来る可能性もあるだろう。
- ・宜野湾市という中部地域という立地は、通勤圏内に近隣市町村を多く取り込めるた

め、住宅地としての魅力をもっと評価してよいのではないか。広大な公園を中心としたまちづくりや住宅地づくりを丁寧に行うことができれば、基地の騒音に苦しめられた普天間が新しく生まれ変わることになるだろう。実際に生活していく人々が幸せを感じることができる土地になるのではないか。

(2) 中部地区・沖縄市会場

【意見発表要旨】

- ① 一般県民（男性）
 - 公共交通を活用して車社会から脱却したまちづくりをしてほしい。
 - 平坦なまちとなるのを防ぐために、広大な跡地を分割し、ブロック毎にコンパクトな市街地を整備してはどうか。
- ② 一般県民（男性）
 - 交通渋滞を緩和するために、国道58号と330号をつなぐ幹線道路の整備を望む。
 - 地権者の土地活用を促進するための支援組織があればよい。

① Aさん（男性、一般県民）の発表

・跡地利用に関しては、テーマが多岐にわたるが、一番始めに考えた3つの意見について述べたい。

- 普天間飛行場周辺は交通渋滞が激しいため、バスやLRT等の公共交通を活用して、車社会から脱却した沖縄の社会をつくってほしい。那覇のように密集した市街地にモノレールを導入するよりは、幾分整備しやすいのではないか。
- 普天間飛行場の面積は広大であるため、これを全て開発すると平たい市街地になってしまう恐れがあるため、幾つかのブロックに分割してコンパクトな市街地形成を進めていくのはどうか。そしてこの分割したブロックを緑のバッファゾーンとし、その間を公共交通でつなげるやり方があるのではないか。
- 現在、地権者との話し合いが進められていると思うが、これからまちづくりを担っていく若い世代をまちづくりに如何に引き込んでいくかが大きなテーマと考える。普天間飛行場跡地をモデルケースとして検討していけば、他の返還地区の整備にも活用できるのではないか。

② Bさん（男性、一般県民）の発表

・普天間飛行場は、面積及び地権者数ともに大規模という印象を持っている。また、普天間飛行場の近辺に住んでいるため、常日頃から基地を身近なものとして捉えている。意見及び要望としては以下の通りである。

- ① 普天間飛行場周辺では、夕方ラッシュ時の交通渋滞が激しく、細い路地から幹線道

路にでるのが非常に大変な状況にあるため、国道 58 号線と国道 330 号線を結ぶハシゴ道路を整備してほしい。

- ②「地権者の土地活用の促進」に関連して、地権者の方々の土地は長年米軍の接収地であったため、地権者自信の土地所有意識が低いと考えられる。土地所有等について知識の少ない地権者の方々に土地活用の促進を上手に促す組織があればよいと考える。
- ③那覇新都心地区とのカラーの違いをだしてほしい。そのためには、何もなくても良いかもしれない。例えば、普天間飛行場には優れた自然環境等が残っているため、それらを保全しながら、公園等を整備してほしい。

(3) 北部地区・名護市会場

【意見発表要旨】

- ① 一般県民（男性）
 - 「沖縄が世界で如何にあるべきか」というコンセプトを明確にしてほしい。
 - 歴史的な水（湧水）の豊かさを活かしたまちづくりを望む。
 - 世界の人に参加できる平和博覧会を開催し、その建物等を活用して跡地利用をすることにより無駄の少ない開発になる。
- ② 宜野湾市民（女性）
 - 人々の居心地よい環境づくりを促進することにより、観光等による経済的な発展につながるのではないか。
 - 人々が集える空間づくりが必要と考える。

① A さん（男性、一般県民）の発表

- ・跡地利用のコンセプトとして、「沖縄が今後世界でどうあるべきか」を明確に打ち出してほしい。日本がアジアに入ろうとする時に、過去の歴史で障害を抱えているが、沖縄はかつて独立国であり、アジアや世界へのネットワークを有しているため、日本にとっての戦略拠点になりうる。また、普天間基地は、沖縄全体の平和戦略拠点でもある。
- ・普天間はかつて那覇に水を供給してきたというように、歴史的にも水（湧水）が豊富な地域なので、これを活用して、水の都、砂漠の中のオアシス的な展開を普天間基地で図ってほしい。
- ・沖縄だけでなく、日本の最重要拠点として、世界の人に参加できるまちとするために、まず平和博覧会を開いてはどうか。博覧会の建物を残しつつ、跡地利用をしていくことにより、無駄の少ない開発になるだろう。博覧会では全アジアに声

をかけ、アメリカも入れてあげ、平和戦略を進めることがよいのではないか。来年、イタリアで沖縄学の国際学会が開かれたそうだが、ヨーロッパでも沖縄の文化等に非常に関心を持っている人が多いようだ。平和や楽園をつくるためにはまずは博覧会を開催し、それから観光、産業を推進して経済効果も狙う。博覧会は、普天間を拠点として名護会場なども設け、沖縄全体の再活性化を図るきっかけにしたらよいのではないか。

②Bさん（女性、宜野湾市民）の発表

- ・ 県民、市民の参加による計画づくりを積極的に行ってほしい。本フォーラムの参加にあたり、親戚や友人に声をかけたが、誰にも同席してもらえなかった。その中で、「声に出しても何も変わらないだろう」という意見が非常に多く、悲しい思いをした。今回の基本方針の策定指針に対する認知度も高くないと思われる。無関心な県民、市民が多いことを認識し、如何にしたら県民、市民の意識が高まるかを考えてほしい。
- ・ 宜野湾市の将来都市像について、まちづくりを促進することが、観光の発展につながるのではないかと考える。まちづくりは、人々の居心地がよい環境づくりであり、経済的な発展につながるだろう。
- ・ どんなに素晴らしい施設等を整備しても、中に入っている人間、仕組み、機能を構築していかないとその建物等は無駄になってしまうだろう。教育機関、企業、市民等の各団体にあせた機能をつくっていくことが必要ではないか。
- ・ 那覇新都心に魅力がないのは、人が集える空間がないことが要因と考えられる。大規模なホテルやショッピングセンターは必要なく、道路も多くなり過ぎずに、幹線道路を十字型で整備すれば充分ではないか。空間を壊してまで建物をつくる必要はない。似たようなまちづくりでなく、世界に誇れるまちづくりをみんなで考えていきたい。

3) 各フォーラムにおける意見交換の概要（主な意見の紹介）

(1) 県民フォーラムにおける意見交換

【主な意見】

- | |
|--|
| <p>① 一般県民（女性）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 沖縄県立芸術大学の移転は、現計画である南風原町への一部移転から、普天間飛行場跡地への一括移転に変更できないか検討してほしい。 <p>② 一般県民（男性）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 基本方針における跡地への機能導入に関して、産業系の誘致だけでなく、芸術等の文化的な視点も盛り込んでほしい。 <p>③ 地権者（男性）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地権者が再び辛酸を味わうことのないように、地権者の意向を充分にくみ取って計画づくり、開発を進めてほしい。 |
|--|

■ Aさん（女性、一般県民）からの意見

- ・ 沖縄県立芸術大学を南風原町に移転する計画があるが、これは一部移転のみの中途半端な計画である。県立芸大の敷地としては約20haが必要であるが、これを普天間飛行場跡地に一括移転し、長期的なビジョンの下、人材育成を図ってもらいたい。県立芸大移転であれば、平坦な造成を行う必要もなく、また、宜野湾市の「売り」もできることになる。行政として是非検討して頂きたい。
- ・ 普天間飛行場跡地への具体的な機能誘致に関して、後々でも良いので是非提言して頂きたい。

[意見に対する回答：小野氏]

- ・ 県立芸大の状況については分からないので意見は差し控えるが、都市と大学との関係は重要なテーマだと考えている。

■ Bさん（男性、地権者）からの意見

- ・ 地権者意向調査では、8割の地権者が所有地の自己利用を希望していると聞けるが、広域幹線道路や大規模公園などを整備するとなると、我々にはどの程度の土地が残されるのか、という不安がある。
- ・ 地権者が再び辛酸を味わうことのないように、地権者の意向を充分に汲み取って計画をつくり、開発を進めてもらいたい。

■ Cさん（男性、一般県民）からの意見

- ・ 基本方針策定指針のパンフレットでは、機能導入について、長寿健康産業、観光リゾート産業等、産業誘致が始めに書かれている。産業誘致について否定するものではないが、文化生活を大切にす姿勢も必要ではないか。欧州では、芸術や芸術家に対して非常に理解があり、自分たちのまちの芸術を大切にし、芸術家を尊敬している。一方、沖縄県では、美術館などの整備が遅れている。都市の中

に文化的な環境、生活があることが重要なのではないか。先ほど話のあった県立芸大の誘致などは、宜野湾市に芸術家を定着させるためには良いことであろう。このような文化的な視点を基本方針の中に盛り込んでもらいたい。

- ・ 沖縄には、世界に平和を発信するという大事な使命があると考えている。先日の新聞に「普天間基地跡地に国連平和大学誘致を」という記事が掲載されていたが、沖縄の使命を実現するために、普天間に国連平和大学や平和研究所などの施設を整備することを検討してもらいたい。

〔意見に対する回答：岸井氏〕

- ・ わが国は、1920年代には一次産業従事者が過半数であった。それが1960年代には一〜三次産業従事者がほぼ1/3ずつ、現在は約2/3が三次産業従事者となっている。つまり我々の生活が都市的なものをベースとしてものによって変わってきているということである。三次産業として、文化は新たな価値を生み出す産業となる可能性を持っていると考えている。

■ Dさん（男性、一般県民）からの意見

- ・ 2つほど質問させて頂きたい。
 - ①海外の大規模開発事例を紹介頂いたが、これらの事例地区はいずれも地権者が少なく土地のロットが大きかったのではないかと思う。普天間のように数多くの地権者がいる地区での大規模開発事例はあるか。
 - ②開発に際しての受益を地権者間で分配するという話があったが、現在の軍用地料に相当する収益を得る事への見通しはあるか。

〔意見に対する回答：岸井氏〕

- ・ ①については、海外における事例に関しては大半が大規模地権者であり、普天間のように細分化された土地を束ねて開発を行った、という事例はほとんどない。それだけに権利関係を整理することが重要と考えている。また、意向を同じくする地権者がどれだけいるか、ということが重要な要素となってくる。
- ・ ②については、見通しとしては大変難しいと言わざるを得ない。部分的に土地を使用して現在の軍用地料と同等の分配益が出るとは考えづらい。段階的な利用が積み重なった結果として今より高い価値を生み出すような長期的な見通しを持つことが求められる。開発に着手してすぐ、全ての地権者が十分な収益を得ることはできない。十分な収益を上げられるようになるまで、軍用地料との差額相当分を誰かが立て替えることが必要となるであろう。立て替える者が誰かは正直分からない。早期に十分な収益が得られるように、土地から価値を生み出してくれる者をいかに誘導するかが重要となる。資源を上手く使うアイデアやステップを繰り返していくことが重要であろう。そのステップを着実に踏まえておけば後に来るものが大きくなる。

■ Eさん（男性、一般県民）からの意見

- ・ 海外の先進国では福祉を重視しており、都市を整備する際にも予め高齢者や身

障者などに配慮して取り組んでいるが、普天間の開発ではこのような福祉関連の事項についてどのように考えているか。

〔意見に対する回答：岸井氏〕

- ・ 普天間においても勿論、ユニバーサルデザイン的な考えの下、開発を行うべきと考えている。このような意見は計画づくりを進めるにあたり非常に参考となるので、今後とも皆様からどんどん意見を頂きたい。

(2) 地域フォーラムにおける意見交換

【主な意見】

- ① 地権者（男性）
 - ・ 早めに減歩率を提示するとともに、場所によって減歩率に差のつくことが無いようにしてほしい。
- ② 地権者（男性）
 - ・ 地権者の中でも小規模土地所有者は、返還の話しに興味を示さない方々が多いが、彼らの意見を引き出していく取り組みが必要だろう。
 - ・ 事業主体が不明とのことであるが、スピードアップして取り組んでほしい。減歩率などについても地権者が安心できる話をしてほしい。
- ③ 一般県民（男性）
 - ・ 普天間飛行場周辺での交通問題は、北部地域に多大な影響を与える。現モノレールと北部をつなぐ公共交通システムを整備してほしい。
- ④ 宜野湾市民（女性）
 - ・ まちづくりでは子供が阻害されがちなので、今後は、子供が考えるまちづくりも計画に取り入れてほしい。

①南部地区・那覇市会場

■ Aさん（女性、一般県民）からの意見

- ・ 「産学住遊創」は、産業、学術研究、住宅、レクリエーション機能や創造的な活動の場を複合的に集積される考え方とのことであるが、広大な普天間飛行場についての“複合的”とは如何なるイメージか。「産学住遊創」について具体的に説明頂きたい。
- ・ パンフレットのイメージ図は、今後基本方針の検討を深めていくことで変わる可能性があるか。

〔意見に対する回答： 沖縄県知事公室 山川副参事〕

- ・ ここでの“複合的”という意味は、ミックスされたというよりも、480ha 全体の中

に様々な機能が含まれているというイメージである。

- ・基本方針策定後に、これを踏まえて具体的な跡地利用計画を策定する予定である。基本方針では、最低限必要な事項を現段階で決める。具体化していく過程で変わっていく可能性があるものは、現段階で決めずに今後議論、検討していきたいと考えている。

■ Bさん（男性、一般県民）からの意見

- ・今後の予定で、「基本方針案に対する県民意見の聴取」という記述があるが、次の意見聴取の時期はいつ頃になるか。

[意見に対する回答 — 沖縄県知事公室 山川副参事]

- ・今後は、最終形に近い基本方針の案を作成・公表し、それに対して県民の皆さまからご意見を頂こうと考えている。基本方針の案に対する意見聴取の時期は確定している訳ではないが、基本方針を今年度末を目処に策定する予定であるため、その案の公表及び意見聴取は今年の12月ぐらいになるのではないかと考えている。

■ Cさん（男性、一般県民）からの意見

- ・今回の総選挙で、公明党の公約が「コスタリカの国連平和大学のアジア地区事務所を沖縄に誘致」こととしている。先程の意見発表にあった『国連平和大学』の提案は、この公約と関係があるか。

[意見に対する回答 — 発表者Aさん]

- ・私の提案は、公明党の公約とは関係なく、以前から提案してきたものである。

②中部地区・沖縄市会場

■ Aさん（男性、学生）からの意見

- ・普天間飛行場跡地は、多数の地権者が存在する一方で、県民・市民の共有財産でもある。地権者の方々に対しては宜野湾市等を中心に合意形成活動等の取り組みがなされているとのことであるが、県民・市民を含めた取り組みは行われているか。

[意見に対する回答 — 宜野湾市基地政策部 比嘉部長]

- ・現時点で、地主会と連携して意見交換を行っているが、市民を含めた交流の場は用意できていない状況にある。ただし、このような反省から、地権者の集まりの場子供や孫をつれてきて頂いて、若い方々の意見を聞くという仕掛けはしている。
- ・現組織には、地権者の若手の会があり、ここでこれからの街づくりなどを検討している。また、この若手のネットワークを活用して、商工会・婦人会などの若手間の横のつながりを広げていきたいと考えている。

今後とも各組織を活用しながら、広い意味での市民との連携を図りながらまちづくり、更なる市民レベルの意見聴取を進めていきたい。

〔意見に対する回答 — 沖縄県知事公室 山川副参事〕

- ・基本方針の策定に係わっては、これまでも県民意向調査を行ってきており、基本方針の案を作成した段階でも県民意見を聴取したいと考えている。
- ・普天間飛行場については、県民の関心が高いものの、今後の利用に目を向けた県民レベルの議論が少ないように思えるため、今回のフォーラムを契機として、跡地利用に関する様々な議論がわき起こればよいと考えており、そのための仕掛けづくりにも取り組んでいきたい。

〔意見に対する回答 — 宜野湾市基地政策部 和田課長〕

- ・宜野湾市の商工会の会長には、審議調査会のメンバーに入って頂き、商工会としての意見は方針の中に反映している。更に、商工会等の若手グループの組織化を図り、横の連携を図りながら、みんなで普天間飛行場の利用を考えていきたい。

■ Bさん（男性、地権者）からの意見

- ・昨年の地権者懇談会で、公園の面積は全面積の1/4程度を確保するとの説明を受けたが、今回の指針には具体的な公園面積が明記されていない。公園はどの程度の大きさを想定しているか。また、公園や道路整備のための用地確保のためには減歩も必要になるため、地権者に減歩率を早めに示す必要があるだろう。減歩率が40%であっても国連平和大学のような大きな機関を誘致することにより、残り60%の土地の資産価値が高まるだろう。
- ・キャンプ・マーシー跡地の開発で減歩率はどの程度だったか。国道58号から離れるほど減歩率が高かったように記憶している。普天間開発では場所によって減歩率に差がつくようなことが無いようにしてほしい。
- ・普天間飛行場は、県民の共有財産として、沖縄自立経済の機動力になるような利用をしてほしい。

〔意見に対する回答 — 宜野湾市基地政策部 比嘉部長〕

- ・昨年度も都市マスタープランの策定にあたって地権者説明を行い、その中で、普天間飛行場跡地に大規模公園を整備すると説明した。これは「沖縄県広域緑地計画」の（仮）普天間公園100haという位置づけを受けたものであるが、具体的な公園の規模については基本方針策定後に検討していきたいと考えている。
- ・事業手法自体が未だ決定していないため、公園用地を確保する方法は今後の検討課題であるが、大規模な公園を整備したいという精神は生きている。また、今後の跡地利用計画の策定は、行政だけでなく、地権者等と協働で検討していきたいと考えている。

〔意見に対する回答 — 宜野湾市基地政策部 和田課長〕

- ・キャンプ・マーシー跡地の区画整理事業において、平均減歩率は27~28%であり、国道50号から遠い所では減歩率が最高で50%程度であった。ただし、これは20年以上前の事業であり、那覇新都心では平均減歩率35%と聞いている。
- ・国が定めた沖縄振興計画においては、跡地利用計画を踏まえて事業手法を定める

ことになっているため、基本方針を定めた後に事業手法について検討していきたい。

■ Cさん（男性、地権者）からの意見

- ・地権者の中でも小規模土地所有者は、返還の話に興味を示さない方々が多い。これら弱者救済を真剣に考え、意見を聞き、まとめていかないと、地権者みんなの意見にはならないのではないか。
- ・事業主体が不明とのことであるが、スピードアップして取り組んでほしい。那覇新都心の整備もかなりの時間がかかった。減歩率などについても地権者が安心できる話をし、地権者の意識を高めるためにも透明性をもって取り組んでほしい。

〔意見に対する回答 — 宜野湾市基地政策部 比嘉部長〕

- ・平成13年度から地権者懇談会を重ねて、多くの方々に参加して頂く努力をしているが、出席頂けない方も多いため、今後とも場のつくり方を工夫しながら進めていきたいと考えている。基本方針の策定が目的ではなく、素晴らしいまちづくりを実現すること最終目標であるため、その過程では様々な仕組みをつくりながら、多くの方が参加できるようにしていきたい。
- ・現在、みなさんに対して隠し事は全くない。基本方針は「大規模な公園や幹線道路を整理する」という方針を定め、その位置や規模を具体化するのには次の段階である。
- ・これまでのように、行政のみで計画を策定するという手法はとまらない。県、市、国と連携しながら、地権者・市民・県民の意見を聞きながら協働で計画をつくっていく。事業主体は決まっていないが、平成10年に策定された沖縄振興特別措置法の中に“大規模跡地”という位置づけができたため、普天間飛行場のような“大規模跡地”は、国の関与の高い跡地整備になる。

〔意見に対する回答 — 宜野湾市基地政策部 和田課長〕

- ・これまでの軍用跡地でまちづくりが遅れた主な要因は、文化財や地権者の方々の合意形成であったと言われているが、普天間ではこれらに対する取り組みを平成13年度からコツコツと進めている。文化財については3,700ポイントで調査し、概ねの範囲確認はできている。地権者とは頻繁に情報提供や意見交換を行い、基本方針に反映していくことを着実にやっている。今後の具体的な跡地利用の計画づくりにおいては、地権者の方々だけでなく、経済・物流関係者等の力をかりながら取り組む必要があるため、商工会や婦人会等の組織化を年度内にやっていきたい。

■ Dさん（男性、学生）からの意見

- ・地権者の若手の会には、地権者ではない若手の人が入っているか。また、若手の会の合意形成における位置づけ及びその意見の反映方法について伺いたい。
- ・住民の若手の人が入り込む場所はあるか。

〔意見に対する回答 — 宜野湾市基地政策部 和田課長〕

- ・若手の会は地権者の関係者から構成されており、現在23～24名程度の組織である。地主会の本体組織として普天間研究会があり、若手の会の意見はそこに出され、地主会の組織の中で認識され、最終的には地主会の三役がこれらの意見を踏まえて審議調査会等で意見を述べている。
- ・若手に限定はしていないが、各種団体懇談会を年2回開いている。各種団体懇談会は、自治会、商工会、婦人会などの市内の様々な団体の代表者から構成されており、そこでの意見も方針で受け取ってもらっている。

また、昨年、小中学校の総合学習でモデル校各1校を指定して「普天間飛行場の跡地利用を考えよう」というテーマでまちづくりを研究してもらった。最終的には発表会をおこない、それらの意見も基本方針になげかけた。

■ Eさん（男性、地権者）からの意見

- ・普天間飛行場が北谷のような二の前にならないようにしてほしい。軍当局は、文化財調査には協力するが、環境調査には協力しないため、ドラム缶がどの程度あるかを未だ調査していない状況にある。これらについて、県市は具体的に政府に働きかけをして、軍当局に環境関連調査を協力させてほしい。

[意見に対する回答 — 沖縄県知事公室 山川副参事]

- ・現在の制度では、返還後に調査を行うことになっているが、できるだけ早い時期に環境調査ができるように、県、市では軍転協の要望事項に環境調査を盛り込んでおり、国に対して要望している。

[意見に対する回答 — 宜野湾市基地政策部 比嘉部長]

- ・軍転協では、環境調査の申し出と地位協定の改訂を合わせて国に要請している。

③北部地区・名護市会場

■ Aさん（男性、一般県民）からの意見

- ・公共交通システムは、どのようなイメージか。宜野湾市は南北に長い都市であるため、そこでの交通問題は北部に多大な影響を与えることになる。現在のモノレールと北部をつなぐ発想で公共交通システムをつくってほしい。例えば、JR北海道では、軌道と道路をシームレスに走行することができるバスを開発しており、これらについても参考にしてほしい。

[意見に対する回答 — 沖縄県知事公室 山川副参事]

- ・自動車に依存しないまちづくりは重要であり、そのために公共交通システムの導入が必要と考えている。公共交通の具体的な形態は今後の議論であるが、モノレール延伸、バス、LRT等が考えられる。また、他地区の公共交通の実態についても計画を具体化する際に参考としていきたい。

■ Bさん（男性、一般県民）からの意見

- ・基本方針の案を策定する際にも、パンフレット等で情報を提供してもらえるか。

〔意見に対する回答 — 沖縄県知事公室 山川副参事〕

・今後策定していく基本方針の案に対する県民意向の聴取は、現時点ではインターネットでの意見照会を予定している。

■ Cさん（男性、一般県民）からの意見

- ・県、市では、これまでまちづくりに関するコンペを開催したことがあるか。
- ・住民参加で成功したまちづくりの事例はあるか。

〔意見に対する回答 — 宜野湾市基地政策部 和田課長〕

- ・国際都市形成構想で、普天間飛行場を中心に沖縄県全体の開発コンペをしたことがあり、これを受けて現在の「21世紀プラン」に引き継がれている。普天間飛行場については、より具体的な計画づくりの際には、コンペを実施することも面白いだろう。
- ・従来型のまちづくりは、専門家と行政で案をつくり、市民・県民等に報告するという形式だったが、横浜の港北ニュータウンは、普天間飛行場の3倍程度の面積であるが、住民が主体となってグリーンマトリクスという緑の遊歩道を計画し、良いまちができています。

■ Dさん（女性、宜野湾市民）からの意見

- ・地権者と市民がいっしょになった意見交換の場はあるか。
- ・まちづくりでは、子供が阻害されがちである。今回の検討においては、子供の考えが集約されているか。また、子供が考えるまちづくりも計画づくりに取り入れてほしい。

〔意見に対する回答 — 宜野湾市基地政策部 和田課長〕

- ・宜野湾市では、関係地権者の合意形成活動を推進するために地権者懇談会を各地でおこなっている。その一環として商工会・婦人会等の代表から構成される各種団体懇談会を年1回程度開いており、そこに地権者も参加してもらっている。具体的な跡地利用に関する計画づくりの段階では、今よりも密な地権者と市民の意見交換の場が必要と考えている。
- ・昨年からは宜野湾市内の小中学校のモデル校各1校において、総合学習を活用してまちづくり研究に取り組んでいる。その中で、グループ毎に研究した成果を昨年の12月に発表してもらった。今後は全小中学校に広げていくために、教育委員会に要望している段階である。

■ Eさん（男性、地権者）からの意見

- ・地権者懇談会において、なかなか多くの地権者に参加してもらえない状況にあり、今後、市民・県民・地権者が感心をもてるようにお知恵、お力を貸して頂きたい。普天間飛行場跡地で、世界に誇れるまちをつくっていきたい。

資料－８ 県民意向調査の結果

１．調査の概要

(1) 県民意向調査の目的

検討委員会において提言された、「普天間飛行場跡地利用基本方針の策定にかかる指針」について、地権者、市民、県民に広く情報提供し、普天間飛行場跡地利用基本方針に対する意見や提案を求めることにより、普天間飛行場跡地利用基本方針（素案）づくりに反映させる。

なお、県民意向調査は、基本方針策定に向けた「意見聴取」を主眼に実施する。

① 県民に対する情報提供

- ・ 普天間飛行場跡地利用基本方針の策定にかかる指針について要点をまとめた「普天間飛行場跡地利用に関するレポート（第二回）」を作成し、地権者、市民及び県民を中心に配布し、普天間飛行場跡地利用基本方針の策定に向けた情報提供を行う。

② 県民の意見の聴取と素案づくりへの反映

- ・ 上記の情報提供により、県民の理解を深めた上で、普天間飛行場跡地利用基本方針に対する率直な意見・提案について求め、素案づくりの参考とする。

③ 調査結果の公表と県民参加の促進

- ・ 調査結果を県民に公表し、普天間飛行場の跡地利用にかかる県民の相互理解を深め、今後の計画づくりへの積極的な参画意欲を高揚する。

④ 市民、地権者の勉強会等の資料として活用

- ・ 「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査」が実施する市民、地権者の勉強会等の資料として活用することにより、情報提供を行う。

２) 県民意向調査の実施概要

① 県民レポート及び意向調査票の作成配布

- ・ 普天間飛行場跡地利用基本方針の策定に向けて、当検討委員会より提言された「普天間飛行場跡地利用基本方針の策定にかかる指針」について要点をまとめた「普天間飛行場の跡地利用に関するレポート（第二回）」を作成し、あわせて「基本方針の策定に向けた県民意向調査」を配布した。（別添資料参照）

② 県民意向調査の実施期間

- ・ 県民意向調査の実施期間は、平成 17 年 8 月 1 日（月）～8 月 31 日（水）にて実施した。

③ レポート及び意向調査票の配布

- ・ レポート及び意向調査票は、イ) 宜野湾市を通じて地権者及び市民へ直接配布、ロ) 沖縄県を通じて県民へ配布、ハ) 検討委員会委員を通じて配布、ニ) 県民フォーラム（8 月 9 日）及び地域フォーラム（8 月 24 日・南部地区、25 日・中部地区、26 日・北部地区）にて

直接配布、の4通りにより表に示す部数を配布した。

- その他、事務局HPにおいてアンケートフォームを公開し、インターネットを通じた情報提供及び回答を求め、より広い情報提供を実施した。

表－レポート及び意向調査票の配布状況

配布分類	配布対象等	部 数	配布場所または方法
宜野湾市 関連	地権者	500	地主会を通して配布
	市民	1,000	自治会、市民団体を通して配布 市役所積み置き
沖縄県関 連	関連市町村	910	本島各市町村にて積み置き
	県関連施設 等	550	県庁、南部合同庁舎、中央保健所、中部福祉保健所、 南部土木事務所、中部土木事務所、県立図書館、県 住宅供給公社、沖縄総合事務局にて積み置き
	団体・企業 協力	930	沖縄県技術士会、(社)沖縄建築士会、(財)沖縄コ ンベンションビューロー、沖縄商工会連合会、郵政 公社
検討委員 会関連	委員協力	60	委員を通して配布
	フォーラム	350	フォーラム来場者に配布
合 計		4,300	(前回配布部数：4,893)

② 意向調査票の回収

- 意向調査票の回収は以下の方法により実施した。

表－意向調査票の回収方法

回収方法	内 容
郵 送 回 答	意向調査票の回答用紙により、事務局宛（那覇中央郵便局留め） にて郵送
ファックス回答	意向調査票により事務局（沖縄県知事公室基地対策課、宜野湾敷 地跡地対策か）あてファックスにて送信
回収箱投函	県庁、宜野湾市役所等主要施設ロビー等にて、積み置きと共に設 置した回収箱への投函
フ ォ ー ラ ム	県民フォーラム、地域フォーラム終了時に会場にて直接回収
ホ ー ム ペ ー ジ	事務局ホームページ内「意向調査回答フォーム」にて、直接回答

2. 調査票の集計

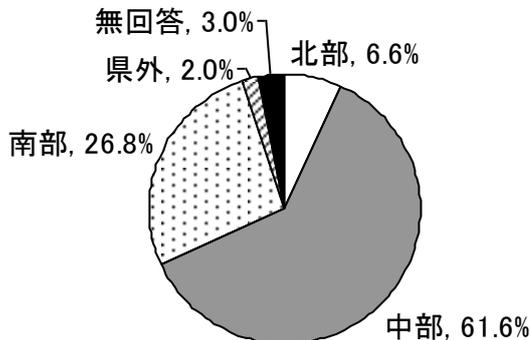
(1) 回答の状況

今回の意向調査における回答状況は下表の通りであり、集計にあたっては回答のあったものを集計した結果を表及びグラフで表示する。

回収方法	回答数	構成比	備考(前回)	
郵送	64	21.2%	117	
FAX	—	—	6	
ホームページ	80	26.5%	193	
フォーラム	県民フォーラム	54	17.9%	59
	地域フォーラム(南部)	35	11.6%	—
	地域フォーラム(中部)	34	11.3%	—
	地域フォーラム(北部)	26	8.6%	—
県庁	9	3.0%	31	
その他	—	—	95	
合計	302	100.0%	501	

① 回答者の居住地

回答者は、主に本島中部のエリアが 6 割を占め、普天間飛行場に近接する区域を中心に回答が寄せられている。特に普天間飛行場の存する宜野湾市と那覇市からの回答が全体の 5 割を占める結果となっているとともに、上位 5 市町村では県民フォーラム、地域フォーラムを開催した都市が占めている。



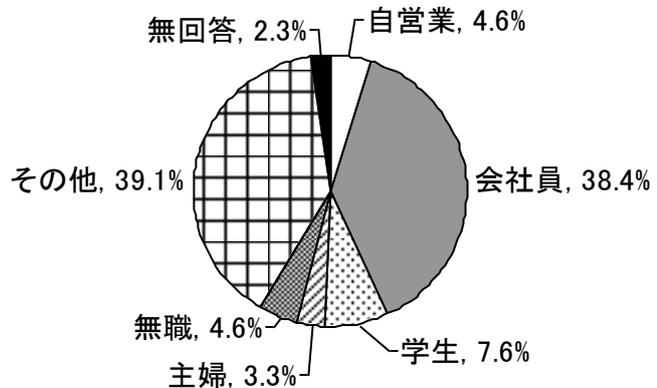
上位5市町村

宜野湾市	115	38.1%
那覇市	60	19.9%
沖縄市	26	8.6%
名護市	18	6.0%
浦添市	17	5.6%

② 回答者の職業

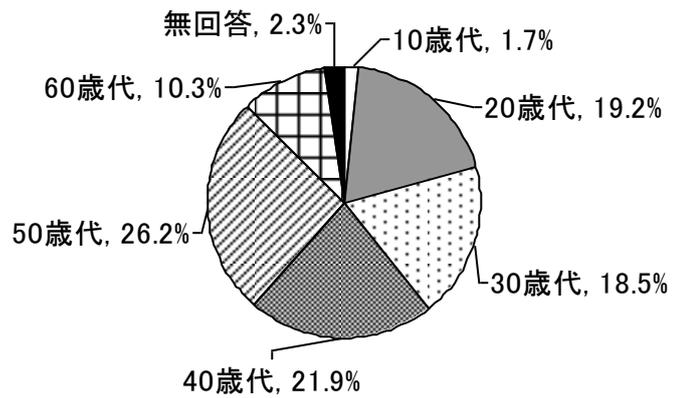
回答者の職業では、会社員及びその他の回答が最も多く全体の 4 割を占めている。一方、学生の回答が 7.6%と低く、前回の意向調査に比べて、20 ポイント以上下がっている。今回の意向調査の実施時期が夏休みの時期と重なったことが要因と考えられる。

(※その他の回答には、公共団体職員等の公務員も含まれている。)



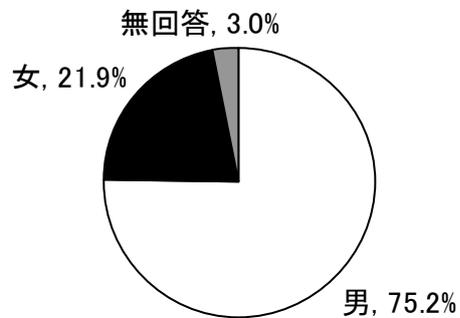
③ 年齢

年齢別に見た回答者の状況では、10代から50代までほぼ万遍に回答されており、幅の広い意向の把握を行った。



④ 性別

回答者の性別では、4分の3強が男性であり、女性からの回答は少ない。今後の計画づくりに向けて、女性の意向を反映できるよう取り組み方策についても配慮していくことが必要となる。

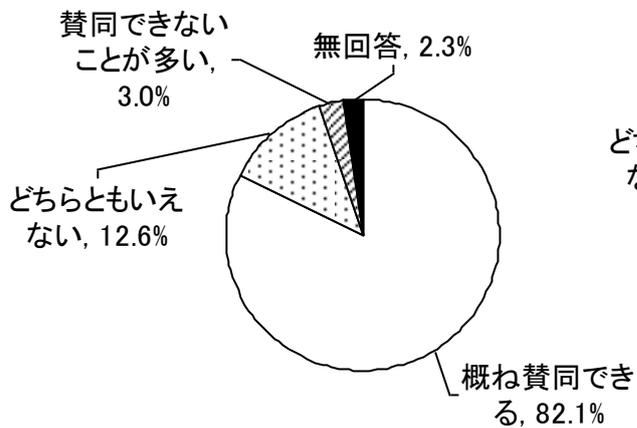


(2) 「普天間飛行場跡地利用基本方針の策定にかかる指針」に対する感想

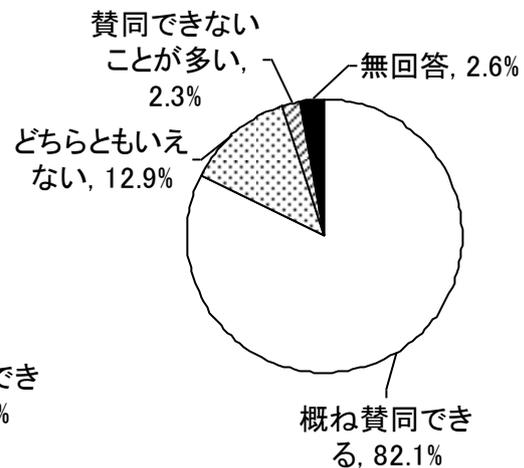
① 「跡地利用の基本方向」に関する提言について

回答の7割以上は、跡地利用の基本方向として示した「跡地利用の目的」「跡地利用の基本姿勢」「跡地利用の促進に向けた取り組み」について「概ね賛同できる」としている。一方、「どちらともいえない」「賛同できないところが多い」「無回答」が、それぞれについて20～30%程度ある。これらには、指針の性格から「表現に具体性が見られず判断できない」「従来の跡地利用との違いが見えない」などの意見が見られる。また、円滑かつ的確な跡地利用推進のためには、関係者の理解と協力が必要であるとする意見がある一方で、地主が抱える不安の払拭に最大限の取り組みを求める意見も寄せられている。

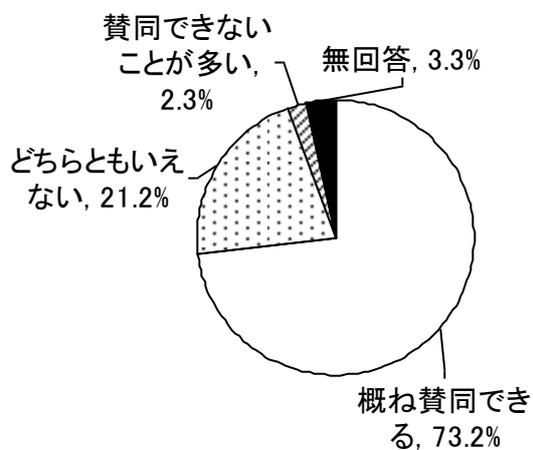
● 跡地利用の目的



● 跡地利用の基本姿勢



● 跡地利用の促進に向けた取り組み

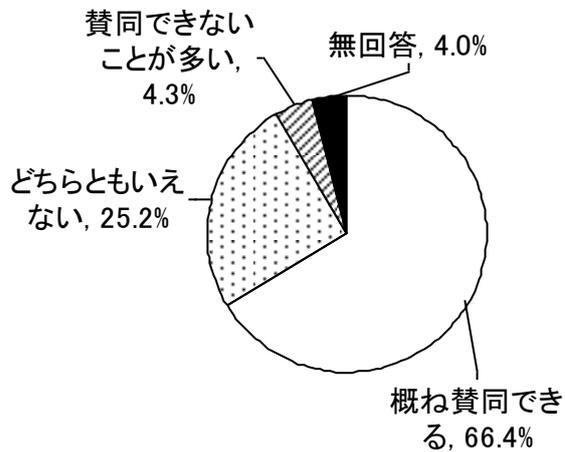


②「跡地利用の具体的な内容」に関する提言について

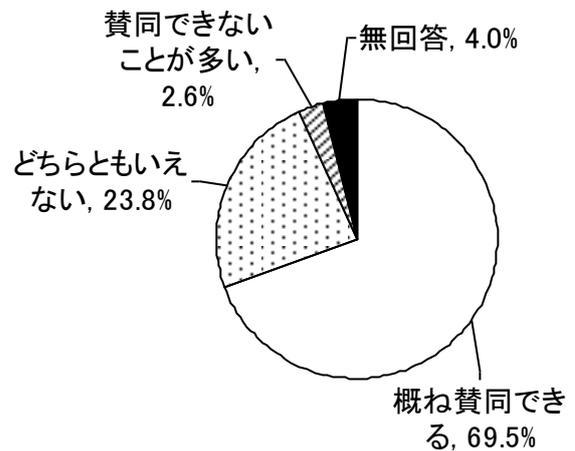
跡地利用の具体的な内容として示した「土地利用及び機能導入」「都市基盤施設」「周辺市街地との連携」「環境づくり」については、6～8割程度の回答が「概ね賛同できる」としている。また、「どちらともいえない」の回答が2割程度となっており、跡地利用の基本方向と同様に表現として具体的な内容に期待されていた点が伺える。

一方、「賛同できないことが多い」との回答が5%弱程度ずつ見られ、土地利用・機能導入では、既存の公益施設や基地周辺に配置された機能と新たに導入する機能の関連性や、相互の連携に関する配慮の必要性や発展の核となる機能の具体的な内容を求める意見、既存の跡地利用におけるまちづくりの模倣を危惧するなどの意見が寄せられている。（後述「自由回答の集約」参照）

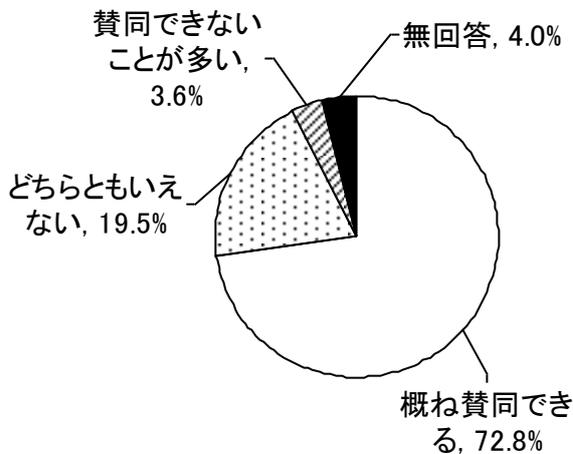
●土地利用及び機能導入



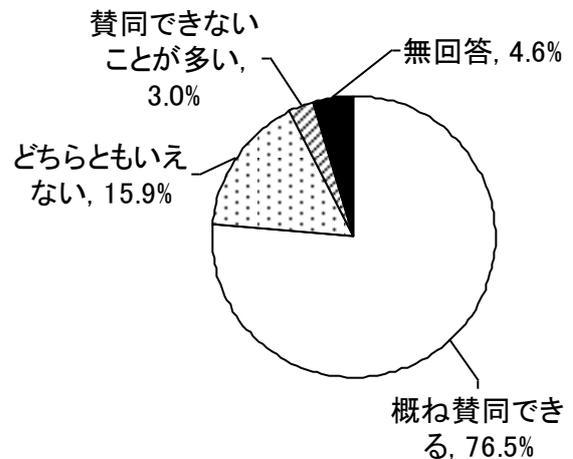
●都市基盤施設



●周辺市街地との連携



●環境づくり



3. 自由意見の集約

今回の県民意向調査では、指針の項目ごとに対する意見と合わせて、提言を見た感想や跡地利用に関する意見について自由記述式により、回答を求めた。その結果、多くの回答者から多岐にわたる意見を寄せられた。それらの意見の趣旨を要約すると「提言（指針）に対する評価・感想」「基本理念」「機能導入・土地利用」「道路・交通」「公園・緑地」「環境」「景観・魅力づくり」「合意形成・情報提供」「跡地利用の進め方」「その他（跡地以外、変換手続き等）」に関する意見に集約することができる。

各項目ごとの主要な意見は、概ね以下のとおりとなっている。

①提言（指針）に対する評価・感想

- ・ 保全と開発を網羅的に示し良くまとまっている
- ・ 緑豊かなまちづくりを目指すことに賛同する
- ・ 従来跡地利用を繰り返さないでほしいと実感した
- ・ これまでの跡地利用と基本的な部分で同様に感じる
- ・ 具体的な内容等に触れておらず抽象的で判りづらい
- ・ 指針を見て跡地利用の実現した後の宜野湾へ行ってみたいと感じた
- ・ 提言が示されたことを契機に普天間の跡地利用や宜野湾の実態を把握することができた
- ・ 理想的な指針である反面、用地提供の目安などを想定できる整理が必要と感じた
- ・ 具体的な計画内容を示してほしい
- ・ 「具体的な内容」において開発にかかる部分では推進の方向で表現がある反面、環境づくりに関しては、「必要性などについて評価を行い」としており、確実な自然環境の保全は担保されないのではないかと
- ・ 提言の解説ビデオは長すぎて判りづらい

②基本理念

- ・ 明確な目標像が不明
- ・ 市、沖縄県の発展に向け地形を活かした都市づくり
- ・ 今後の沖縄県全体の未来を見据えた取り組み
- ・ 沖縄本島の中心であり、宜野湾市のみでの発展ではなく県全体の振興の視点から計画の策定を望む。今は否定されても、50年、100年後には喜ばれる大胆な計画策定をする必要がある
- ・ アジアまで広げた土地需要にもとづいたまちづくりとする必要がある
- ・ アジアの中心としての沖縄の役割を見据えた将来像の検討が必要
- ・ リタイアメントソサエティに対応したまちづくりとそれを全国に情報発信
- ・ 沖縄の伝統を活かしたまちづくりを
- ・ 人が歩くまちづくり

- 宜野湾市のモットー、キャッチフレーズを明確に示し反映する必要がある
- 普天間基地の存在を記憶に残すまちづくりも重要
- 過去の開発事業を先例にしては整備効果を期待できない
- 琉球大学と冲国大を結ぶ研究学園コリドールを構築
- 平和利用のシンボル都市
- 学会や国際的な会議を恒常的に実施し知名度、観光イメージ向上に繋げる器づくり
- 跡地の中だけで考えないで、沖縄県の中で普天間がどういった機能を持つことが有効なのかを整理しておく必要がある
- 跡地利用の実現により素晴らしい街ができ、宜野湾の新たな拠点になる。実現に向けての多くの問題があるようだが、確実に進めてほしい
- 夢のあるのびのびとした計画づくりを実現してほしい

③機能導入・土地利用

- 産学住遊創のイメージが掴みづらく、「何でもあり」と捉えてしまう
- 産学を中心に考えることに反対
- 国際社会に向けた施設の導入を検討
- 国、県の官公庁施設の誘導
- 高度な研究施設等の導入による雇用の確保、人材の育成
- 新都心のような急成長を誘導するインパクトは必要
- 新都心、小禄金城のようなまちづくりは望まない
- 既存の県施設・民間施策と跡地利用に導入する機能との連携が希薄
- 周辺住宅やコンベンションなどとの機能の連携を確保してほしい
- 国際会議の場を確保し、コンベンションセンターと連携（ロープウェイ）
- 商業地をつくるより自然を中心とした沖縄の国土を活かす土地利用計画が必要
- 新たな商業施設ができる度に人の流れが変わるようでは沖縄の経済発展は底が見える
- デパートなどの大規模商業施設
- ショッピングモールは必要ない
- 国連平和大学、平和研究を行う国連機関の誘致
- 冲国大ヘリ墜落事故の資料館を整備
- 跡地の半分を冲国大の用地にする
- 既存の基地施設をそのまま残し再利用
- 超高層の展望台を設け基地の規模や変遷を実感する場とする
- 飛行場の機能は維持し防災拠点として危機管理に努める（自然災害、事故等）
- 若者だけではなく幅広く受け入れられる空間
- フロリダを参考とした沖縄特区の導入
- 特区またはその他の手法により私権を抑え土地利用や街並みの誘導が必要
- スポーツゾーンの導入を検討

- ・ 総合体育施設の整備および市民への開放
- ・ 市民、県民の憩いの場を確保
- ・ リゾートの機能は不要
- ・ 従来的な感覚に囚われず、ゲームランド・テーマパークを拠点施設とする
- ・ テーマパークの誘導
- ・ 自然の中に図書館等のゆったりとした空間を確保
- ・ 国際映画村などの国際的視点での跡地利用
- ・ プラネタリウムにより自然科学を学習する場とする
- ・ コンサートホールの確保
- ・ 商業地よりも文化的施設を中心としたまちづくりを誘導
- ・ 国立老人ホームを設置
- ・ 幹線道路沿道の土地利用を規制し他と差別化を図る
- ・ 施設毎の駐車場確保
- ・ 農業的な生産機能の確保も必要となるのではないか

④道路・交通

- ・ 幹線道路の体系整理による市内移動の円滑化
- ・ 計画的な道路網の適正な配置
- ・ ゾーン別（段階的）に跡地利用を進めていくためにもゾーン間が面として繋がるような交通体系の構築が必要となる
- ・ 広域的な道路ネットワークの構築に関する表現が少ない
- ・ 渋滞緩和、道路植栽の実施による良好な道路環境の確保を求める
- ・ 自転車道の整備
- ・ 幹線道路は広幅員でゆとりのある計画として欲しい
- ・ 生活道には駐車スペースを付帯するよう計画して欲しい
- ・ 公共交通システムの導入に賛成
- ・ 那覇方面と結ぶ軌道系交通の導入を検討するような方向性が必要
- ・ 既返還跡地の市街地との連携を考慮し、それらとの公共交通システムによる連携について検討が必要
- ・ 県全体の交通需要予測と宜野湾市の経済発展性を考慮した幹線道路機能・配置が必要
- ・ 鉄道はあきらめてモノレールの導入を検討
- ・ 公共交通システムの導入が幹線道路整備よりも上位に位置づけ、TODを前提としたまちづくりの展開をする必要がある
- ・ 沖縄縦貫鉄道の構築が沖縄の発展の根幹となる
- ・ モノレールを中心としたコミュニティバスの運行を実現
- ・ LRTにより那覇と結ぶ

⑤公園・緑地

- 既存の芝生を活かした大規模公園及びスポーツ施設の整備
- 宜野湾平和公園、世界へ平和を発信する大規模公園として国の買収により整備し平和イベントを実施
- 普天間公園の国営化が困難な場合、県営での整備を導入
- 経済効率性を優先させず自然環境の調和、景観への配慮による大規模公園を中心としたまちづくりが望まれる
- 緑豊かな大規模緑地公園を整備
- 海と緑を活用した公園の確保
- 緑を多く取り入れ環境の大切さが実感できるよう計画してほしい
- 緑（森林）をもっと増やすべき
- 緑豊かな跡地利用に期待する（緑被率による目標設定）
- 緑や環境重視の町にしてほしい
- 緑があふれる自然との調和を大切にしたい計画
- 水辺空間の視点を入れた公園整備により、跡地周辺の水環境（利用）実態にも配慮した計画策定を望む
- 都市内の緑化は公園のみではなく、森林等の自然地形においても確保すべき
- 基地であったがために残されている自然も多くありこれらを残した計画づくりにしてほしい
- 残存する自然の保全に加え、自然再生・ビオトープの導入などによるまちづくり
- 自然資源の保護を優先し市民の癒し、憩いの空間を創出してほしい
- 自然の地形を活かした緑豊かな環境づくり、オープンスペースと緑陰を随所に配置した歩行者や生活者にやさしいまちづくりを目標としてほしい

⑥環境

- 環境に配慮した段階的開発が必要であり時間管理に配慮が必要
- 人と自然が共存できる空間を創る良い機会であり道路を中心とする必要はない
- 観光に重点を置くのではなく、緑あふれる住みよい住環境を確保
- 人口増加率減少の中で、より良い住環境確保を目指す必要
- 何もしないで自然をそのまま残す方法もある
- 地球環境に配慮したモデル都市づくり
- 透水性舗装などによる地下水源を保全
- 利用する地下水量を確保する水路整備及び鍾乳洞の活用
- 自然環境や文化財に関する計画づくりの促進は必要
- 県民全体の遺産である文化財の保護・活用を検討してほしい
- 環境づくり、文化財保護について特段の配慮が必要
- 汚染実態の調査実施と適切な対策を実施してほしい

- 土壌汚染対策を適格に実施するため、現時点からでも現況調査を実施する必要がある

⑦景観・魅力づくり

- 電線類は地中化を
- 街路樹は在来の樹種を選定
- 松並木は日影を作らず虫も付く。ガジュマル、フクギなどが良いのでは
- 街並みに配慮してほしい
- 街並みデザイン等の統一
- 沖縄の文化と交流できる施設や家屋配置を実現
- 戦後失われた沖縄型建築及び環境を復元することも有効
- ふれあいや交流から沖縄本来の魅力を発見することで人々を惹きつける
- 人々が自然に集まるゆとり空間の創出
- 魅力あるまちづくりとは住んでみたくなるまちづくり
- アジアの人が住みたいまちづくり
- 地形を大切にした（活かした）街づくり
- 沖縄の伝統・風土を守り、活用することで魅力を創出し、これからのシルバー世代を中心とした住環境を確保
- 「沖縄らしさ」の判断基準は個人差があり曖昧であるため留意が必要
- 沖縄らしさの魅力創出には、地元の専門家を交えた計画づくりが必要
- 沖縄らしさを象徴する跡地利用に期待
- 沖縄全体の中から普天間に必要なものやコンセプトを検討し個性ある跡地利用としてほしい
- 既存資源である水を活かした水路のあるまちづくりを望む
- コンクリートやアスファルトに囲まれたまちには反対
- 落ち着いた文芸都市にシックなたたずまいを併せ持つ街並み
- ひしめき合った市街地は精神的に良い環境ではない（ゆとりある市街地による魅力づくり)

⑧合意形成・情報提供

- 市民（周辺住民、宜野湾市民）、県民への情報提供や意向を十分に反映した計画策定
- 地主意向の尊重と事業実現性の調整に向けた情報提供（発信）
- フォーラムの実施が地主の合意形成に有効
- フォーラムを定期的に開催し行政の状況を報告し県民の参加機会を創出
- マスコミを活用した情報の積極的な提供（発信）
- パンフレット、アンケートによる認知度の向上
- 県民への広報が不足
- 地主を除く県民の意識は低く、高校・中学へ広げた情報発信が必要

- 県民生活への影響を考慮し情報を把握したい
- 住民一人ひとりへの資料配付
- 十分な情報提供にもとづく地主意向の把握
- 地主の積極的な協力が地主の土地活用を有利にする
- 地主、宜野湾市民、その他地主の意向・意見の均衡ある反映が重要であり課題でもある
- 特色ある街並み形成に向けた地主の合意形成が必要
- 地主は、まちづくりに時間がかかり、土地の有効活用による地域・沖縄の発展に地主の協力が必要であることを理解する必要
- 跡地利用には多くの可能性を秘めている反面地主の意向も尊重すべき
- 地主が自らの要望実現のため土地を提供することの必然性について十分な意見交換が必要
- 多くの選択肢を示し将来像の実現にむけた地主の説得を
- 自己所有を望む地主の詳細な意向把握が必要
- 地主と周辺住民の合意形成が重要
- 宜野湾市に在住しない地主への対応はどうしているのか
- 反対者（地主）の意見・意向把握にも務める必要
- 地主、老若男女の幅広い意見把握とその集約による反映
- 近隣の居住者への配慮が必要

⑨跡地利用の進め方（今後の取り組み等）

- 特徴ある計画策定に向けた関係者の合意形成を確実に実施してほしい
- 市民の意見を中心に跡地利用計画を策定
- 国、県、市、住民がそれぞれの役割を担い義務を果たすことのできるよう、組織やシステムの構築が必要
- 地主や地域の意向も十分に反映しつつも、行政の積極的な主導に期待する
- 持続的な取り組み体制の確立を求める
- 土地利用や導入機能についてより具体的な検討を重ねる必要があり、国、県、市による取り組み
- ほとんどが民有地であることから、都市計画の進め方について行政も含めた運営（行政主導の推進）が必要
- 検討会には国も参加する必要がある
- 基本方針策定後の取り組みが大切
- 大規模公園などの施設を維持・管理していくためのコストは膨大となることを考慮し住民の参加による仕組みを早い段階から整備・誘導しておく必要がある
- 基本計画の策定では国際コンペの実施を検討していく
- 行政、設計士、住民等で話し合い決めていく
- 跡地利用計画の策定に早く着手する

- ・ 跡地利用に必要な新たな制度の検討について方針を示す必要がある
- ・ 段階的利用の手法は新たな制度として行うものなのか
- ・ 公共用地の確保に関する具体的な方策はあるのか
- ・ 計画実現に向けた公用地の確保のための予算の確保
- ・ 基地内の地盤調査を早急に実施し、幹線道路、公共交通のルート設定を行い周辺市街地の施設整備に早期に着手出来る環境を整える
- ・ 返還後の開発を円滑に進めてほしい
- ・ 計画の内容を明確に示すことで返還の促進に繋げてほしい
- ・ 時間をかけすぎずに跡地利用を可能とする取り組みが必要
- ・ 事業の期間を短縮するため、関係機関との調整を十分に行い進めてほしい
- ・ 早期返還、早期事業着手の実現
- ・ 適切な跡地利用の展開により周辺の既成市街地の再生を誘導
- ・ 各事業の事業効果等を十分に評価し実施すること
- ・ これだけの事を行い相当な費用がかかるはず。普天間の地主の為だけでなく、他の跡地利用についても注力して進めてほしい
- ・ 県・市の協調体制により市民意向を取り込み、国との折衝をしてほしい
- ・ 国の責任で実施（戦後処理の一環）
- ・ さらなる国・県の支援を求める
- ・ 責任ある国の関与を基本方針で明確に
- ・ 地主の意向を大切にすることも必要であるが自己活用意向が8割に達している中で県民の共有財産として確保するためには、国、県、市のリーダーシップが必要

⑩その他

- ・ 小規模地主の負担と対策に関する方策の提示
- ・ 地主の生活を最優先に考え財産の減少を求めるべきではない。
- ・ 個人の考え方が不明であり、受動的な感じがする
- ・ 補償の確保もしながら早めに収益が上げられるような取り組みを
- ・ 軍用地料で生活している高齢者への生活補償の確立
- ・ 収益型の土地利用を計画し、地主への利益配分を検討
- ・ 宜野湾市で一括して借地し借地料を支払う
- ・ 人材育成といった見えない街づくりにも取り組んで行く必要
- ・ 既成市街地の空洞化対策を先行させる必要がある
- ・ 広域的な機能・位置づけの必要性は理解できる反面、跡地と周辺市街地との一体的な発展を考慮した跡地利用を望む
- ・ 跡地での市街地誘導が周辺市街地の衰退を誘発することを懸念する
- ・ 区画整理事業以外の手法は何があるのか知りたい
- ・ 講演の内容について重複のないような準備が必要

- 意識調査には、宜野湾市民の意向（意識）が伝わらないため、市外の者として回答は困難
- 意向調査票に工夫を
- 基地返還の実現を早期に実施
- 行政が進める跡地利用に賛成するので早期返還を